

平成30年度
包括外部監査の結果報告書

林業施策に関する財務事務の執行及び事業の管理

岐阜県包括外部監査人
公認会計士 豊田裕一

目 次

	頁
第 1 外部監査の概要	1
1. 外部監査の種類	1
2. 選定した特定の事件（テーマ）	1
3. 事件（テーマ）を選定した理由	1
4. 外部監査の対象部署	2
5. 外部監査の対象期間	2
6. 外部監査の実施期間	2
7. 外部監査の方法	2
8. 外部監査の補助者	3
第 2 林業施策に関する概要	4
1. 林政部の組織図（平成 29 年 4 月 1 日現在）	4
2. 岐阜県における林業の状況	5
3. 岐阜県における林業行政の取組	11
4. 予算規模	28
5. 国における森林・林業の現状と課題	29
6. 森林経営管理制度	38
第 3 外部監査の結果－総括的事項－	41
1. 第 3 期岐阜県森林づくり基本計画について	41
2. 清流の国ぎふ森林・環境基金事業の評価について	42
3. 木材の利用チャネルの拡大のための取組について	44
4. 新たな森林経営管理システムに備えた体制の整備について	46
5. 岐阜県森林公社及び木曾三川水源造成公社の長期収支の継続的モニタリ ングについて	48
6. 地方自治体から国への積極的な施策等の発信について	50
7. 「SDGs」に関連付けた取組みの推進について	50

第4	外部監査の結果—個別的事項—	53
I	林政課	53
	1. 林政課の概要	53
	2. 100年の森林づくり計画策定事業について	54
	3. 森林情報の管理について	57
	4. 第3期岐阜県森林づくり基本計画について	62
II	森林研究所	67
	1. 森林研究所の概要	67
	2. 森林研究所の研究課題に対する評価について	68
	3. 森林研究所庁舎警備業務委託について	71
III	森林文化アカデミー	73
	1. 森林文化アカデミーの概要	73
	2. 森林文化アカデミーの外部収入について	75
	3. 宿泊施設の利用について	78
IV	恵みの森づくり推進課	80
	1. 恵みの森づくり推進課の概要	80
	2. 里山林整備事業及び森林地域外危険木除去事業について	81
	3. 森と木と水の環境教育推進事業について	83
	4. 上流域と下流域の交流事業について【参考】	88
V	県産材流通課	92
	1. 県産材流通課の概要	92
	2. 木材利用推進対策費について	93
	3. 木材生産流通対策費について	95
	4. 林業・木材産業改善資金貸付金について	101
VI	森林整備課	105
	1. 森林整備課の概要	105
	2. 森林整備事業について	105
	3. 林業事業体の登録・評価制度の導入について	116
	4. 林業事業体同士の交流の促進について	118

Ⅶ 治山課	120
1. 治山課の概要	120
2. 山地治山総合対策事業費について	121
Ⅷ 公益社団法人岐阜県森林公社	130
1. 団体の概要	130
2. 長期収支試算について	146
3. 第Ⅵ期分収林計画について	152
4. 白山白川郷ホワイトロード維持補修委託業務について	156
5. 白山白川郷ホワイトロード経営改善計画について	158
6. 林業就業促進の取組について	161
7. 緑の青年就業準備給付金事業について	163
8. オフセット・クレジット（J-VER 制度）の取組について	166
9. 林業就業促進資金貸付金について	168
10. 機関誌「森の息吹」の記載事項について【木曾三川水源造成公社と共通】	169
Ⅸ 公益社団法人木曾三川水源造成公社	173
1. 団体の概要	173
2. 長期収支試算について	184
3. 分収造林契約について	188
4. 木材販売について	191
5. 森林資産情報の注記について	193
6. 公益森林管理事業について	196
第5 利害関係	199

・報告書中の数値は、端数処理の関係で総額と内訳の合計とが一致していない場合がある。

・外部監査の結果のうち、違法又は不適切な疑いがあり、是正措置が必要と考える事項については（指 摘）として表記し、直ちに是正措置が必要とまでは考えないが、是正措置の検討が望まれる事項については（意 見）として表記している。

第1 外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項の規定に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件（テーマ）

林業施策に関する財務事務の執行及び事業の管理

3. 事件（テーマ）を選定した理由

県の森林面積は、平成24年3月末現在約86.2万ha（全国第5位）で県土面積の81%（全国第2位）を占めており、全国でも有数の森林県である。この広大な森林に関する施策の総合的な推進を図るため、県は平成18年に制定した「岐阜県森林づくり基本条例」に基づき、「岐阜県森林づくり基本計画」を平成19年に策定しており、以後5年ごとに見直しを行い、現在は第3期（平成29年度～平成33年度）の基本計画期間中にある。

第2期基本計画の総合評価においては、林業経営を重視した「生きた森林づくり」と環境保全を重視した「恵みの森林づくり」の2つを柱とした取組を行ってきたが、前者では木材需要に応じた原木の供給体制や県産材の販路について、後者では森林・環境税を活用した水源林・里山林の整備や環境教育の広がり等について、課題が残されていることが認識された。

また、県の人工林が偏った齢級構成となっており持続可能な資源活用が困難となるおそれや、森林技術者等林業人材の不足など、次世代への継承の観点から新たな課題も認識されたことから、現行の第3期基本計画においては、「100年先の森林づくり」を新たな政策の柱とし、既存の柱の継続とともに取組を強化している。平成29年度最終予算（3月補正後予算）においても、林政部全体で約191億円の予算が計上されている。

このような事業環境を踏まえると、県の林業施策に係る財務事務の執行及び事業の管理の状況を具体的に把握し問題点を洗い出し、改善点を提示することは有意義であると判断し、平成30年度の監査テーマとして選定した。

4. 外部監査の対象部署

岐阜県林政部及び財政援助団体等

5. 外部監査の対象期間

平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日

(ただし、必要に応じて過年度に遡り、また平成 30 年度分も対象にする。)

6. 外部監査の実施期間

自：平成 30 年 6 月 19 日 至：平成 31 年 3 月 19 日

7. 外部監査の方法

(1) 監査の主な要点

- ① 事務手続が関係する法令や条例等に準拠しているか (合規性)
- ② 第3期岐阜県森林づくり基本計画を推進するために効果のある事業が経済的・効率的に行われているか
- ③ 事業環境の変化に対応し、森林・林業・木材産業の持続的な開発・経営の確保のための取組がなされているか
- ④ 関連する財政援助団体における事業が県における事業と同様に適切に実施されているか
- ⑤ その他林業施策に係る事業が3E (経済性・効率性・有効性) の観点から適切に執行されているか

(2) 主な監査手続

- ① 関連書類一式を閲覧し、合规性の検証のための関連規則等との照合を実施した。
- ② 経済性・効率性等の検証のために、どのような事務処理や業務改善等がなされているかについて、担当部署に対してヒアリング及び関連書類の調査・分析等を行った。
- ③ 必要と考えた施設等の現場視察を行った。

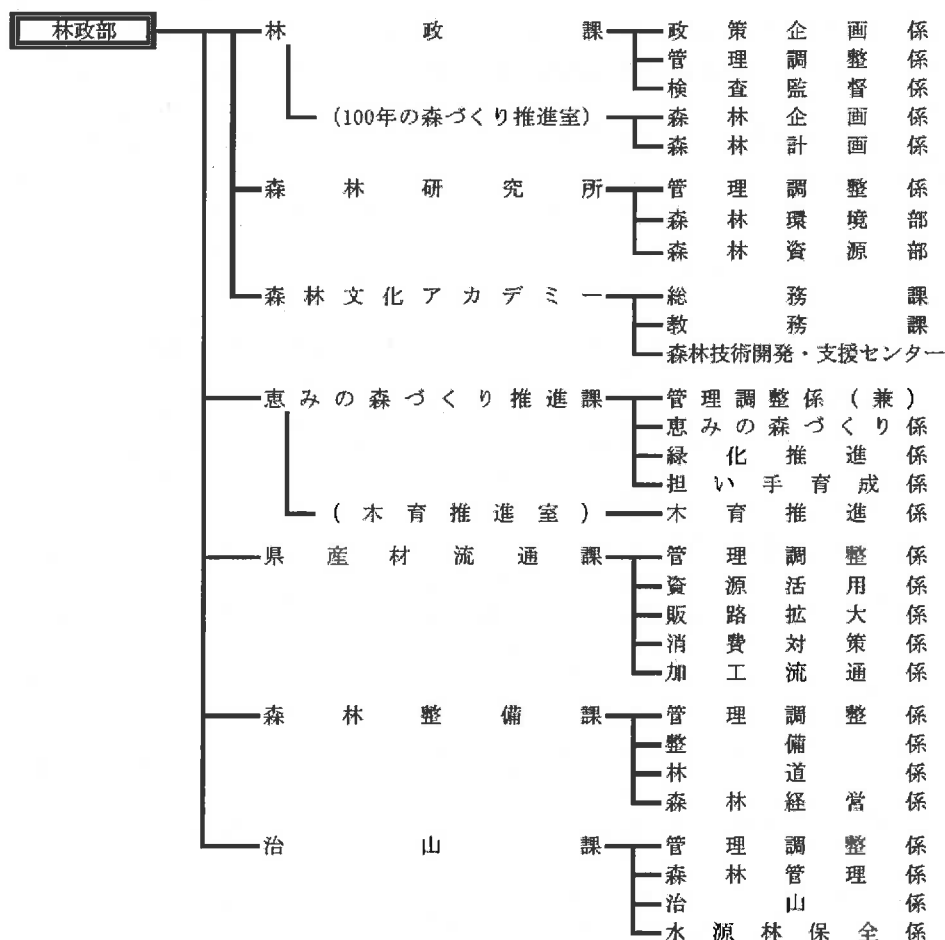
8. 外部監査の補助者

田 中 豪 明 (公認会計士)
河 村 崇 志 (公認会計士)
横 井 誉志子 (公認会計士)
白 井 佳 (公認会計士)
蓑 田 浩 行 (公認会計士)
林 孝 卓 (公認会計士)
山 田 麻 登 (弁護士)

第2 林業施策に関する概要

県における林業施策の概要を以下に記載する。

1. 林政部の組織図（平成29年4月1日現在）



(農林事務所[林業施策関連のみ])



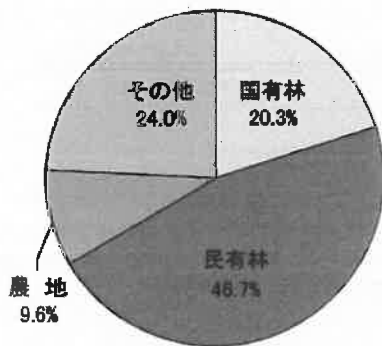
(出典：「平成28年度 岐阜県森林・林業統計書」)

2. 岐阜県における林業の状況

岐阜県における林業の状況を以下に記載する（出典：岐阜県「第2期岐阜県森林づくり基本計画 5か年の総括評価」平成29年10月）。

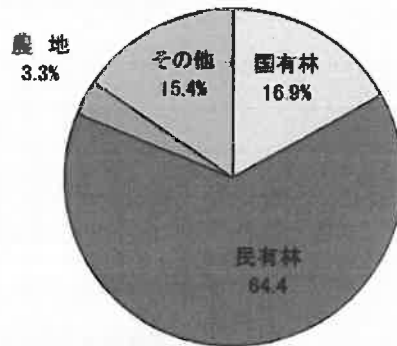
(1) 岐阜県の森林資源の状況

岐阜県の森林面積は平成27年度末現在で863千haと県土面積の81.2%を占めている。内訳は、国有林が179千ha、民有林が684千haで民有林は県土面積の64.4%を占めている。全国に比べ民有林の割合が高く、民有林面積は平成23年度末現在で全国第4位である。



森林面積：25,081千ha（平成23年度）

土地(面積割合:全国)



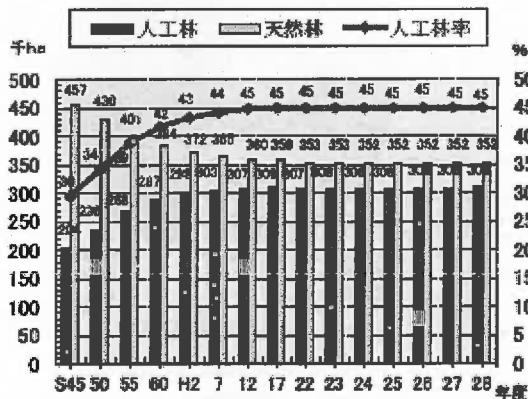
森林面積：863千ha（平成27年度）

土地(面積割合:岐阜県)

資料：林野庁「森林資源の現況（平成24年3月31日）」
農林水産省「2010年世界農林業センサス」

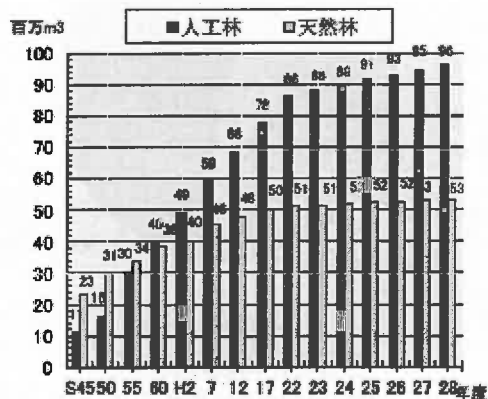
資料：国有林面積は中部森林管理局調べ
民有林面積は県林政課調べ
農地面積は農林水産省「2015年農林業センサス」

森林蓄積は年々増加しており、民有林蓄積は149,387千m³となっている。特に人工林蓄積が著しく増加している。



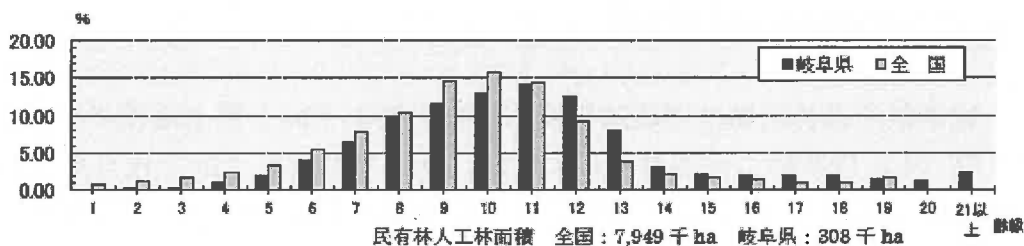
民有林森林面積の推移

資料：県林政課調べ

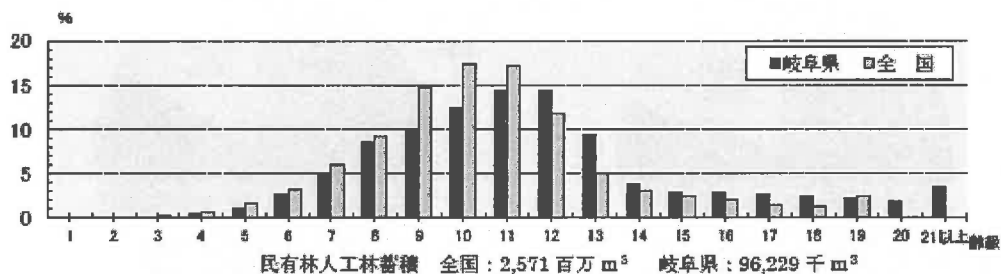


民有林森林蓄積の推移

民有林人工林のうち35年生以下（7齢級以下）の若・幼齢林の面積は44千ha、全体の14%を占めており、除間伐等の保育施業の実施が重要となっている。また、間伐の対象となる11～60年生の人工林面積は233千haで、民有林人工林の75%を占めている。



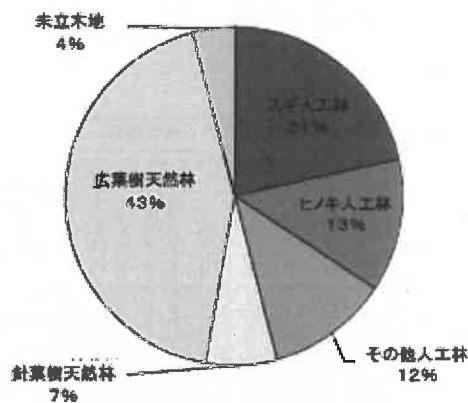
民有林人工林年齢別面積分布



民有林人工林年齢別蓄積分布

資料：全国数値は、林野庁「森林資源の現況（平成24年3月31日）」
 県数値は、県林政課調べ（平成28年度末数値）
 注：全国数値は20歳級以上の集計はしていない。

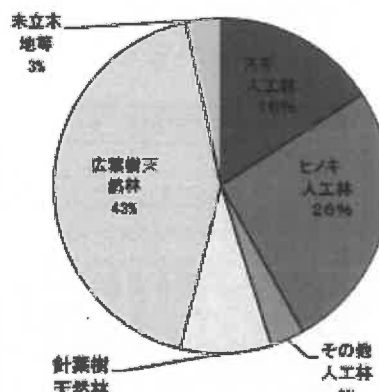
民有林の樹種別面積をみると、ヒノキ人工林の割合が全国数値に比較して高くなっている。平成23年度末現在、本県のヒノキ人工林面積・蓄積は、高知県に次いで第2位となっている。



（平成23年度末）

民有林樹種別面積（全国）

資料：林野庁「森林資源の現況（平成24年3月31日）」
 県数値は、県林政課調べ



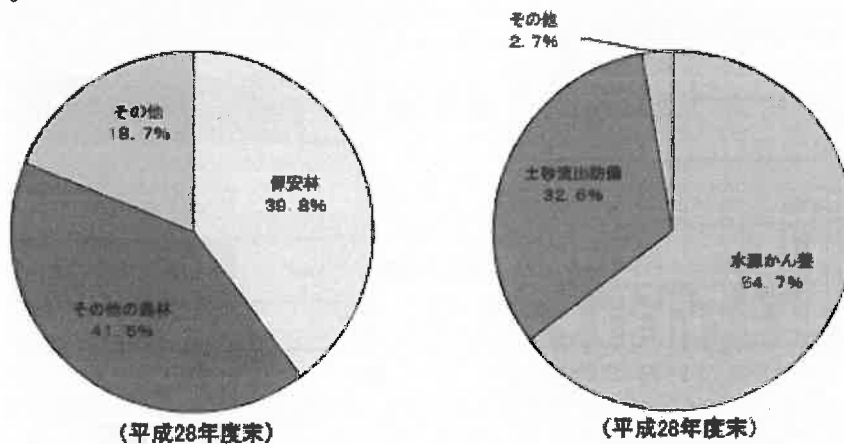
（平成28年度末）

民有林樹種別面積（岐阜県）

資料：県林政課調べ

(2) 岐阜県の県土の保全の状況

保安林面積は平成28年度末で422,584haであり、そのうち民有保安林が249,544ha、国有保安林が173,040haで、県土面積の39.8%、森林面積の49.0%を占めている。保安林の64.7%は、水資源の確保に重要な役割を果たしている水源かん養保安林で、続く32.6%が土砂流出防備保安林となっている。



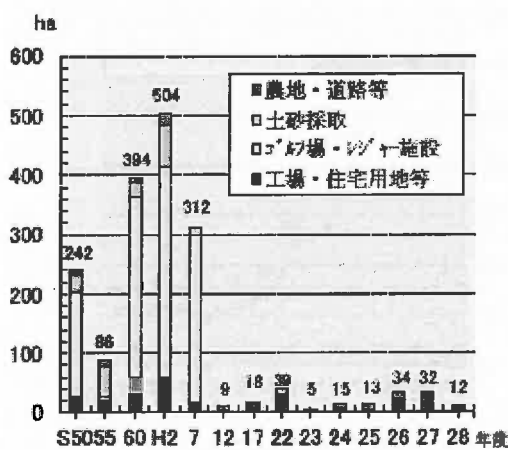
県土面積に占める保安林の割合

資料：県治山課調べ

保安林の種類別構成割合

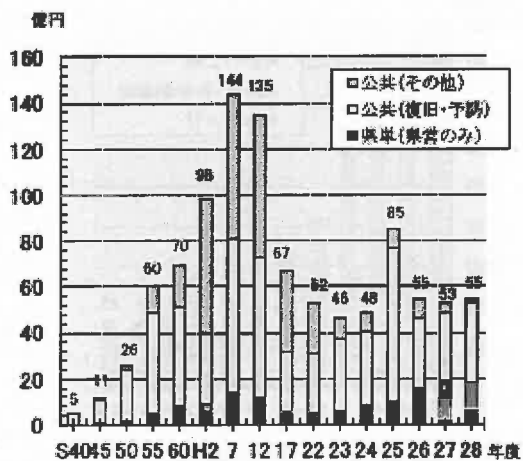
資料：県治山課調べ

平成28年度の林地開発許可件数及び面積は6件、12haで、前年度より減となった。林地開発行為許可制施行後、最も多かった平成2年度(504ha)に比し、2.4%にとどまっている。平成28年度の治山事業工事費(公共・県単(県営のみ))は54.6億円で、対前年度比103.8%と増加している。



林地開発許可面積の推移

資料：県治山課調べ

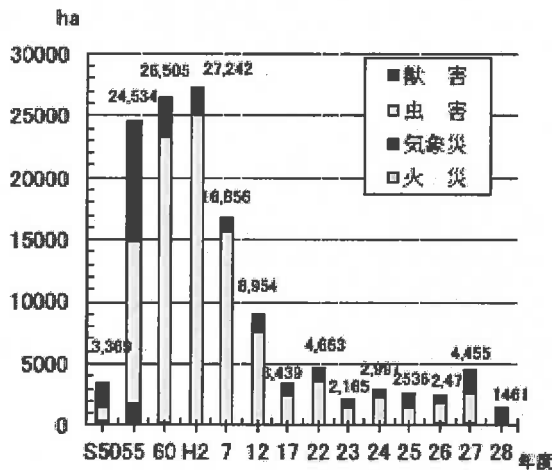


治山事業工事費の推移

資料：県治山課調べ

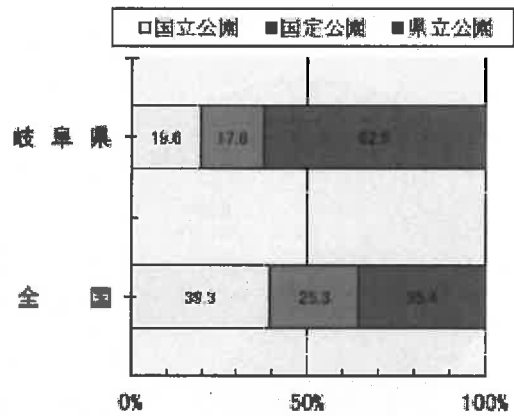
平成 28 年度の森林被害面積は 1,461ha で、うち 1,311ha（構成比 89.7%）が獣害によるものである。

本県の自然公園面積は、平成 28 年度末現在 195,093ha で、県土に占める割合は 18.4%となっている。これは全国平均の 14.7%に比べ高く、中でも県立自然公園の割合が高くなっている。



森林被害面積の推移

資料：県森林整備課調べ



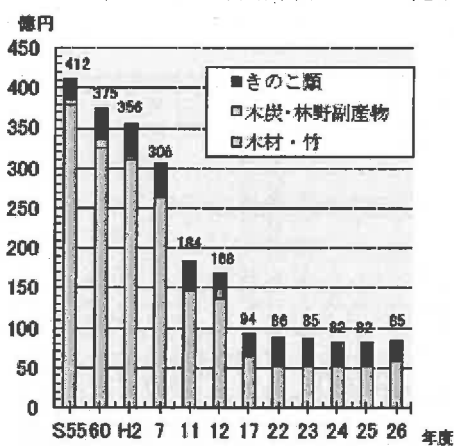
(平成 28 年度末)

自然公園面積の割合

資料：環境省自然公園局「自然保護各種データ一覧」

(3) 岐阜県の林業経営の状況

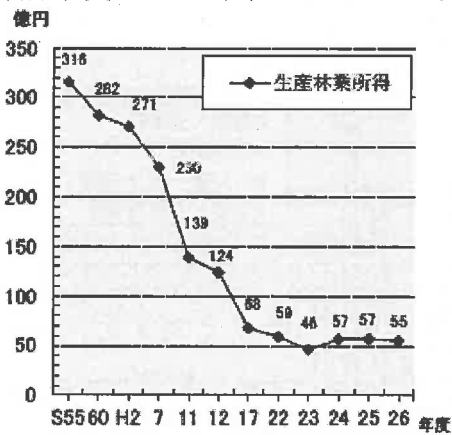
平成 26 年度の林業産出額（林業粗生産額）は 85 億円(対前年度比 103.7%)、生産林業所得は 55 億円(対前年度比 96.5%)となっている。



林業産出額（林業粗生産額）の推移

資料：農林水産省「第 62 次岐阜県農林水産統計年報」

注：林業産出額は、木材生産、薪炭生産、栽培きのこ類生産及び林野副産物（天然まつたけ、生うるし等）採取の産出額（生産量に価格を乗じて推計）を合計したもの



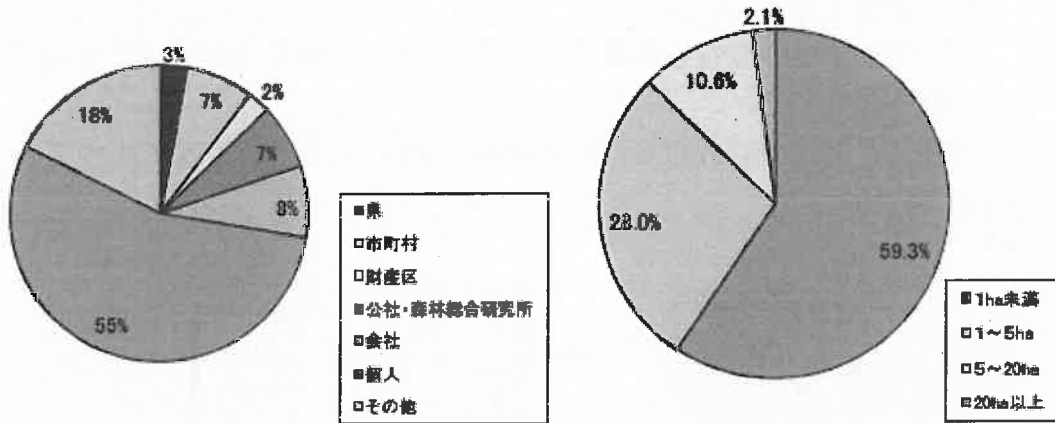
生産林業所得の推移

資料：農林水産省「第 62 次岐阜県農林水産統計年報」

注：生産林業所得は、林業生産活動によって生み出された付加価値（各部門産出額に所得率を乗じて推計）

県下の民有林面積のうち私有林が87.3%、公有林が12.7%となっている。私有林の内訳は個人所有が私有林全体の62.8%を占めている。

個人所有の規模別体数をみると、所有面積1ha未満が59.3%を占め、1～5haと合わせると全体の87.3%が5ha未満の零細な所有となっている。



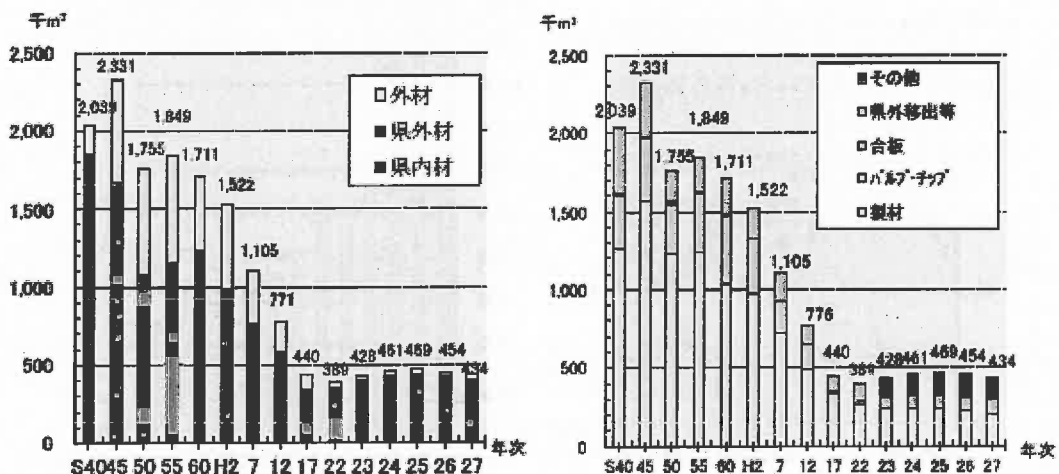
所有形態別民有林面積の割合
資料：県林政課調べ

個人所有林の所有規模別体数の割合
資料：県林政課調べ
注：地域森林計画対象内森林のみ集計

(4) 岐阜県の木材生産・木材需要の状況

平成27年の素材の需要量は434千 m^3 で、前年より20千 m^3 減少した。このうち県内材の供給量は348千 m^3 で全体の80.2%を占めている。

平成27年の素材の県内需要のうち製材用の割合が60.0%と最も高くなっている。



供給元別素材需要量の推移
資料：農林水産省「木材需給報告書」

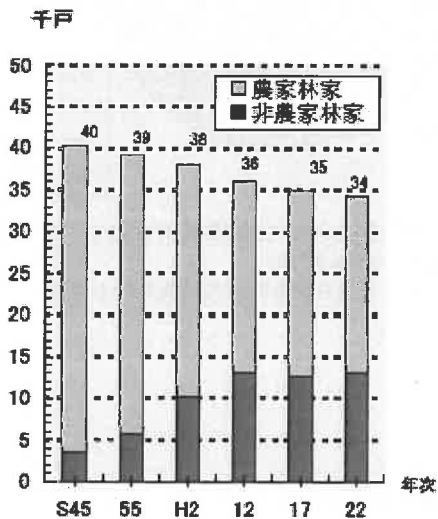
素材需要量の推移
資料：農林水産省「木材需給報告書」
注：調査の中止により13年度以降の「ロバ&チップ」は「チップ」のみの数値

(5) 岐阜県の林業労働力・林業機械の状況

林家（保有山林1ha以上）戸数は減少傾向にある。平成17年調査に比べ、平成22年の農家林家数は957戸（4%）減少、非農家林家数は276戸（2%）増加となっている。

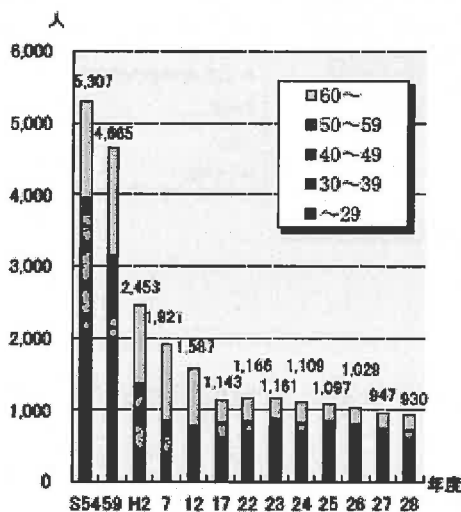
平成28年度の森林技術者数は930人で、前年度（対前年度比98%）に比べ減少している。

平成27年度の森林組合の作業班員は459人で、前年度に比べて57人減少している。



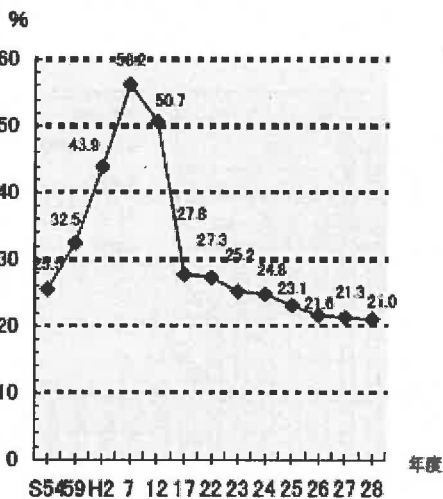
林家戸数の推移

資料：農林水産省東海農政局調べ



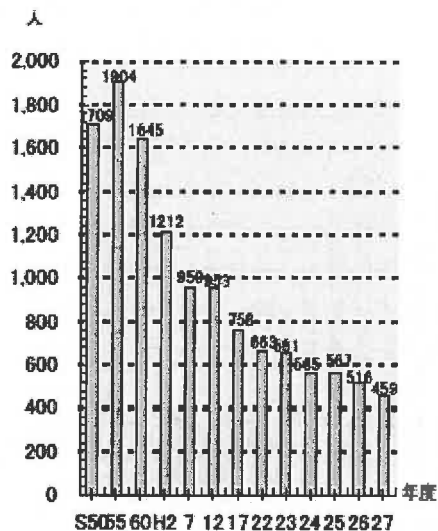
年齢別森林技術者の推移

資料：県森林整備課調べ



60歳以上の森林技術者の割合の推移

資料：県森林整備課調べ



森林組合作業班員数の推移

資料：県森林整備課調べ

3. 岐阜県における林業行政の取組

(1) 岐阜県森林づくり基本条例

岐阜県は森林が県土の約8割を占める森林県である。古来より、森林からもたらされる数々の恵みを受けながら、森の文化・木の文化をはぐくみ、発展を遂げてきた。

岐阜県では、県民のかけがえのない財産であり、大切な資源である森林を次世代に引き継いでいくため、県、市町村、県民等が一体となり社会全体で支える森林づくりを展開し、揺るぎない森林づくりを将来にわたって推進することにより、持続可能な森林づくりを実現していくため、「岐阜県森林づくり基本条例」(以下「条例」という。)を平成18年3月に制定し、平成18年5月21日より施行した。

① 条例制定の背景

<森林の役割>

<p>1 豊かな水を育み、洪水を和らげます</p>  <p>森林の土壌はスポンジのようになっていて、多くの水を貯えることができます。森林に降った雨はゆっくり川へ流れ込み、洪水を和らげます。</p>	<p>2 災害(土砂崩れ)を防ぎます</p>  <p>森のある場所 樹木がしっかり根を張って、土や石をつかんでいるので、土砂崩れを防ぎます。</p> <p>森のない場所</p>	<p>3 地球温暖化を防ぎます</p>  <p>樹木は成長するときに、地球温暖化の原因となっている二酸化炭素を吸収し貯蔵しています。</p>
<p>4 木材等を生産します</p>  <p>私たちのくらしに必要な木材や山菜、キノコなどを供給します。木材を使うことは私たちのくらしを豊かにします。</p>	<p>5 多様な生物を育みます</p>  <p>森林は、多種多様な野生の動植物の生息・生育の場となっています。</p>	<p>6 安らぎ、潤いを与える生活空間です</p>  <p>森林は美しい景色、川のせせらぎや小鳥のさえずり、すがすがしい香りなど、安らぎ、潤いを与える生活空間です。</p>

<課題（条例制定当時）>

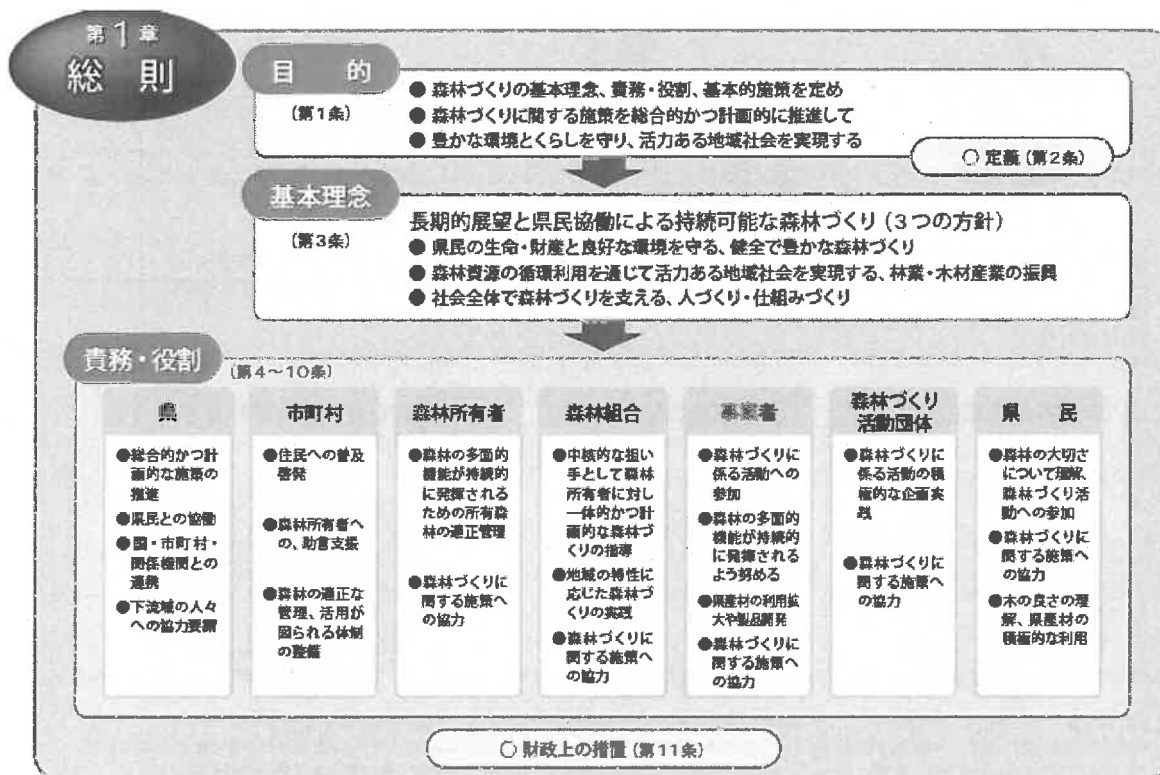
ア. 民有林の天然林・人工林ともに生育途中の若い森林が多く、林齢 40 ～ 50 年をピークとする偏った分布をしている。下刈りや除間伐などの保育施業の実施が必要な状況である。

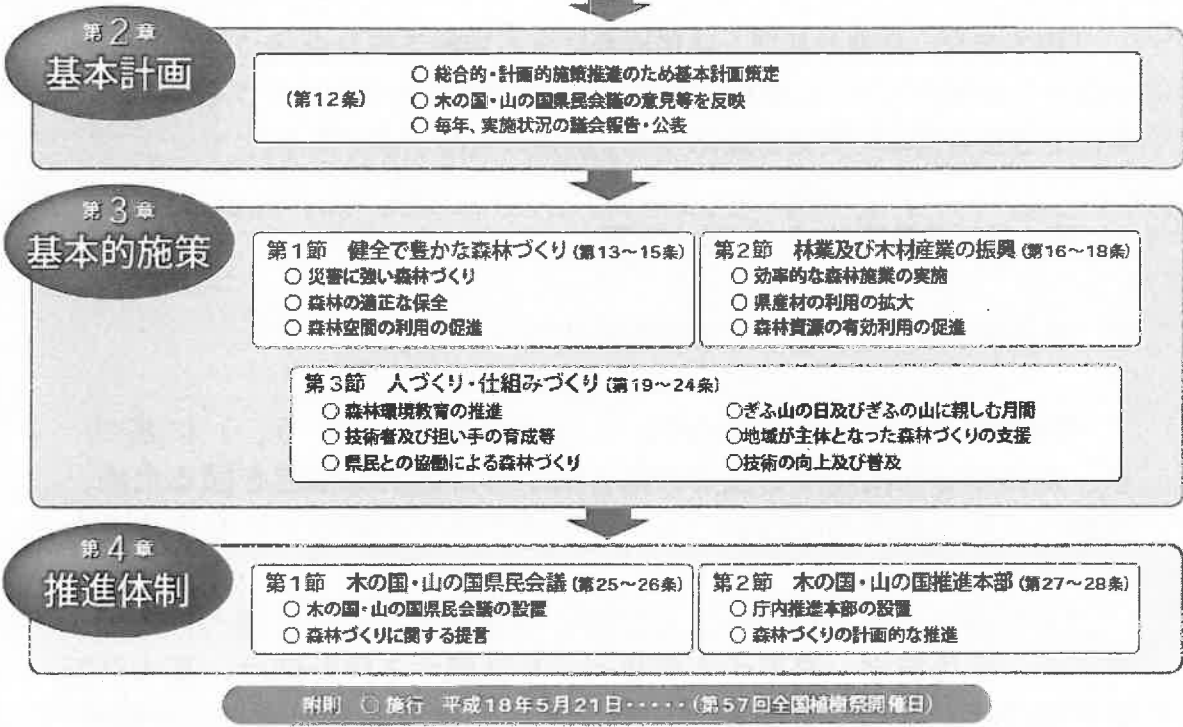
イ. 木材の販売による収入（＝木材の価格）は下がる一方で、森林の手入れに必要な支出（＝森林技術者賃金）は上がっているため、林業の不振が長い間続いている。

ウ. 林業の不振により、間伐などの必要な手入れがされず、荒廃する森林が増えている。

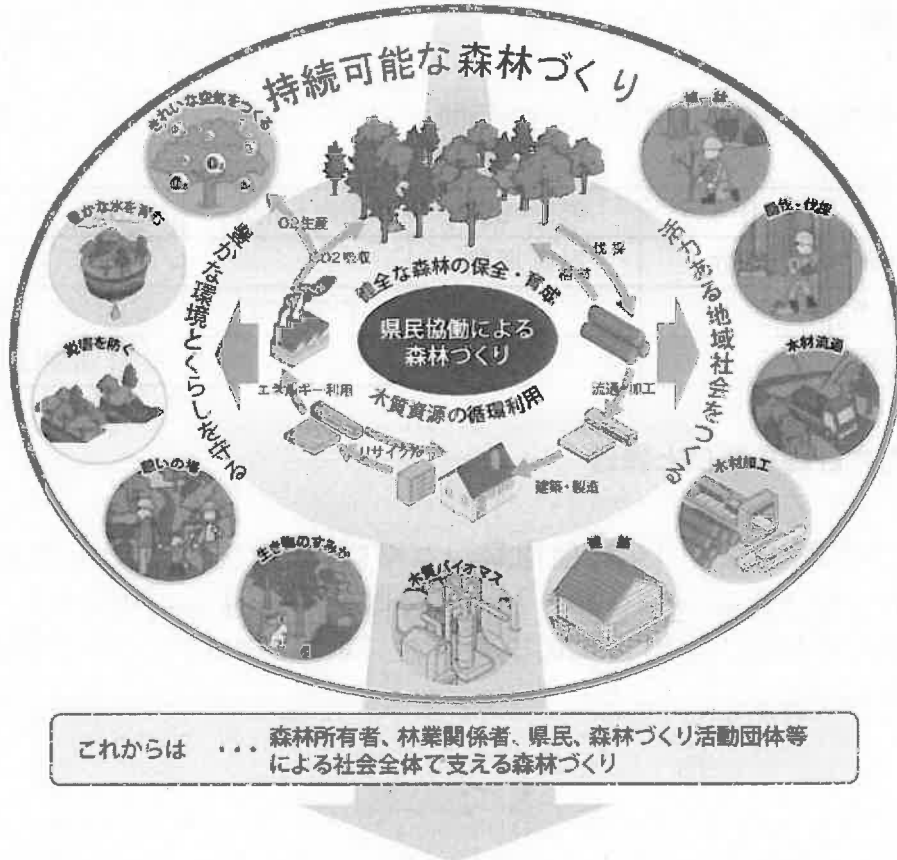
上記の森林の役割及び課題を踏まえ、県民にとってかけがえのない財産であり、大切な資源である森林を県民と一緒に守り育て、健全で豊かな姿で次世代に引き継いで行くために、条例を制定することとなった。

② 条例の概要





③ 条例が目指す森林づくりの姿



「揺るぎない長期的展望と県民協働による持続可能な森林づくりの推進」、すなわち上図のように、森林所有者、林業関係者、県民、森林づくり活動団体等による社会全体で支える森林づくりが県の目指す姿である。

(2) 第3期岐阜県森林づくり基本計画

① 岐阜県森林づくり基本計画の位置付け

「岐阜県森林づくり基本条例」(以下「条例」という。)に基づき、森林づくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、森林づくりの基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めるもの(条例第12条第1項)。

基本計画は、県の森林づくりに関する計画の上位に位置づけるものであり、今後策定・変更する森林づくりに関する諸計画は、基本計画との整合性を保つ(条例第12条第2項)。「岐阜県長期構想」を踏まえ、県が重点的に取り組む森林・林業の施策について示す。

② 計画期間

平成29年度から平成33年度までの5年間

年度	H18	H19～H23	H24～H28	H29～H33
第1期基本計画	策定	計画期間		
第2期基本計画			計画期間	
第3期基本計画				計画期間

③ 第2期基本計画の評価と課題

第2期基本計画では、「全国植樹祭」(平成18年)を契機とした林業経営重視の「生きた森林づくり」と、「全国豊かな海づくり大会」(平成22年)を契機とした環境保全重視の「恵みの森林づくり」の両輪で取り組んできた。

- ・木材生産量は年々増加傾向であるが、生産目標を達成していない。
- ・品質・性能面で競争力のある県産材製品の安定供給体制が不十分。
- ・森林・環境税を活用し、水源林や里山林の整備が進むが、なおニーズが高い。
- ・「ぎふ木育」など環境教育が浸透するも、全県的な広がりが少ない。

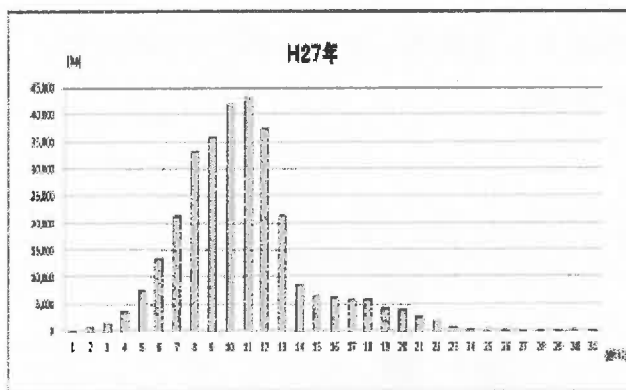
④ 「全国育樹祭」を踏まえた新たな課題

次世代への継承をテーマとした「全国育樹祭」（平成27年）の取り組みを通じて、新たな課題が明らかになった。

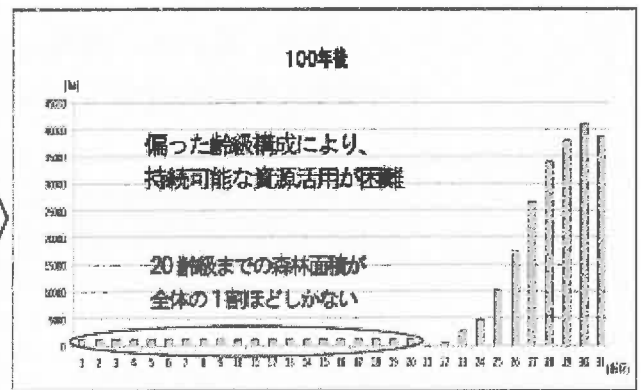
【課題1】 森林の少子高齢化が進行する中、次の世代へつなぐ森林資源の確保と、森林が有する公益的機能の維持増進との両立

- ・本県の森林は、戦後の拡大造林により46年から50年生をピークに大半が本格的な利用期を迎えているが、25年生までの若い森林は全体の5%に留まり森林の「少子高齢化」が進行。
- ・このままでは、将来的に森林資源が不足し、持続可能な林業経営が成立しなくなるおそれがあるとともに、災害の防止や二酸化炭素の吸収源など、森林の持つ公益的機能の維持が困難。

このため、適切な伐採と再造林を奨励し、年齢構成を平準化していくことが必要。



人工林の年齢別面積 (H27)



このまま100年推移した場合の人工林の年齢別面積

注) 年齢とは、樹木の年齢を5年刻みで区分する単位で、1～5年生を1年齢、6～10年生を2年齢等として統計上の整理をしている。

【課題2】適切な伐採と再造林の推進に合わせて現況の森林を総点検し、本来あるべき森林の姿を考える時期に来ている

- ・戦後の拡大造林では、建築用材の需要の増大に対応するため、尾根部や急傾斜地等の木材生産に適さない地域にも多く植林された。
- ・気象や地形等の自然条件、資源量や地域の生活環境・文化等を考慮した将来の望ましい「森林配置」が求められている。

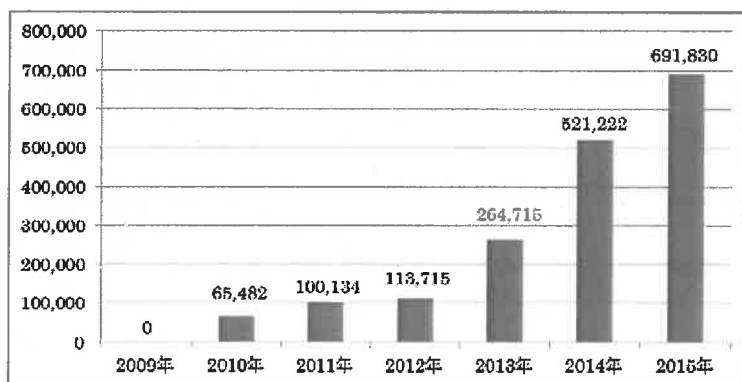
このため、経済活動の場、自然環境の保全、観光の振興、日常生活の維持といった人の活動に寄り添う視点から「森林配置」を検討していくことが必要。

【課題3】人口減少社会を見据えた県産材の販路確保

- ・本県の人口推計では、現在の人口動態の傾向が続くと仮定すると、平成52年（2040年）に約157万6千人（平成12年（2000年）と比べ約53万人）へ減少する。
- ・少子高齢化等により、新設住宅着工戸数の頭打ちが懸念されている。
- ・空き家数は増加傾向にあり、リフォームによる利活用が求められている。
- ・中国、韓国、台湾の日本産材需要が旺盛で、日本の丸太輸出は5年間で10倍以上の増。

このため、県内外・海外への販路拡大と広葉樹も含めた新たな分野での木材需要の創出を進めていくことが必要。

<日本の丸太輸出の状況>



【課題4】 森林内で放置されている未利用材（伐採木の約6割）の利用促進

- ・東日本大震災や、F I Tにより、木質バイオマスの需要が急速に高まっている。
- ・木質バイオマスは、熱や電気として利用でき、地産地消型のエネルギーとして利用すれば、林業再生や山村地域の活性化への貢献が期待できる資源である。
- ・県内の民有林における森林伐採量97万8千 m^3 (H27)のうち、搬出し利用される木材は38万6千 m^3 (同)であり、残りの59万2千 m^3 が未利用のまま森林内に放置されている。資源の循環利用の観点から、木質バイオマスエネルギー等への更なる有効活用が求められている。

このため、未利用材の搬出から加工まで低コストで安定的に供給する仕組みを作っていくことが必要。

【課題5】 世代をつないで豊かな森林を守り伝える、県民総参加の森林づくりへの発展

- ・「全国育樹祭」のお手入れ行事で、初めて「間伐」を行い、間伐の重要性を全国へ発信した。
- ・「全国育樹祭」では、関連行事を含め約15万人が参加し全県的に森林づくりの機運が高まった。
- ・特に2万人がつないだ「100年の森づくりリレー」を通じて、幅広い世代の方々に、世代をつなぐ森林づくりの必要性や森づくり活動の大切さについて意識の醸成が図られた。

このため、「全国育樹祭」での取組みを一過性のものとせず、これを契機に世代をつないで豊かな環境、資源、文化を育む森林づくりを県民運動として発展させていく必要がある。

⑤ 基本計画の取組内容

「全国育樹祭」を踏まえた新たな課題と、第2期基本計画の取組結果で残された課題に対応するため、「100年先の森林づくり」を新たな政策の柱として取り組むとともに、「生きた森林づくり」と「恵みの森林づくり」の取組みを強化していく。

ア. 「100年先の森林づくり」の着手【新規】

100年先を視野に入れた、地域毎に望ましい森林の姿を示す「森林配置計画」を策定し、これを実現していくための施策を推し進める。

【主な取組み】

- i 「100年の森林づくり計画」の策定（新規）
- ii 「100年の森林づくり計画」に基づいた森林づくりの実践（新規）
- iii 「100年の森林づくり計画」に必要な人づくりの推進（新規）
- iv 地震・豪雨から県民の生命・財産を守るための災害に強い森林づくりの推進（拡充）

イ. 「生きた森林づくり」の強化【継続】

世界水準の高度な林業技術の導入により「林業の成長産業化」を進め、「木の国・山の国」にふさわしい林業の振興を推し進める。

【主な取組み】

- i 人口減少社会を見据えた県産材の国内外への需要拡大（拡充）
- ii 多種多様な木材需要に対応した木材流通体制の強化（拡充）
- iii 海外と連携した高度な木材生産体制の強化（拡充）

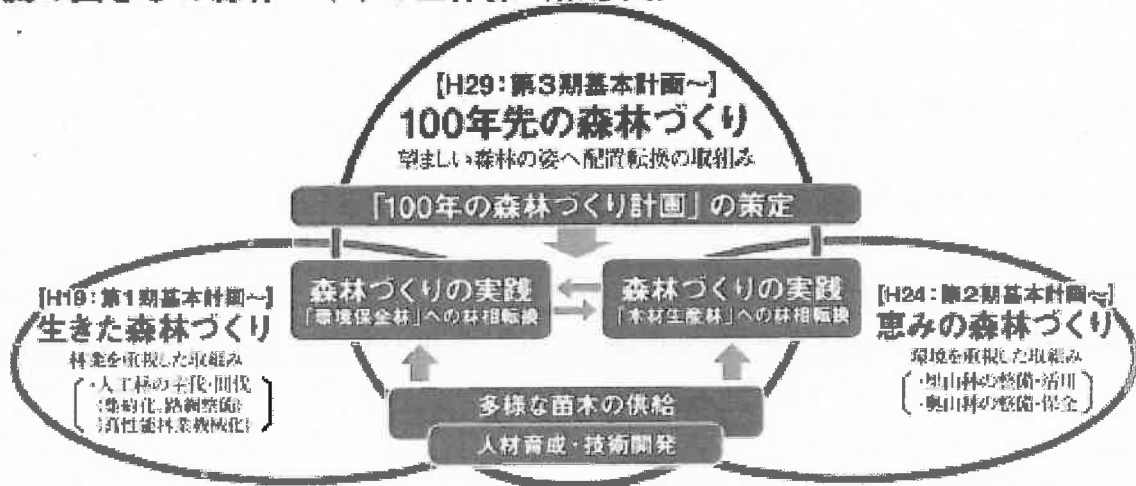
ウ. 「恵みの森林づくり」の強化【継続】

清流の源である「森林」を守り、活かし、次世代に引き継いでいくための取組みを通じ、「清流の国ぎふ」の環境の保全・活用を推し進める。

【主な取組み】

- i 地産地消型木質バイオマスエネルギー関連施設の整備・利用の促進（新規）
- ii 「ぎふ木育」の総合拠点整備と指導者育成（拡充）
- iii 恵みの森を支える人づくりの促進（拡充）

◆ 清流の国ぎふの森林づくりの全体像（概念図）



⑥ 「100年先の森林づくり」の基本的な考え方

ア. 森林区分の考え方

本県の私有林66万ha（竹林、無立木地を除く）を、積雪深、傾斜、標高、土壌の一定の条件により、造林適地と造林不適地に分類し、県民意見も踏まえながら地域毎に相応しい区分を設定。

i 「木材生産林」（人工林の経営林としての維持・広葉樹の有効活用）

造林適地（積雪深、傾斜、標高、土壌の条件が良い森林）のうち、団地としてのまとまりや、林道からの距離が近いなど、林業経営に適した森林は「木材生産林」として維持管理していく。

ii 「環境保全林」（天然林化・針広混交林化）

造林不適地（積雪深、傾斜、標高、土壌の条件が悪い森林）は、天然林、針広混交林として「環境保全林」へ誘導する。また造林適地であっても、林道からの距離が遠いなど林業経営に適さない森林や、保安林など保全要素がある森林は針広混交林へと誘導していく。

iii 「観光景観林」

道路沿いなど地域の観光資源として期待できる森林は、「観光景観林」として整備・保全していく。

iv 「生活保全林」

人家・道路等の県民生活に密接な森林は、シカやイノシシ等による獣害や、雪害等の気象害による危険木から、住民の生活環境を守る「生活保全林」として整備・保全していく。

イ. 森林区分ごとの移行面積



ウ. 現在と100年先の森林の姿 (全体イメージ)

◆ 現在と100年先の森林の姿 (全体イメージ)

現在の姿

- ・造林不適地まで人工林化
- ・人工林資源量は年々増大



スギヒノキ主体の人工林

100年後の姿

- ・林業と環境との共存
- ・適切な林分配置



保全すべき「環境保全林」
(公益的機能の維持・増進)

身近な「生活保全林」
(利活用による維持・管理)

整備された「観光景観林」
(観光資源)

自立経営が進んだ
「木材生産林」
(次世代型林業の展開、
広葉樹林の有効活用)

⑦ 基本計画における目標数値とその考え方

ア. 100年先の森林づくり関係

No	項目	考え方	基準年 (H27)	H29	H30	H31	H32	H33
1-1 【新】	「100年の森林づくり計画」策定割合(%)	民有林に対する「100年の森林づくり計画」策定面積の割合を、全ての民有林で策定することを考慮して算出【累計】	—	20	40	60	80	100
1-2 【新】	苗木生産量(万本)	「100年の森林づくり計画」に必要な苗木の生産量を、苗木の技術導入の進展等を考慮して算出	31	53	73	93	103	113
1-3 【新】	再造林面積(ha)	「100年の森林づくり計画」に基づき、必要な面積を考慮して算出	170	345	365	385	410	450
1-4 【新】	「環境保全林」整備面積(ha)	水源林、湧畔林、奥山林等における環境保全の拡大に向け、間伐等の整備面積を考慮して算出	3,382	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600
1-5 【新】	「観光景観林」整備面積(ha)	新たに取り組む、観光面値を高める「観光景観林」の整備面積を考慮して算出	—	70	70	70	70	70
1-6 【新】	里山林整備面積(「生活保全林」含)(ha)	従来の里山林における森林整備に加え、新たに取り組む「生活保全林」の整備面積を考慮して算出	544	650	650	650	650	650
1-7 【新】	「地域森林監理士」認定者数(人)	「市町村森林整備計画」の作成等に関わることのできる人材を、民有林面積に対する必要数を考慮して算出【累計】	—	3	6	9	12	15
1-8 【新】	育林技術新規開発・普及件数(件)	低コスト化、獣害対策を目的とした新たな育林技術の開発及び普及の件数を、森林の体制を考慮して算出【累計】	—	2	4	6	8	10
1-9 【継】	森林文化アカデミー卒業生(エンジニア科)県内就職率(%)	エンジニア科卒業生のうち、県内に就職する割合を、これまでの実績から向上させることを考慮して算出	59	80	80	80	80	80
1-10 【継】	災害跡地復旧工事3年以内完了率(%)	災害箇所のうち、復旧工事着手後3年以内に完了する箇所の割合を、早期復旧の必要性を考慮して算出	96	100	100	100	100	100

イ. 生きた森林づくり関係

No	項目	考え方	基準年 (H27)	H29	H30	H31	H32	H33
2-1 【継】	間伐の実施面積(ha)	間伐が必要な時期にある森林を計画的に間伐していく年間必要面積を考慮して算出	10,379	9,800	9,800	9,800	9,800	9,800
2-2 【新】	高性能林業機械保有台数(台)	「木材生産林」における木材生産量の拡大に必要な高性能林業機械台数(リース含む)を考慮して算出【累計】	184	200	205	210	215	220
2-3 【継】	木材(丸太)生産量(万m ³)	県産材の生産状況の指標であり、今後の木材需要の増大等を考慮して算出	43.8	54	55	56	58	60
2-4 【継】	作業道開設延長(km)	「木材生産林」における木材生産量の拡大に必要な開設延長を考慮して算出【累計】	227	150	300	450	600	750
2-5 【継】	製材工場等への木材直送量(万m ³)	木材流通の合理化の指標となる直送について、中小の製材工場等による直送を考慮して算出	25.7	27	27.5	28	29	30

2-6 【継】	製材品出荷量に占める人工乾燥材の割合 (%)	住宅の構造材や板材等の占める割合を「木材生産林」における木材生産量の拡大を考慮して算出	43.9	46	48	51	53	55
2-7 【継】	「ぎふ性能表示材」製品出荷量 (千m ³)	住宅の部材等に占める「ぎふ性能表示材」の出荷量を「木材生産林」における木材生産量の拡大を考慮して算出	8.2	50	50	50	50	50
2-8 【継】	県内新設戸建軸組住宅に占める県産材住宅の割合 (%)	県内で新築される木造住宅のうち、県産材を使用した住宅の割合を、毎年一定の規模で拡大させることを考慮して算出	15.3	20.0	20.5	21.0	21.5	22.0
2-9 【継】	公共施設の木造化及び内装木質化施設数 (施設)	教育、福祉をはじめとする公共施設の木造化等を毎年一定の規模で拡大することを考慮して算出【累計】	73	109	127	145	163	181
2-10 【新】	県産材製品の輸出量 (m ³)	海外のニーズ、県産材のPRの進展等を考慮して算出	698	1,260	1,540	1,820	2,100	2,380
2-11 【継】	キノコ生産量 (t)	全国的にキノコ生産量が減少する中で、県内生産量の減少割合を少しでも抑えるよう考慮して算出	3,136	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
2-12 【継】	森林技術者数 (人)	木材生産や森林整備の事業量の増大に伴い必要となる技術者数を、作業の効率化の進展等を考慮して算出	947	1,141	1,238	1,247	1,251	1,255

ウ. 恵みの森林づくり関係

No	項目	考え方	基準年 (H27)	H29	H30	H31	H32	H33
3-1 【継】	木質バイオマス利用量 (燃料用途) (千m ³)	木質資源利用ボイラーの燃料として利用される未利用材の需要拡大を考慮して算出	90	92	94	96	98	100
3-2 【新】	木質バイオマス地産地消施設整備数 (施設)	地域内で発生した未利用材等を活用した木質バイオマス地産地消施設の整備計画を考慮して算出【累計】	—	2	4	6	8	10
3-3 【新】	「ぎふ木育」総合拠点利用者数 (人)	H31年度オープン予定の「ぎふ木育」の総合拠点における年間の利用者数を、施設規模を考慮して算出	—	—	—	20,000	25,000	30,000
3-4 【新】	「ぎふ木育」常設木育拠点設置数 (箇所)	公民館等を活用した「ぎふ木育」の常設拠点設置数を、木育の浸透に必要な箇所数を考慮して算出【累計】	21	60	80	100	100	100
3-5 【継】	木育指導者養成数 (人)	「木育教室」における指導者など木育を担う人材の必要数を考慮して算出【累計】	262	330	410	490	570	650
3-6 【継】	「木育教室」・「緑と水の子ども会議」参加人数 (人)	未実施の施設や規模が大きい小中学校で、多くの児童・生徒を対象とした事業展開を行うことを考慮して算出	5,156	6,300	6,400	6,500	6,600	6,700
3-7 【新】	参加型里山活動実施団体数 (団体)	「環境保全モデル林」での取組み等により広がる里山づくり活動に参画する団体数の増加を考慮して算出	32	38	41	44	47	50
3-8 【継】	生活環境保全林への入込者数 (万人)	森林に親しむレジャー人口について、人口減少、高齢化等を考慮して算出	112	112	112	112	113	114

【新】：第2期基本計画にない新たな目標数値、【継】：第2期基本計画から継続する目標数値

(3) 清流の国ぎふ森林・環境基金事業

① 森林・環境税の導入

岐阜県の恵まれた自然環境を保全・再生し、森林や河川の持つ公益的機能をより高める取組みを早急、かつ、確実に進めるため、平成 24 年度に「清流の国ぎふ森林・環境税」が導入された。

<森林・環境税の概要>

◆個人

・納税義務者：（その年の 1 月 1 日現在で）県内に住所がある方、県内に家屋敷等を持っている方

※一定の条件を満たす方は非課税

- ・税額：年額 1,000 円
- ・課税の方法：県民税（均等割）に上記の額を上乗せ
- ・徴収の方法：個人市町村民税とあわせて市町村が徴収→市町村から県へ払込
- ・課税の期間：平成 24 年度から平成 33 年度までの 10 年間

◆法人

- ・納税義務者：県内に事務所、事業所などがある法人等
- ・税額：資本金等の額により年額 2,000 円から 80,000 円（県民税均等割額の 10%相当額）
- ・課税の方法：県民税（均等割）に上記の額を上乗せ
- ・徴収の方法：法人県民税の申告納付の際にあわせて県が徴収
- ・課税の期間：平成 24 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度分

なお、平成 24 年度から平成 28 年度は第 1 期であり、平成 29 年度より「清流の国ぎふ森林・環境税」は第 2 期となっている。

第 2 期「清流の国ぎふ森林・環境税」における具体的施策の内容は大きく以下の 5 項目に分けられる。

i 100 年先の森林づくりの推進

- ・環境保全林、里山林、生活保全林、観光景観林の整備
- ・森林地域外危険木の除去等

ii 自然生態系の保全と再生

- ・ニホンジカ、イノシシ、カワウ捕獲等の支援
- ・水みちづくり（ため池・水田・用排水路・河川等での生態系保全）の取組み等

iii ぎふの豊かな森林・水を活かした環境にやさしい社会づくり

- ・木質バイオマス利用施設導入の支援
- ・小水力発電による環境保全の推進

iv 人づくり・仕組みづくり

- ・ぎふ木育拠点の整備
- ・学校の机、椅子等の木製品や木製学習教材導入の支援等

v 地域のニーズに基づいた環境保全活動の促進

- ・NPO等による環境保全活動への支援
- ・市町村提案型の自然環境保全活動の支援

なお、「v 地域のニーズに基づいた環境保全活動の促進」に関しては、i～iv共通の施策という位置づけである。

② 必要経費

上記の施策を実行するために必要な経費は、以下のとおりと試算している。

(単位：億円)

施 策	H29～33の5年間に 想定される必要額	年間必要額
i 100年先の森林づくりの推進	27.50	5.50
ii 自然生態系の保全と再生	13.90	2.78
iii ぎふの豊かな森林・水を活かした環境にやさしい社会づくり	2.25	0.45
iv 人づくり・仕組みづくり	9.20	1.84
v 地域のニーズに基づいた環境保全活動の促進	7.15	1.43
合 計	60.00	12.00

③ 管理方法

県民税はその用途を特定されない普通税のため、そのままでは徴収した税収は既存の普通税と区分されない。

このため新たな財源として上乗せする税収と既存の税収を区分し、その使途を県民に対して明確にするため、新たに「清流の国ぎふ森林・環境基金」を設置し、税収相当額から賦課徴収に要する費用を控除した後の額を積立てて、毎年必要となる額を取崩して施策に充当する。

また、県民意見の反映や事業過程の透明性を確保するため、外部有識者や県民の代表等を構成員とする第三者機関を設置し、使途事業への意見や提案、事業実施後の評価を行っており、内容及び結果については公表している。

④ 平成 29 年度事業実績の概要

平成 29 年度は、清流の国ぎふ森林・環境税の税収額等を 12 億 2,326 万 8 千円と見込み、平成 27 年度の残額の一部 6,173 万 2 千円を加えた、12 億 8,500 万円で当初計画を立てている。

また、要望の多い環境保全林整備事業や里山林整備事業に対応するため、基金残高を活用し、9,506 万 8 千円を 9 月補正予算で加え、合計 13 億 8,006 万 8 千円で各種の森林・環境基金事業を実施した。

一方、平成 29 年度森林・環境基金事業の実績額は 9 億 7,967 万 3 千円で、9 月補正後の予算から 4 億 39 万 5 千円の残余となっている。

<平成 29 年度事業実績額>

森林・環境基金事業名		計画額	実績額
1-1	環境保全林整備事業	338,925 千円	236,349 千円
1-2	100 年先の森林づくり普及推進事業	4,000 千円	3,043 千円
2	水源林公有林化支援・推進事業	20,000 千円	6,978 千円
3	里山林整備事業	234,143 千円	221,841 千円
4	森林地域外危険木除去事業	(上記 3 の内数)	(上記 3 の内数)
5	観光景観林整備事業	50,000 千円	29,761 千円
6-1	野生鳥獣保護管理推進事業 (ニホンジカ・イノシシの捕獲推進)	127,000 千円	93,164 千円
6-2	野生鳥獣保護管理推進事業(カワウ等対策)	20,000 千円	13,706 千円
7	野生鳥獣保護管理推進事業(市町村職員の育成)	3,000 千円	1,575 千円
8	野生動物総合対策普及推進事業	21,000 千円	20,711 千円
9	流域協働による効率的な河川清掃事業	30,000 千円	29,998 千円
10	生きものにぎわうため池再生事業	2,500 千円	2,032 千円
11	水田魚道設置推進事業	3,000 千円	2,637 千円

1 2	生態系保全団体支援事業	10,500 千円	10,375 千円
1 3	生態系保全市町村支援事業	7,000 千円	5,581 千円
1 4	河川魚道の機能回復事業	50,000 千円	49,992 千円
1 5	用排水路・河川落差解消支援事業	5,000 千円	2,615 千円
1 6	木質バイオマス利用施設導入推進事業	35,000 千円	20,024 千円
1 7	小水力発電による環境保全推進事業	10,000 千円	1,062 千円
1 8	木の香る快適な公共施設等整備事業	57,000 千円	55,971 千円
1 9	ぎふの木で学校まるごと木製品導入事業	20,000 千円	19,659 千円
2 0	県民協働による未利用材の搬出促進事業	5,000 千円	4,585 千円
2 1	ぎふ木育拠点整備等事業	150,000 千円	0 千円
2 2	ぎふの木育教材導入支援事業	4,000 千円	2,720 千円
2 3	森と木と水の環境教育推進事業	14,000 千円	11,645 千円
2 4	清流の国ぎふ森林・環境税事業推進事業	6,000 千円	2,604 千円
2 5	上流域と下流域の交流事業	8,000 千円	7,042 千円
2 6	生物多様性に配慮した地域づくり普及推進事業	2,000 千円	976 千円
2 7	清流の国ぎふ地域活動支援事業	23,000 千円	21,798 千円
2 8	清流の国ぎふ市町村提案事業	120,000 千円	101,229 千円
	合 計	1,380,068 千円	979,673 千円

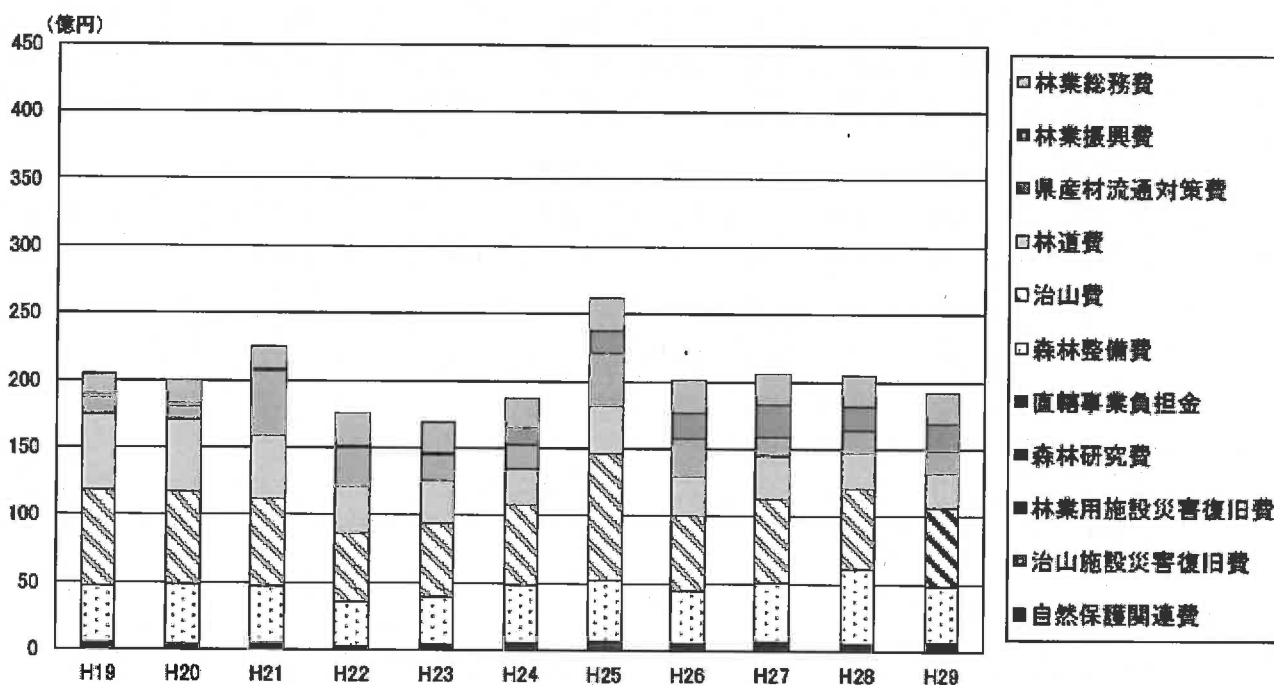
(注)最下欄の合計と、個々の事業実績額の合計は合わない。

(出典：「清流の国ぎふ森林・環境基金事業成果報告書(平成 29 年度)」)

なお、第 4 IVでは、平成 29 年度に設置された 28 の森林・環境基金事業のうち必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析、質問等）を実施した結果、指摘事項もしくは意見のあった事業についてのみ記述している。

4. 予算規模

森林・林業関係の当初予算（一般会計）の推移は以下のとおりである。



平成29年度の森林・林業関係当初予算は191.9億円で、前年度に比べ13億円の減少（対前年度比93.6%）となっている。中でも、森林整備費は前年度に比べ14.2億円の減少（対前年度比74.8%）となっている。

（出典：「平成28年度 岐阜県森林・林業統計書」）

5. 国における森林・林業の現状と課題

林野庁が把握する我が国における森林・林業の現状と課題を以下に記載する（出典：林野庁「森林・林業・木材産業の現状と課題」平成30年12月）。

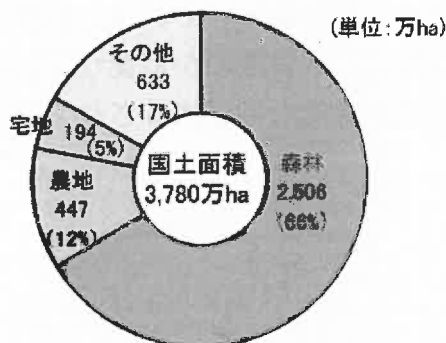
（1）森林の現状と課題

① 森林の状況

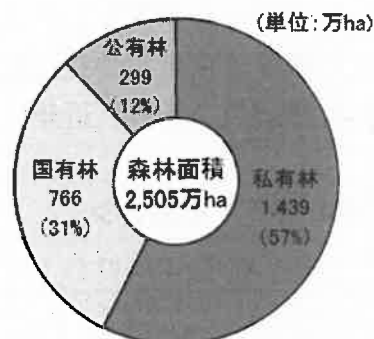
我が国は世界有数の森林国であり、森林面積は国土面積の3分の2にあたる約2,500万ha（人工林は約1,000万ha）である。森林資源は人工林を中心に蓄積が毎年約7千万m³増加し、現在は約52億m³である。

人工林の半数が一般的な主伐期である50年生を超えており、資源を有効活用すると同時に、循環利用に向けて計画的に再造成することが必要である。

＜国土面積と森林面積の内訳＞

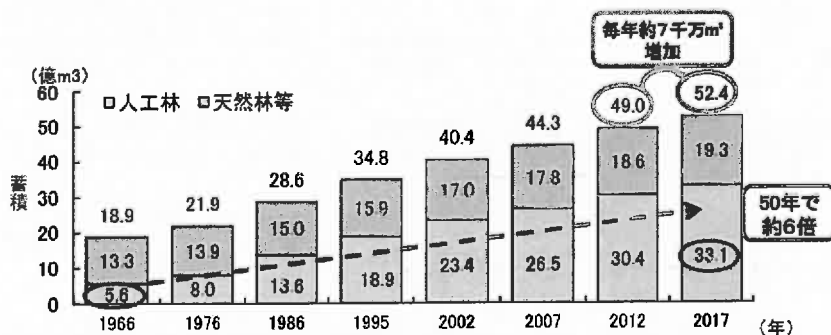


資料：国土交通省「平成29年度土地に関する動向」（国土面積は平成28年の数値）
注：林野庁「森林資源の現状」とは森林面積の調査手法及び時点が異なる。



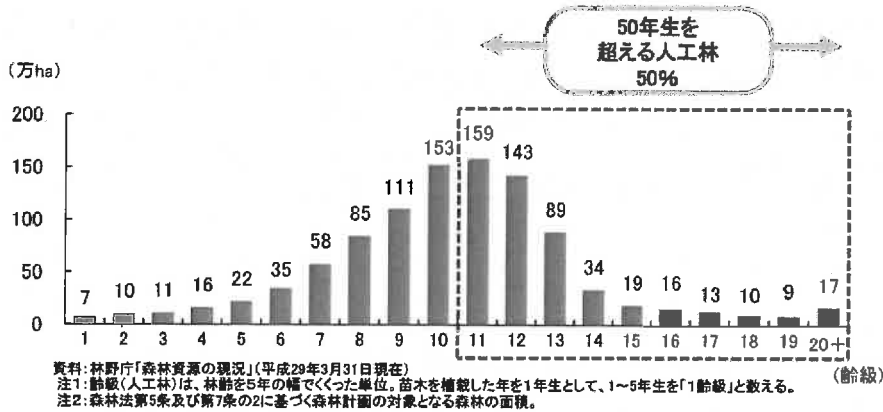
資料：林野庁「森林資源の現状」（平成29年3月31日現在）
注：計の不一致は、四捨五入による。

＜森林蓄積の推移＞



資料：林野庁「森林資源の現状」（各年の3月31日現在の数値）
注：総数と内訳の計の不一致は、単位未満の四捨五入による。

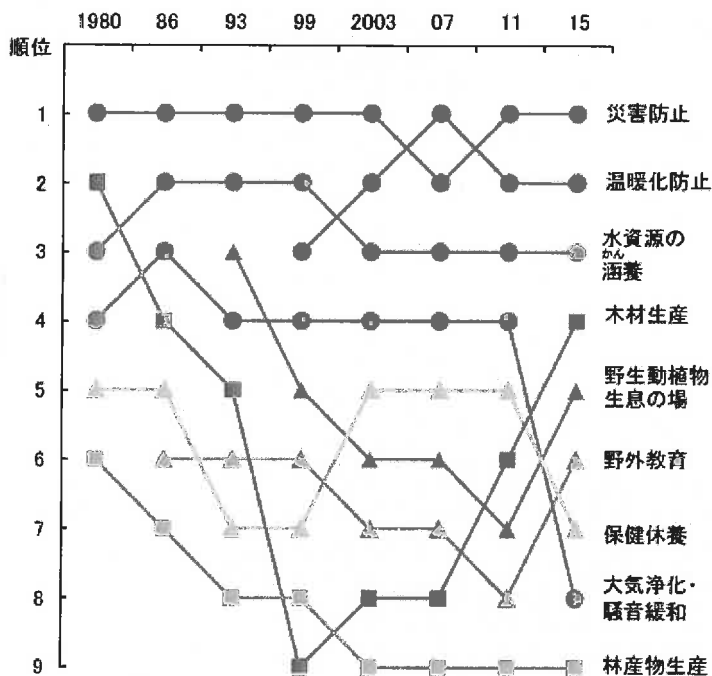
<人工林の齢級別面積>



② 森林の多面的機能

森林は、国土の保全、水源のかん養、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、木材等の林産物供給などの多面的機能を有しており、その発揮を通じて国民生活に様々な恩恵をもたらす「緑の社会資本」である。国民が森林に期待する働きは、災害防止、温暖化防止、水資源のかん養などといった公益的機能が上位にあり、近年、木材生産機能も再び注目されている。

<国民の森林に期待する働き>



資料:総理府「森林・林業に関する世論調査」(昭和55年)、「みどりと木に関する世論調査」(昭和61年)、「森林とみどりに関する世論調査」(平成5年)、「森林と生活に関する世論調査」(平成11年)、内閣府「森林と生活に関する世論調査」(平成15年、平成19年、平成23年)、農林水産省「森林資源の循環利用に関する意識・意向調査」(平成27年)
 注1:回答は、選択肢の中から3つまでを選ぶ複数回答。
 注2:選択肢は、特になし、わからない、その他を除いて記載。

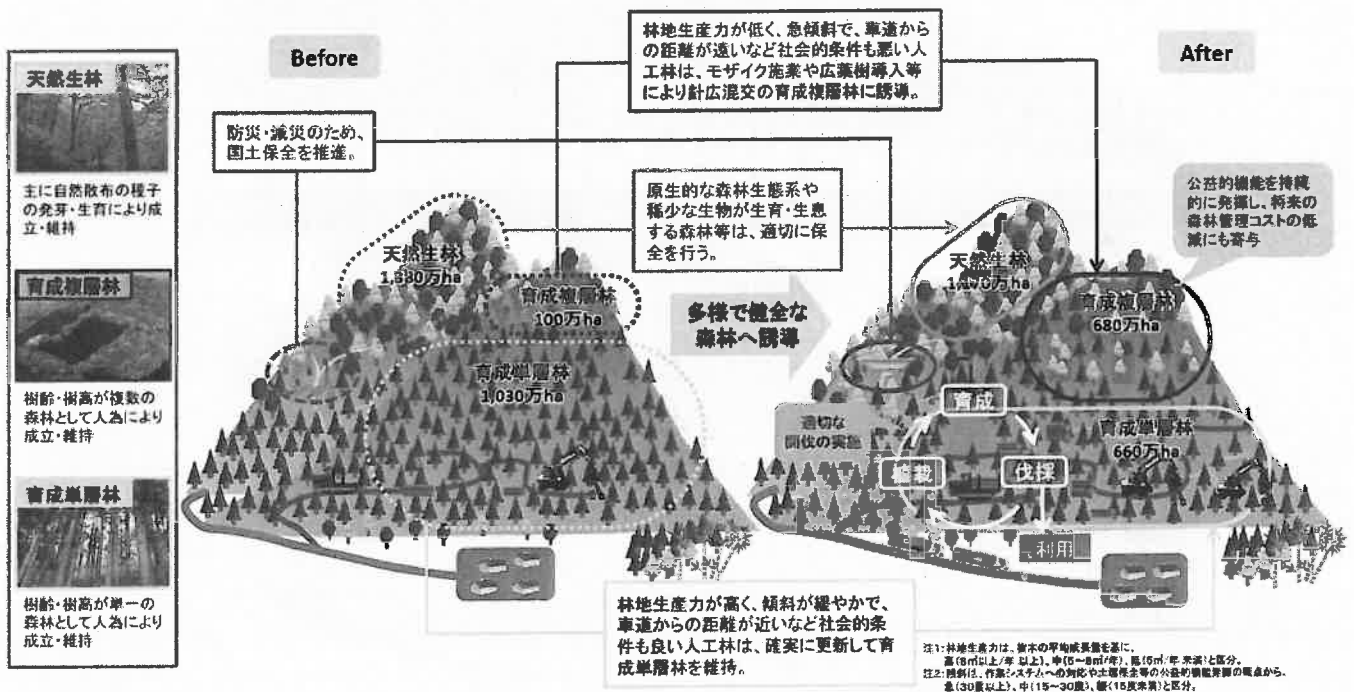
③ 望ましい森林の姿

森林の機能とその機能を発揮する上で望ましい森林の姿を目指し整備・保全を進める必要がある。

傾斜等の自然条件や車道からの距離が近い等の社会的条件も良い森林(育成単層林)で先行的に路網を整備するほか、主伐後の植栽による確実な更新により循環利用を図る。

自然条件や社会的条件が不利な森林については、モザイク施業等により育成複層林へと効率的に誘導するほか、原始的な天然生林は適切に保全するとともに、山村等の集落周辺に存する里山林は保全管理及び利用を推進する。

<多様で健全な森林への誘導>



④ 森林整備の意義

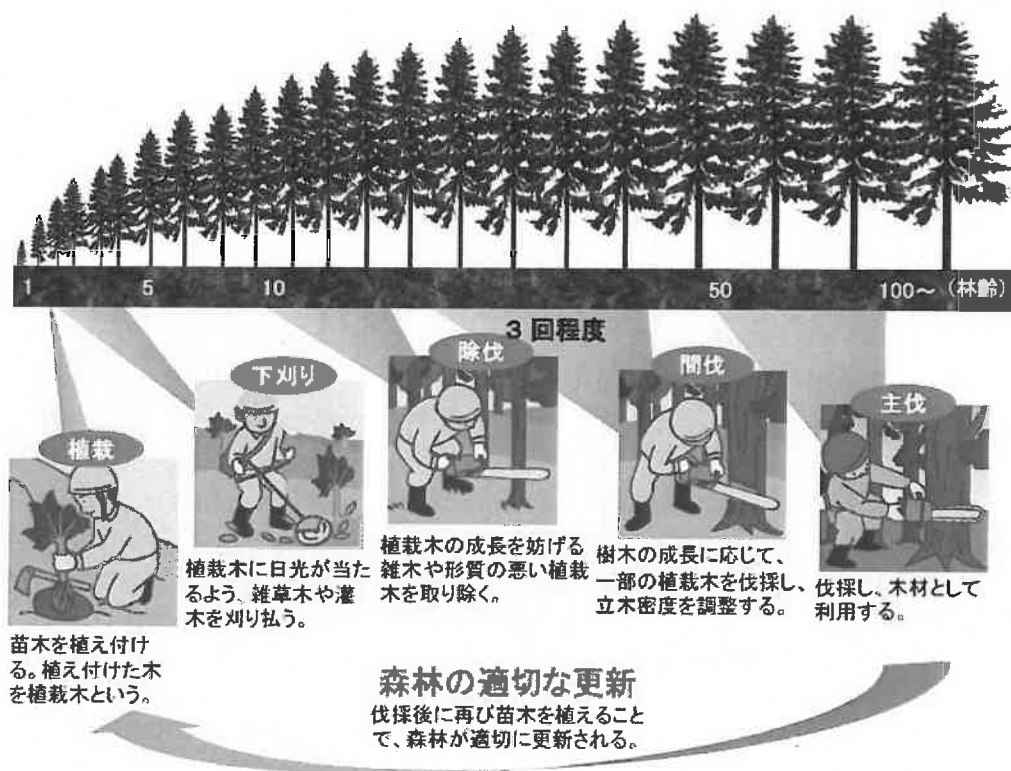
森林の多面的機能を発揮させるためには、植栽、下刈り、間伐等によって健全な森林を育てる「森林整備」が必要である。地球温暖化防止に向けた森林吸収源対策として年平均52万haの間伐等の実施を目標に設定する。

利用期を迎えた森林が増加しており、主伐後に再造林を行うことにより、多面的機能を持続的に発揮させつつ森林資源の循環利用を推進することが必要である。また、このためには苗木の安定供給が重要である。

再造林に向けては、造林コストの低減のため、伐採と造林の一貫作業システムの導入などを進めるとともに、コンテナ苗等の生産体制の構築が重要である。

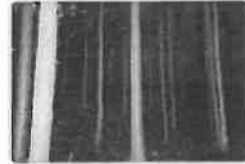
このほか、花粉発生源対策として、スギ・ヒノキ人工林を花粉の少ない森林へ転換する取組を推進する。

<森林整備のイメージ>



■ 間伐の重要性

- ✓ 残存木の成長や根の発達が促され、風雪害に強い森林に
- ✓ 林内の光環境が改善し、下層植生が繁茂することで、表土の流出を防ぐ
- ✓ 様々な動植物の生息・生育が可能になり、種の多様性が向上
- ✓ 病虫害に対する抵抗性が向上
- ✓ 国際ルール上、森林吸収源として算入可能



間伐が遅れた人工林のイメージ



適切に管理された人工林のイメージ

⑤ 森林保全の対策

国土保全、水源かん養などの公益的機能の発揮が特に要請される森林は「保安林」に指定し、伐採の制限や転用規制等により保全・整備する（水源かん養、土砂流出防備、土砂崩壊防備など全17種類、約1,200万ha）。

豪雨・地震等による激甚な山地災害が頻発している現状を踏まえ、特に、事前防災・減災対策としての「治山事業」により治山施設の設置や機能が低下した保安林の整備を推進する。公益的機能を適切に発揮させ、地域の安全・安心を確保する。

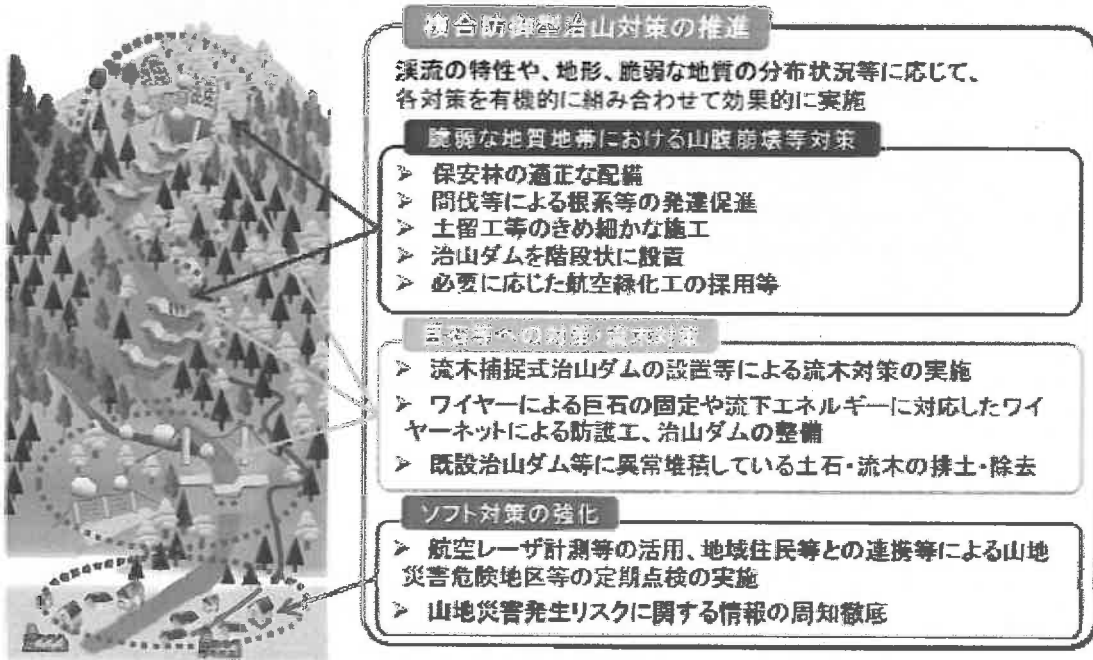
近年、シカ等野生鳥獣による森林被害は深刻な状況にある。被害の防除とともに個体群管理等の総合的対策が重要である。

<治山事業による安全・安心の確保>

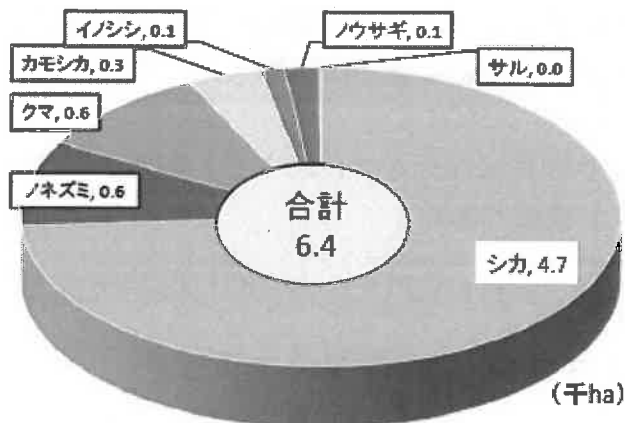
○山崩れ等により荒廃した森林の再生や、山地災害の予防等を通じて地域の安全性を向上



<平成 30 年 7 月豪雨を踏まえた今後の治山対策のイメージ>



<主要な野生鳥獣による森林被害>



資料: 林野庁 研究指導課、業務課調べ

注1: 国有林(林野庁所管)、民有林の合計。

注2: 森林および苗畑の被害。

⑥ 地球温暖化対策と森林

地球温暖化防止には、CO₂ の排出抑制対策とともに、森林整備等の森林吸収源対策が重要である。2020 年度における我が国の森林吸収量の目標(2005 年度比 2.7%以上) 達成のため、2013 年度から 2020 年度の 8 年間について、年平均 52 万 ha の間伐等の森林吸収源対策を推進する。

2020年以降は、「パリ協定」に基づき、引き続き森林等の吸収源の保全・強化に取り組む。我が国は2030年度の温室効果ガス削減目標26%のうち、2.0%（2013年度比）を森林吸収量で確保する目標を掲げる。

このための安定財源確保について、平成30年度税制改正大綱において、市町村が実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、平成31年度税制改正において、森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）を創設し、平成31年度から譲与を行うことが位置づけられた。

<削減目標と森林吸収量>

	京都議定書 第2約束期間※1 2013～2020年度	パリ協定 約束草案 2021～2030年度
日本の削減目標	2020年度 3.8%以上 (2005年度比)	2030年度 26.0% (2013年度比)
森林吸収量	2020年度 2.7%以上 (2005年度比)	2030年度 2.0%※2 (2013年度比)

※1 我が国は第2約束期間に参加していないが、カンクン合意に基づき、削減目標を条約事務局に登録済

※2 京都議定書第2約束期間の計上ルールに基づき算出

<パリ協定（2016年11月発効）の概要>

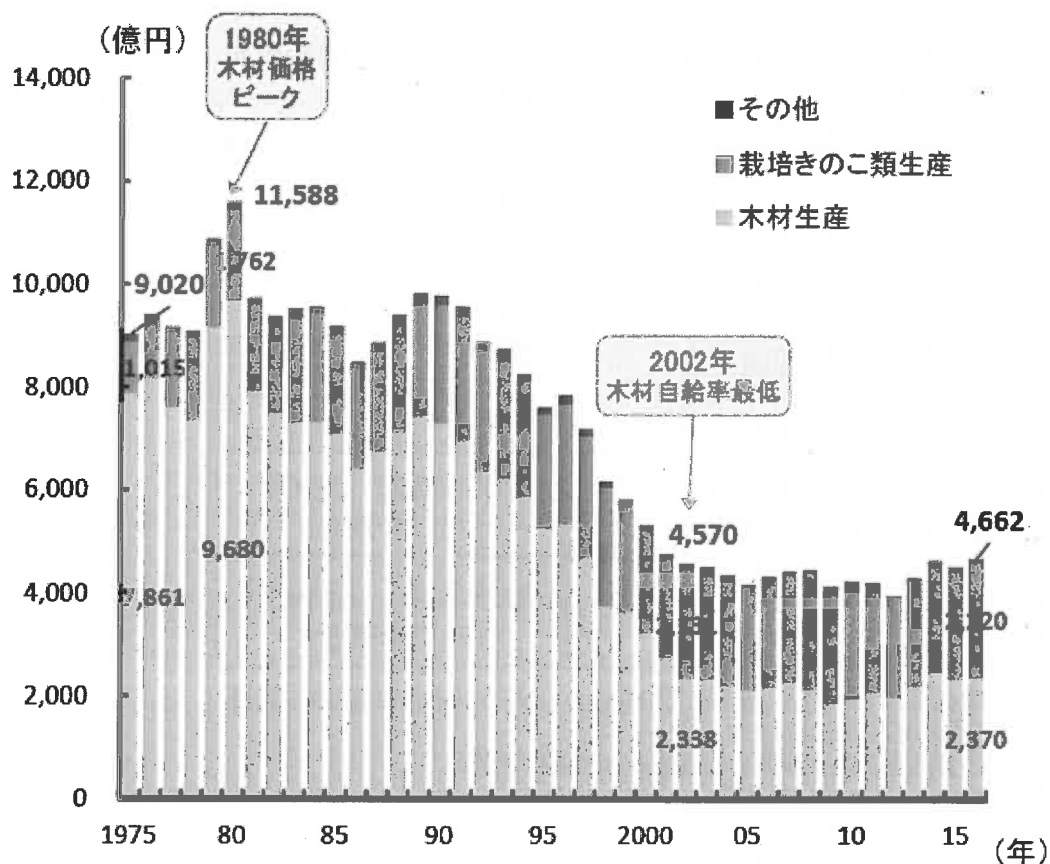
- 2020年以降の国際的な温暖化対策の法的枠組
- 平均気温上昇を工業化以前より2℃より十分下方に抑制
- 各国は削減目標を提出し、対策を実施
- 今世紀後半に人為的な排出と吸収の均衡を達成
- 森林等の吸収源及び貯蔵庫を保全し、強化する行動を実施
- 途上国の森林減少・劣化に由来する排出の削減等（REDD+）の実施及び支援を奨励

（2）林業の現状と課題

① 林業生産の動向

我が国の林業産出額は、近年は約4,500億円前後で推移している。木材生産額と栽培きのこ類生産額はほぼ半々である。

< 林業産出額の推移 >



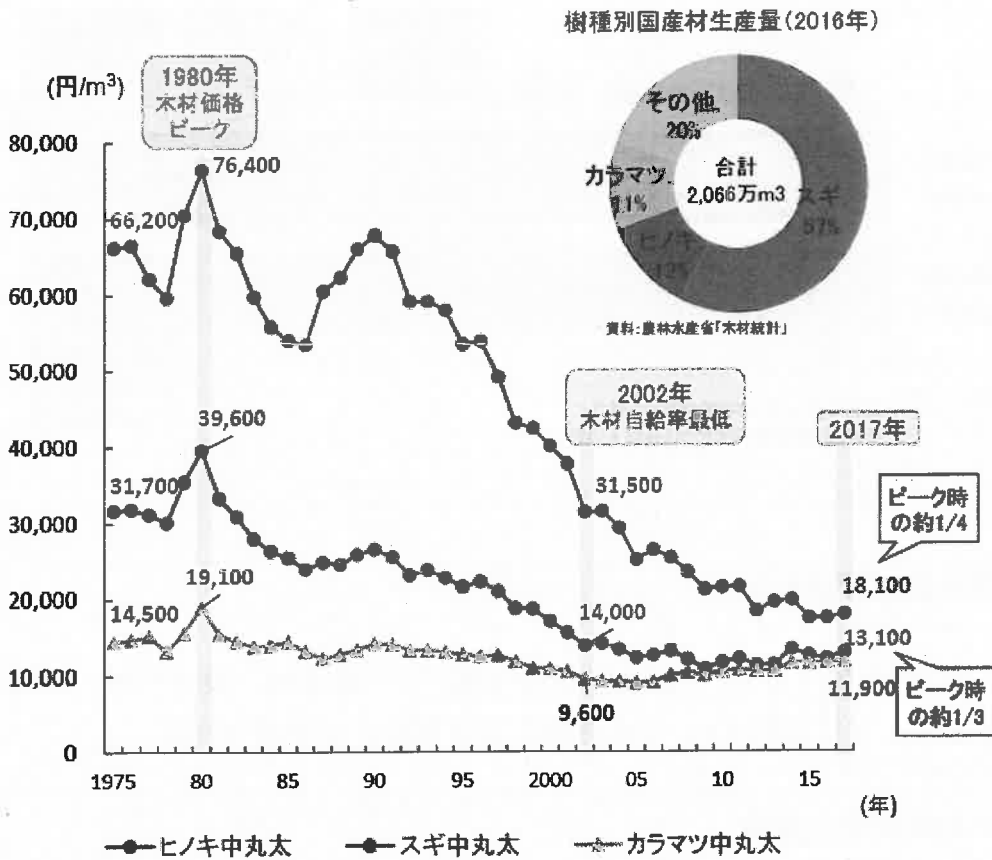
資料：農林水産省「林業産出額」

注1：「その他」は、薪炭生産、林野副産物採取。

注2：2016年から、「木材生産」に輸出丸太及び「燃料用チップ素材」を追加したことに伴い、輸出丸太は1975年まで、燃料用素材は2011年まで遡及している。

木材価格は高度経済成長に伴う需要の増大等の影響により1980年にピークを迎えた後、木材需要の低迷や輸入材との競合等により長期的に下落してきたが、近年はおおむね横ばいである。

<木材価格の推移>



資料: 農林水産省「木材需給報告書」、「木材価格」
 注1: 素材価格は、それぞれの樹種の中丸太(径14~22cm(カラマツは14~28cm)、長さ3.65~4.00m)の価格。
 注2: 2013年の調査対象の見直しにより、2013年の「スギ素材価格」のデータは、前年までのデータと必ずしも連続しない。

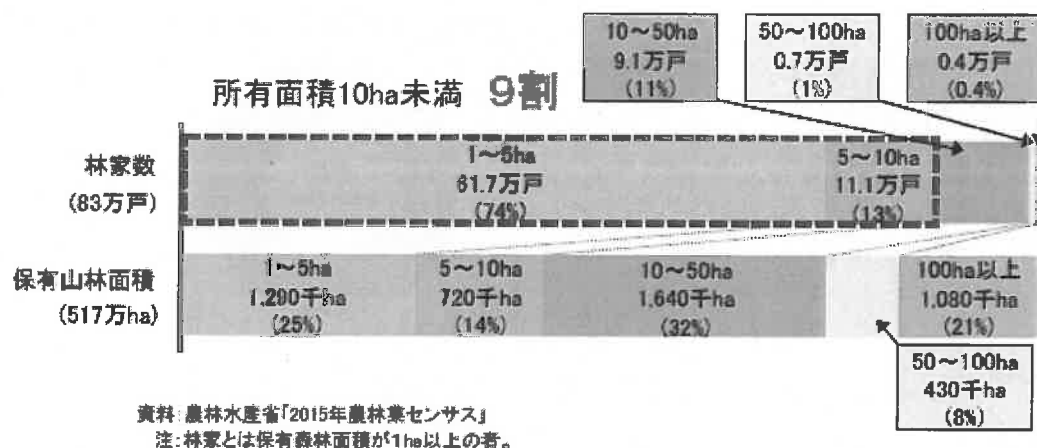
② 林業経営の動向

我が国の森林所有構造は、所有面積10ha未満が林家数の9割を占めるなど小規模・零細である。

生産性は向上しつつも低位であり、意欲ある者への施業集約化や低コストで効率的な作業システムの普及・定着等が課題である。また、林家の所得や林業従事者の平均賃金は低いのが現状である。

林業経営の中核を担う者は、森林所有者等から委託を受けて作業する会社や森林組合等の林業事業体である。年間素材生産量5,000m³未満の小規模な経営体が9割を占める一方、5,000m³以上の経営体が素材生産量全体の約8割を生産している。

<林家の保有山林面積>



6. 森林経営管理制度

平成30年5月に、「森林経営管理法」が可決され、成立した。平成31年4月1日に施行され、「森林経営管理制度」が開始される。

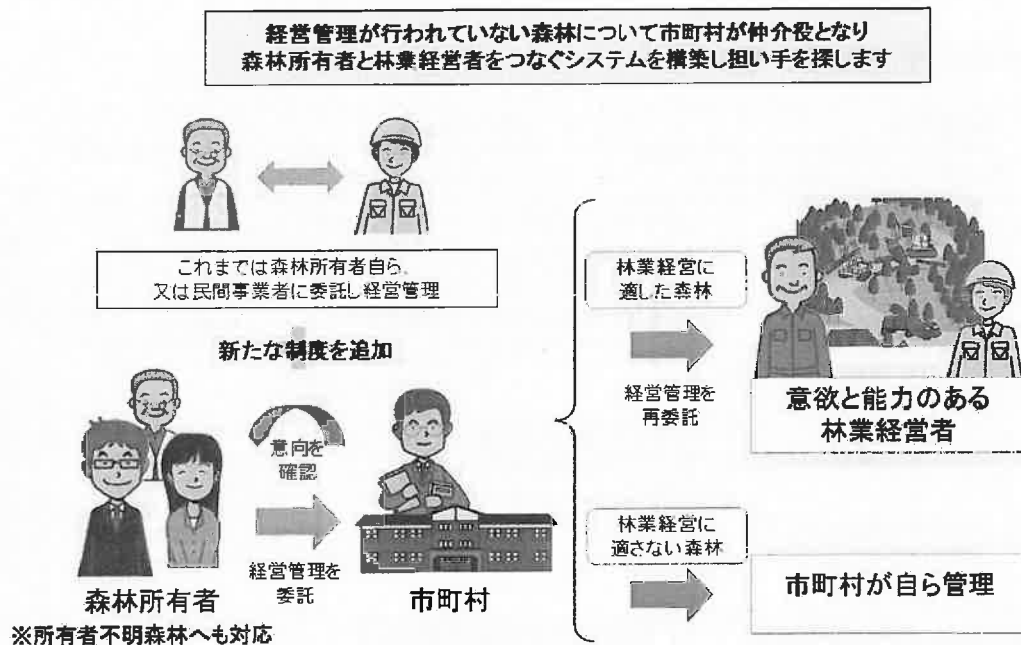
(1) 制度制定の経緯

国内の森林は、戦後や高度経済成長期に植栽されたスギやヒノキなどの人工林が大きく育ち、木材として利用可能な時期を迎えようとしている。利用可能な森林が増える中、国内で生産される木材も増加し、木材自給率も上昇を続け、平成29年には過去30年間で最高水準となる36.1%となるなど、国内の森林資源は、「伐って（きって）、使って、植える」という森林を循環的に利用していく新たな時代に入ったといえる。

一方、我が国の森林の所有は小規模・分散的で、長期的な林業の低迷や森林所有者の世代交代等により森林所有者への森林への関心が薄れ、森林の管理が適切に行われず、伐採した後に植林がされないという事態が発生している。83%の市町村が、管内の民有林の手入れが不足していると考えている状況であり、森林の適切な経営管理が行われず、災害防止や地球温暖化防止など森林の公益的機能の維持増進にも支障が生じることとなる。加えて、所有者不明や境界不明確等の課題もあり、森林の管理に非常に多くの労力が必要になるといった事態も発生している。

このような中、適切な経営管理が行われていない森林を、意欲と能力のある林業経営者に集積・集約するとともに、それができない森林の経営

管理を市町村が行うことで、森林の経営管理を確保し、林業の成長産業化と森林の適切な管理の両立を図ることとしている。



(出典：林野庁ホームページ)

(2) 制度の概要

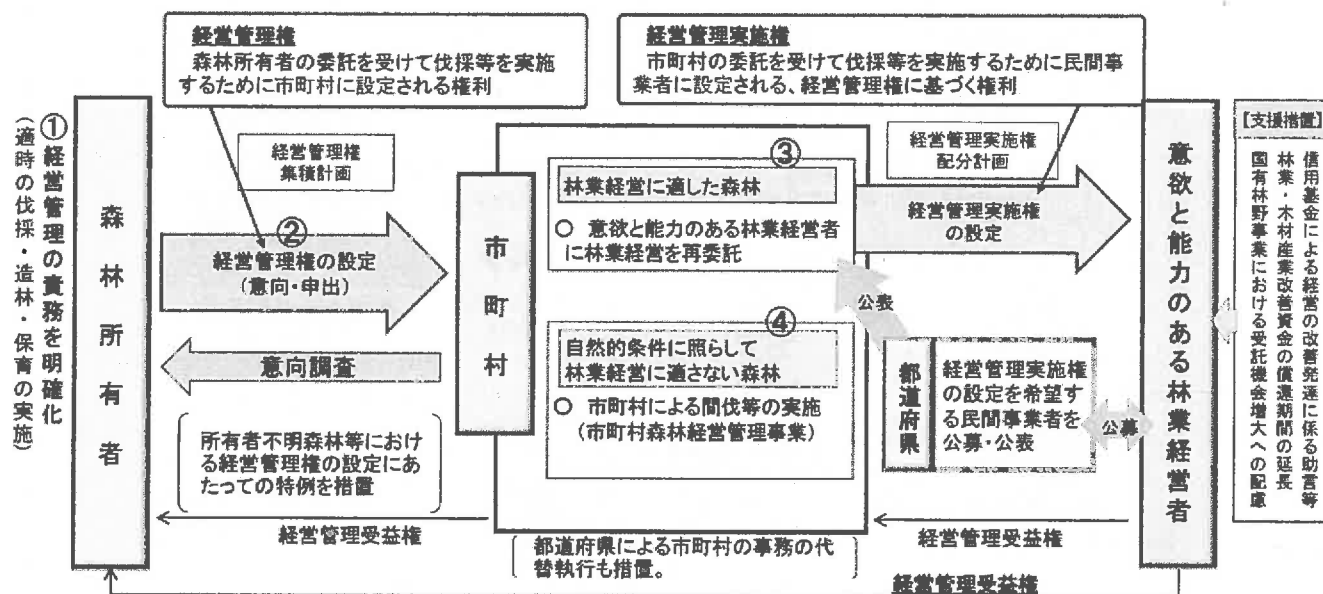
森林経営管理制度の概要は以下のとおりである。

- ① 適切な経営管理が行われていない森林があることを踏まえ、森林所有者に適切な経営管理を行わなければならない責務があることを明確化
- ② 森林所有者自らが森林の経営管理を実行できない場合、森林所有者の委託を受けて伐採等を実施するための権利（経営管理権）を市町村に設定
- ③ その上で市町村は、林業経営に適した森林を意欲と能力のある林業経営者に再委託し、伐採等を実施するための権利（経営管理実施権）を設定
- ④ 林業経営に適さない森林や意欲と能力のある林業経営者に委ねるまでの森林においては、市町村自らが経営管理

あわせて、所有者が不明で手入れ不足となっている森林の場合も市町村に経営管理権を設定し、経営管理を確保するための特例を措置している。

また、当該制度の創設を踏まえ、市町村が実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、森林環境税（仮称）が創設されることとなっている。

<森林経営管理制度の概要>



(出典：林野庁「森林経営管理法（森林経営管理制度）について」平成31年1月一部改正）

(3) 制度導入により期待される効果

市町村にとっては、これまで林業経営が可能であるにもかかわらず、放置されていた森林が経済ベースで活用され、地域経済の活性化に寄与するとともに、間伐手遅れ林の解消や伐採後の再生林の促進により、土砂災害等の発生リスクが低減し、地域住民の安全・安心に寄与するといったメリットが期待される。

また、森林所有者にとっては、市町村が仲介役になることから、長期的に安心して所有する森林を任せられるようになることが期待できる。

さらに、林業経営者にとっては、多数の森林所有者との間で契約を交わすのではなく、市町村から経営管理実施権の設定を受けることにより、集積・集約化の手間を軽減し、経営規模や雇用の安定・拡大につなげられる等のメリットがある。

すなわち、森林を適切に管理し、地球温暖化防止や災害防止などに寄与するとともに、安定的に木材を供給し、付加価値をつけて有効に活用することとなり、林業を成長産業化し、雇用の創出や地域経済の活性化、ひいては地方創生の実現にも寄与することが期待される。

第3 外部監査の結果—総括的事項—

ここでは、今回の包括外部監査により記載する個別の監査結果を踏まえ、県の林業施策をさらに改善する方策等について意見を述べることとする。

1. 第3期岐阜県森林づくり基本計画について

(1) 目標設定について（意見）

第3期岐阜県森林づくり基本計画（以下、「基本計画」という。）の達成に向けて、取組状況の進行管理のため、県では各年度において目標の達成状況が把握されている。

監査の結果、以下の項目について、①目標数値の設定の妥当性に課題のあるもの、②目標値未達であり、達成のための施策に課題のあるものが以下のとおり見受けられたため、今後の施策の修正及び目標値の修正を検討されたい。

① 目標数値の設定の妥当性に課題のあるもの

<第4 I 4. 参照>

平成29年度の実績値が共に平成33年度の目標値を上回っており、当初計画した施策を達成できたと考えられる。現時点で目標数値としての妥当性に課題があるため、目標値の上方修正を検討することが適切である。

- ア. 「観光景観林」整備面積 (ha)
- イ. 高性能林業機械保有台数 (台)
- ウ. 製材工場等への木材直送量 (万 m^3)
- エ. キノコ生産量 (t)
- オ. 木質バイオマス利用量 (燃料用途) (千 m^3)
- カ. 「木育教室」・「緑と水の子ども会議」参加人数 (人)

② 目標値未達であり、達成のための施策に課題のあるもの
＜第4 IV 2. 参照＞

ア. 里山林整備面積（「生活保全林」含）(ha)

平成29年度の実績は計画値の半分程度にとどまっている一方で、近年の事業費の約半分を危険木の除去が占めている状況にある。危険木の除去は優先して実施すべき事業であるが、危険木に関する具体的な判断基準がないため、過度に危険木除去の申請が行われ事業が実施されている可能性がある。

このため、基準を設けて客観的に危険木を判定できるようにすることが望ましい。これにより、事業採択の精度が上がり事業費の圧縮ができることから、より多くの整備を可能とし、目標面積の達成にも寄与するものと考え

(2) 基本計画における関係団体との役割分担について（意見）

基本計画に掲げる目標は、県や市町村といった地方自治体の施策のみで達成できるものではないものがほとんどである。県内には様々な団体が林業施策と関連している。県には、これらの団体と連携・協力して基本計画に掲げる施策の総合的かつ計画的な推進を図る必要があり、円滑に各施策が推進されるよう総合調整の機能を発揮することが期待される。

こうしたことから、多様な関係団体それぞれが主体的に取り組めるよう、団体が大きな役割を担う取組を中心に、各団体の役割の明示や、関係団体も参画した進行管理の実施について検討されたい。

2. 清流の国ぎふ森林・環境基金事業の評価について（意見）

＜第4 IV 2. ～4. 参照＞

清流の国ぎふ森林・環境税事業の評価については、県民からの意見の反映や事業過程の透明性を確保するため、外部有識者や県民の代表者等で構成される第三者機関「清流の国ぎふ森林・環境基金事業評価審議会」を設置し、基金事業への意見や提案、事業実施後の評価を実施している。事業評価の実施スケジュール及び事業計画・事業評価、議事録、事業成果報告書についても、岐阜県公式ホームページ上で公表されている。

恵みの森づくり推進課においては、清流の国ぎふ森林・環境税事業推進事業

として、上記「清流の国ぎふ森林・環境基金事業評価審議会」を運営するとともに、森林・環境税を活用した各種事業の概要や事業過程、達成状況などに関する県民理解推進のための広報 PR を実施している。

今回の監査の結果、以下のように現行の事業運営の効率性や効果の観点で課題があると考えられる事業が見受けられた。

(1) 里山林整備事業及び森林地域外危険木除去事業

整備面積を目標指標に設定しているが、近年の事業費の約半分を危険木の除去が占めている状況にある。危険木に関する具体的な判断基準がないため、過度に危険木除去の申請が行われ事業が実施されている可能性がある。そのため何らかの基準を設けて客観的に危険木を判定できるようにすることが望ましい。

(2) 森と木と水の環境教育推進事業

事業が開始されて以降、木育教室は岐阜県下対象施設数の 3 割程度の施設で開催されたにとどまっている。実施施設の実数を増加させることで、より多くの子どもたちに「ぎふ木育」に触れる機会を提供することが適切と考える。

また、今後建築が予定されている木育の常設専用施設において来所者に対しぎふ木育の考え方を指導する立場の指導員である「ぎふ木育指導員」の木育イベントへの参加率も 3 割程度であり、養成した木育指導員を継続して効果的に活用できているとはいえない状況である。養成した木育の知識や意欲が低下しないよう、木育指導者の活用できる場の提供や活動実績を高めていくことが適切と考える。

(3) 上流域と下流域の交流事業【参考（環境生活部環境企画課の所管事業）】

実施回数を目標指標に設定しているが、最少催行人数未満でツアーが取りやめになることもあり、事業の効率性については判定できないため、参加率についても設定を検討することが望ましい。

また、平成 29 年度は他県の下流域の海の地域住民が上流域の森・里・川の自然環境について理解する機会が創出されていない。上下流交流ツアーの情報頒布範囲や参加対象について今一度検討が望まれる。

清流の国ぎふ森林・環境基金事業は、年間約 12 億円が継続的に見込まれる森林・環境税を財源として、林政部やその他の各部にまたがり全庁で約 30 事業の様々な事業が実施されており、事業の有効性・効率性よりも事業の確実な執行に重点が置かれる可能性もあると考えられる。恵まれた自然環境を保全・再生し、森林や河川の持つ公益的機能をより高めることができるよう、第三者機関「清流の国ぎふ森林・環境基金事業評価審議会」において事業の効率性や有効性まで踏み込んだ評価がなされることが望ましい。当該基金事業全体を統括する林政部において、上記の観点での評価が継続的になされるようモニタリングを実施されたい。

3. 木材の利用チャネルの拡大のための取組について（意見）

<第4 V 3. 参照>

林業事業体の活性化の前提として、木材価格の改善が重要であることは共通認識となっており、そのために木材の利用チャネルの拡大が重要である。

県では、木質バイオマスへの支援、公共施設の木造化、木質化促進といった様々な施策を進めているが、より一層の利用先の拡大を図るため、以下について検討されたい。

(1) 補助金の評価基準や交付要件の緩和、対象拡大の検討

県産材競争力強化・販路拡大支援事業補助金の事業計画書の評価基準について、提案内容の実現可能性を考慮しつつも中小規模の事業主体が排除されないような表現の検討が望まれる。

また、ぎふの木で内装木質化支援事業費補助金の交付要件として、県内に新築する戸建て住宅であることや、構造材に県産材を利用することを求めているが、県産材の需要拡大を目的とする場合、消費者側により多くの選択肢が用意されていることが望ましいと考えられる。より多くの消費者の需要を呼び起こすため、要件緩和を検討されたい。

さらに、木質バイオマス利用施設導入促進事業費補助金についても、現在の対象事業が熱利用設備に限定しているように見受けられるが、木質バイオマス発電対応設備についても対象に含めることにより、近年開発が進んでいる小規模木質バイオマス発電設備の普及を促進する可能性が高いため、対象拡大の検討の余地があると考えられる。

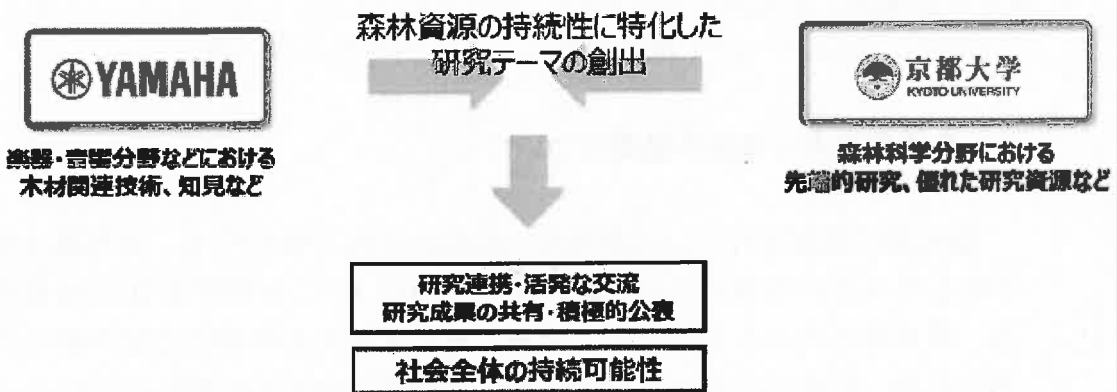
(2) 外部の研究機関や民間企業との連携

近年、国立研究開発法人や国立大学法人における研究機関と民間企業による共同研究が盛んとなっており、そのテーマとして森林資源の活用に関するものも有望視されるものが増えている。

岐阜県は、内部に森林研究所という研究機関を擁しているが、岐阜県の森林の独自性を活かした利用チャネルの開発のため、外部の研究機関や地域の民間企業と連携することも検討の余地があると考ええる。

<例① 京都大学とヤマハにおける森林資源に関する連携協定>

ヤマハと京都大学が締結した包括的研究連携協定は、3年間の連携期間において、ヤマハが従来培ってきた楽器製造の知見や様々な技術開発の知見と、京都大学が数々の研究で蓄積してきた森林・木材分野の基礎的知見等をバックグラウンドとして、森林資源と社会の持続可能性という共通の課題に対して、産学連携の下で包括的にアプローチしていくことを目的とする。



<例② 産業技術総合研究所などの研究グループにおける改質リグニンの自動車内外装部品への利用に向けた研究開発>

国立研究開発法人 産業技術総合研究所、国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林総合研究所、株式会社 宮城化成らの研究グループは、株式会社 光岡自動車と共同で、スギから抽出した改質リグニンを樹脂成分として用いたガラス繊維強化プラスチック製の自動車内外装部品を世界で初めて実車に取付評価試験を開始する。

今後は、一年程度をかけて紫外線、温度変化などによる自動車内外装部

品の変化をモニターして、長期間、十分実用に耐えるかどうかを確認する。改質リグニンの生産開始が予定される 2022 年に改質リグニンを用いた GFRP 製自動車部品を用いた環境にやさしい自動車としてのブランド化を目指す。

4. 新たな森林経営管理システムに備えた体制の整備について（意見）

<第4 I 3. 参照>

平成 31 年度より森林経営管理法が施行され、新たな森林経営管理システムが開始することとなっている。このシステムは、農地における集約施策と基本的に同じ考え方に基づくもので、経営の意欲と能力のある林業経営者に、その意欲のない森林所有者が経営を委ねることを促して森林の施業の集約化を図り、効率的な経営により持続的な森林経営を確保するためのものである。

このシステムで中心的な役割を果たすのは市町村であり、県の役割は、国とともに市町村に対し、経営管理に必要な助言・指導、情報の提供等を行うことであり、具体的には、市町村職員向けの研修、高精度の森林情報の整備、森林技術者の確保・育成等に取り組むこととされている。

しかし、以下について課題があることが明らかとなった。

(1) 高精度の森林情報の整備について

森林簿に記載されている森林の小班数約 140 万件のうち、森林簿上所有者不明となっている森林の小班数が平成 30 年 3 月 31 日現在で 16,302 件存在する。所有者不明がある場合は、森林の施業集約化を阻害する面があるため、県は本来、計画的に森林簿の所有者不明の解消を図る必要がある。

一方、森林の所有者情報は、森林法の改正を受けて、平成 31 年 4 月より市町村が林地台帳により管理することとなっているため、二重行政解消の観点も踏まえ、県が管理する森林簿の所有者情報の取扱い等について、市町村と連携して検討することが適切である。県が有する森林簿の森林資源情報と、林地台帳の所有者情報を連携して活用するため、県は市町村と連携して、クラウド技術を活用した情報共有を推進することが望ましい。

また、農林事務所において、保安林の保全情報を管理するため保安林管理図を作成しているが、対象となる区域を手書きで修正・加筆して作成している。情報管理の効率化の観点から、保安林管理図の地番情報と連携できるように森林簿の地番情報を見直し、森林簿上に保安林情報を登録して情報の一

元管理をできるようにすることが望まれる。

森林の施業集約化は、森林の多面的機能の発揮及び林業の成長産業化を図るための根幹となる施策であり、その推進に重要な役割を果たす森林情報を高精度かつ活用しやすいものとするため、その確実な整備を要望する。

(2) 森林技術者の確保・育成について

基本計画において、林業人材の確保・育成に関し、以下の課題が認識されている。

- ① 市町村の林務担当職員が少ない
- ② 戦後の経済成長期の社会環境とは条件が異なるため、主伐後の植栽・保育に係る人材育成や技術普及が進んでいない
- ③ 森林技術者数は年々減少しており、60歳以上の割合が高いのに対し30歳未満の割合が低い

このうち③については、就業支援により森林技術者数を増やすため、森林技術者数を目標の一つに設定している。しかし、平成29年度の実績は932人と、目標値の1,141人を大きく下回り、基準年(平成27年度)実績の947人をも下回った。その原因について県は、新規就業者は51人となったが定年退職等も多いため、さらなる就業希望者の掘り起こしと定着支援が必要と分析しており、平成30年度より「森のジョブステーションぎふ」を森林公社に設置し、無料職業紹介事業を開始している。

しかし、無料事業で双方の取組姿勢が低調な場合には中長期的な人材確保・育成に必ずしもつながらない可能性があると考えられる。成功報酬制を導入した場合、経営が厳しい林業事業体が無料職業紹介所の活用に移行するおそれもある一方、林業事業体の活用姿勢にさらに真剣度が増すとともに、森のジョブステーションぎふの取組姿勢もさらなる改善が期待され、目的である就業の成立が増加することが想定される。よって、職業紹介事業における成功報酬制の導入について、上記のメリット及びデメリットの双方を考慮のうえで検討されたい。

5. 岐阜県森林公社及び木曾三川水源造成公社の長期収支の継続的モニタリングについて（意見）

<第4 VIII 2. ~ 3. 及びIX 2. 並びにIX 5. 参照>

岐阜県森林公社（以下「森林公社」という。）及び木曾三川水源造成公社（以下「三川公社」という。）では、ホームページで経営状況や長期収支試算を公表している。しかし、①両公社とも、分収割合の変更が100%達成される想定であり、また、②森林公社においては、平成28年度以降、長期収支試算そのものを見直していない。分収割合の変更の進捗率や木材価格等について、現状をできる限り反映すべきである。

今回の監査で、監査人が平成30年3月末現在の事業環境等を鑑み、より現実的な前提条件を設定して試算を行ったところ、下表のとおり、公表されている試算結果より厳しく、多額の収支不足が見込まれることとなった。

<長期収支試算の補正試算結果>

①森林公社 (単位：百万円)

区分	公表試算	分収割合補正 (監査人試算)	単価補正 (監査人試算)
収支見込額	4,486	3,423	△1,842

②三川公社 (単位：百万円)

区分	公表試算	分収割合補正 (監査人試算)
収支見込額	113	△4,514

これら2団体を含む林業公社は、全国に44団体設立されたが、森林整備等の財源を造林補助金以外は県等の地方自治体や日本政策金融公庫、市中金融機関からの借入金に依存していることから、多額の累積債務を抱え、また、林業の採算性の悪化により極めて厳しい状況にさらされ、18団体が解散又は合併に至っている。

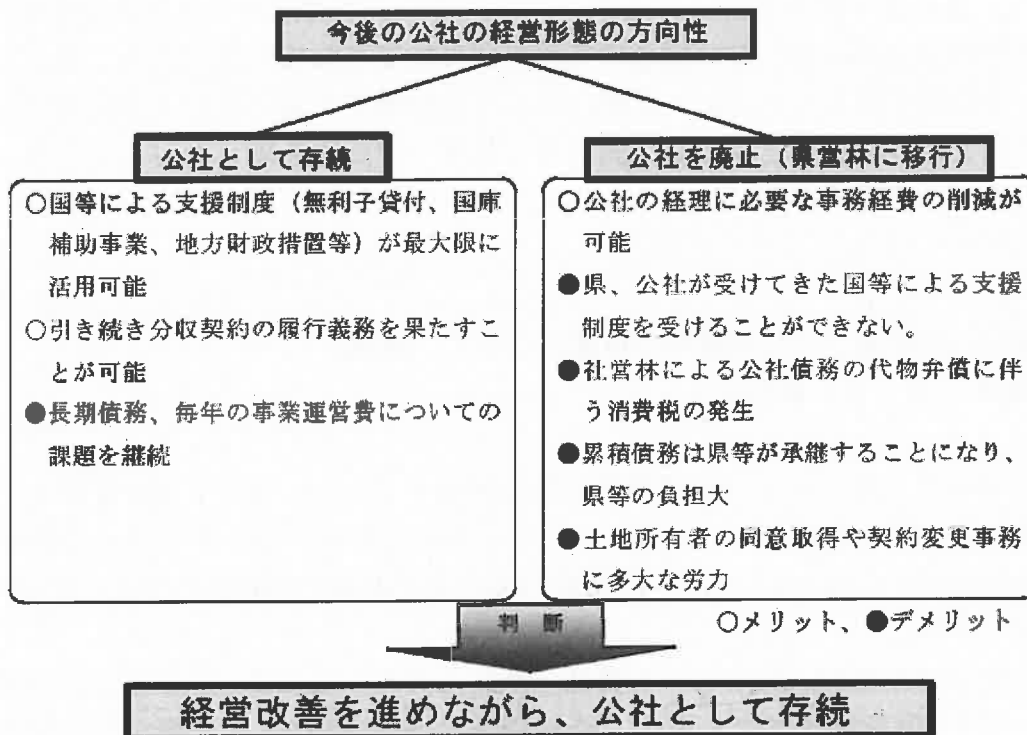
平成23年3月に、県が設置した岐阜県森林整備法人経営改善検討会が、「岐阜県森林整備法人の今後の経営対策及び森林整備のあり方に関する提言書」において、次頁の図のとおり存廃それぞれの影響を考慮し、「経営改善を進めながら公社として存続」という方向性を提言した。

これを受けて、両公社は「経営改善計画書」を策定し、これに基づき積極

的に支出の削減と収入の増加に取り組むほか、長期収支の試算も含め経営状況をホームページで公表しているが、現状の事業環境を踏まえると、予断を許さない状況であることが今回の試算で明らかになったものといえる。このように両公社を取り巻く環境は絶えず変化していることから、逐次、経営状況について検証・公表を行っていく必要がある。

また、森林公社では、分収林計画を10年に一度しか見直さない。さらに、「林業公社会計基準」が平成23年3月に制定され、減損会計の概念も導入されており、より森林資産の情報開示の充実が要請されているが、三川公社においてすでに森林資産の回収見込額が帳簿価額の53%と減損処理の判断基準値に近づいている中で、算定的前提である分収割合が現状を踏まえられていない。これでは、自団体の財務状態の変化の把握が遅れ、対応の時期が遅れるリスクがある。

よって県は、少なくとも年度ごとの事業計画の開示や、森林資産の回収見込額の算定の精緻化等を指導するとともに、2団体の経営状況について、継続的にモニタリングを行っていく必要があると考える。



（出典：平成23年3月 岐阜県森林整備法人経営改善検討会「岐阜県森林整備法人の今後の経営対策及び森林整備のあり方に関する提言書」）

6. 地方自治体から国への積極的な施策等の発信について（意見）

<第4 VI 2. 及びVIII 7. 参照>

森林・林業・木材産業施策は、総じて国（林野庁）のトップダウンの政策になっており、森林整備など様々な分野において国の補助金行政が行われている影響で、地方自治体における創意工夫が狭められている面があると考えられる。しかし、森林・林業・木材産業の状況は各地域で異なっているため、それに適合する施策もそれぞれ異なっていてしかるべきである。また、国の制度で現場の実情を考慮していないこともある。よって今後は、国の制度で実効性を高める取り組みの提案をボトムアップで発信していくことが、地方自治体に強く求められるものとする。

例えば、現状では国の制度で主伐に対する補助金は認められていないが、岐阜県では現状の主伐のペースでは100年後に20歳級までの森林面積が全体の1割ほどになってしまうことが予想され、森林の多面的機能の重視、土砂災害防止機能の維持・強化の重要性を考慮するならば、主伐への補助の導入もインセンティブとして検討に値するものと考えられる。

また、緑の青年就業準備給付金について、国の実施要領及び業務取扱要領には支給額が上限に達しない場合の支給方法は特定されていないため、県と協議して均等支給しているが、成績に応じて給付金を支給するなど給付金の効果的な支給方法を県と協議し、国に対し制度への反映を働きかけることを検討することが望まれる。

7. 「SDGs」に関連づけた取組みの推進について（意見）

<第4 III 2. 参照>

2015年9月に開かれた「国連持続可能な開発サミット」では、150を超える国連加盟国首脳参加のもと、17のゴールと169のターゲットからなる「SDGs」(Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標)が採択されている(次頁の図1参照)。

17の目標の中には「12: つくる責任・つかう責任」と「15: 陸の豊かさを守ろう」という項目が含まれており、「森林資源の持続可能性」も重要なテーマの一つである。現在、SDGsに関連する様々な取組を官民が連携して推進している。3. で採り上げた例①の取組もその一つである。

自治体においても、この取組が地域の雇用創出やイメージ向上につながることから、前向きに進めようという機運が高まっている(次頁の図2参照)。

<図1：SDGsにおける17のゴール（目標）>



(出典：平成31年1月 外務省ホームページ「『持続可能な開発目標』(SDGs)について」)

<図2：自治体におけるSDGsに関連する取組事例（北海道下川町）>

■ SDGs達成に資する取組

「地域資源の森林を最大限に活用」

循環型森林経営を進めるとともに、広葉樹資源の家具用材としての高付加価値利用、森林バイオマス利用拡大のための原料供給体制の構築など、木質資源のトータル活用に向けた取組を実施。

しらかわちよう
北海道下川町

下川町産広葉樹の机

下川町産広葉樹のお食い初めセット

(出典：平成30年12月 林野庁ホームページ「森林・林業・木材産業の現状と課題」)

そこで、県にはSDGsに関連する県下の各主体（市町村、公社、森林組合、林業事業体などの関連団体）の自主的な取組をとりまとめて紹介するプラットフォームの設置を提案したい。

県内の各主体における森林の保護育成の機運を醸成することにより、森林に対する県民の関心が高められ、参画者の増加に資することが期待される。またそれにより、森林総合教育センター（仮称）などの関連施設整備費へのクラウドファンディングのような取組における賛同者の獲得につながるなど、施策の持続可能性の向上への寄与が期待される。

第4 外部監査の結果—個別的事項—

I 林政課

1. 林政課の概要

(1) 業務内容

森づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、豊かな環境と暮らしを守り活力ある地域社会を実現する。

- ① 森林・林業に関する総合企画及び調整に関すること
- ② 岐阜県森林づくり基本条例、森林づくり基本計画に関すること
- ③ 森林簿、森林調査、森林地理情報システムに関すること
- ④ 森林組合等の団体の検査監督に関すること
- ⑤ 林政部の人事・予算に関すること

(2) 目標

岐阜県森林づくり基本条例の3つの基本的施策の柱のもと、揺るぎない長期的展望と県民協働による持続可能な森林づくりを推進する。

- ① 県民の生命・財産と良好な環境を守る、健全で豊かな森林づくりの推進
- ② 森林資源の循環利用を通じて活力ある地域社会を実現する、林業及び木材産業の振興
- ③ 社会全体で森林づくりを支える、人づくり及び仕組みづくりの推進

2. 100年の森林づくり計画策定事業について

(1) 概要

事業費 7,732千円(当年度決算額)

<財源内訳>

区分	事業費	財源内訳			
		国庫支出金	諸収入	県債	一般財源
最終予算額	10,600		3		10,597
当年度決算額	7,732		1		7,731

<事業費(当年度決算額)の積算内訳>

事業内容	金額(千円)	事業内容の詳細
旅費	8	雇員共済費
賃金	420	雇員賃金
旅費	492	業務旅費
需用費	76	消耗品費
委託料	6,736	地域検討会開催業務委託
合計	7,732	

(事業目標)

平成28年度に、100年の森林づくり計画(以下、「森林配置計画」という。)モデル事業で県が策定した森林配置基準及びゾーニングを基に、各市町村において地域検討会を開催し、独自の森林配置計画を策定するとともに、地域の森林のマスタープランである市町村森林整備計画に反映する。
これにより、県内すべての民有林について、望ましい森林配置の実現を目指す。

(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前	指標の推移	現在値	目標値	達成率
「100年の森林づくり計画」策定割合(%)	0 (H28)	—	0 (H28)	100 (H33)	—

森林配置計画とは、気候や地形の自然条件、生物多様性や資源量等の諸条件により木材生産林(木材生産に適した森林)、環境保全林(木材生産に適していない森林)、観光景観林(市町村が観光振興上重要であると認める森

林等)、生活保全林(市町村が住民の生活環境保全上重要であると認める森林等)の4つの望ましい森林区分を設定し、将来の望ましい森林の姿を示した計画である。

また、市町村森林整備計画とは、森林法第10条の5に基づき、市町村長がその区域内の地域森林計画対象民有林について5年ごと10年を1期として樹立する造林から伐採に至るまでの総合的な森林整備計画である(『第3期岐阜県森林づくり基本計画』93頁参照)。

(2) 手 続

森林配置計画策定事業に係る関連書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続(閲覧、突合、分析、質問等)を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

(3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について指摘及び意見を述べることとする。

① 「岐阜県森林づくり基本計画に基づく平成29年度施策の実施状況報告書」に記載された数値の誤りについて(指 摘)

「岐阜県森林づくり基本計画に基づく平成29年度施策の実施状況報告書」(以下、「実施状況報告書」という。)4頁の1行目から5行目までに下記の記載がある。

◆市町村森林整備計画への反映

- 森林配置計画の市町村森林整備計画への反映について、市町村担当者会議で説明するとともに、地域検討会においても、随時協力を依頼しました。
- その結果、策定した森林配置計画のうち、64.0%が市町村森林整備計画に反映されました。

64.0%という数値は「森林配置計画の策定状況(平成29年度末現在)」(以下、「策定状況」という。)を元に計算している。この数値は市町村から提出された数値であり、策定状況の市町村森林整備計画反映面積に2件の数値誤

りが存在しており、正しい面積を基に計算した数値は 63.8%であった。

(面積:ha)

岐阜県合計	森林配置計画策 定面積 (A)	市町村森林整備計 画反映面積 (B)	市町村森林整備計画 反映割合 (B/A)
誤った面積を 基に計算	377,604.53	241,499.09	64.0%
正しい面積を 基に計算	377,604.53	240,982.15	63.8%

この誤りが発見されないまま公表に至った原因は、策定状況の市町村森林整備計画反映面積以外の数値を確認する体制は存在していたが、当該面積を確認する体制が存在していなかったとのことであった。

実施状況報告書は、岐阜県森林づくり基本条例第 12 条第 8 項の規定により、基本計画に基づく施策の実施状況について毎年度県議会に報告し、その結果を公表するために作成したものである。また、点検・評価の結果は、次年度の事業計画や予算に反映される。よって、市町村森林整備計画反映面積を確認する体制を整備し、実施状況報告書には正しい数値を記載する必要がある。

② 森林経営管理法に基づく調査結果の森林配置計画への反映について（意見）

平成 31 年 4 月 1 日に森林経営管理法が施行され、新たな森林管理システムが始まる。市町村は、その区域内に存する森林の全部又は一部について、当該森林についての経営管理の状況、当該森林の存する地域の実情その他の事情を勘案して、当該森林の経営管理権を当該市町村に集積することが必要かつ適当であると認める場合には、経営管理権集積計画を定めるものとする（『森林経営管理法』第 4 条第 1 項）。また、市町村は経営管理権集積計画を定める場合には、農林水産省令で定めるところにより、集積計画対象森林の森林所有者に対し、当該集積計画対象森林についての経営管理の意向に関する調査（以下、「経営管理意向調査」という。）を行うものとする（『森林経営管理法』第 5 条）。

森林配置計画を策定した市町村の大部分は、森林配置計画を市町村森林整備計画に反映している。しかし、市町村が経営管理意向調査を行い、経営管理権集積計画を定める中で、森林の状態をより詳細に把握できる可能性がある。その場合には、策定した森林配置計画を変更し、市町村森林整備計画も

変更するように岐阜県から市町村に要請することが適切と考える。

3. 森林情報の管理について

(1) 概 要

① 森林情報について

地域森林計画の対象となっている民有林について、新たに当該森林の土地の所有者となった者は、農林水産省令で定める手続に従い、市町村の長にその旨を届け出なければならない（『森林法』第10条の7の2第1項）。そして市町村から所有者変更の台帳の提供を受けて、林政課の職員が下記の手続により、県の森林GISデータを更新する。

- i 所有者変更の通知及び法務局の登記情報を市町村から受取る。
- ii 市町村から登記情報を受取ることができない場合は、林政課の担当者が法務局から登記情報を取得する。
- iii 登記情報を元に森林の所有者変更を確認する。
- iv 変更後の所有者に県の所有者番号がすでに付されていれば森林GISデータにその番号を入力し、所有者番号が割り当てられていなければ新しく番号を付けて森林GISデータに入力する。

市町村から森林情報の変更の通知を受けた場合に、地形や地籍の変更に関する森林GISデータの更新は、林政課の職員が行う。しかし、所有者情報の変更に関する森林GISデータの更新は林政課の職員と雇用した職員が行う。

また、市町村の地籍調査により森林情報に変更があることが分かった場合に、地形や地籍の変更に関する森林GISデータの更新は、県が委託した業者が行う。しかし、所有者情報の変更に関する森林GISデータの更新は林政課の職員と職員が行っているとのことである。

② 森林経営受託者について

森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者は、森林経営計画を作成する。森林経営計画は、一体的なまとまりを持った森林において、計画に基づいた効率的な森林の施業と適切な森林の保護を通じて、森林の持つ多様な機能を十分に発揮させることを目的とする5年間の計画であ

る。

森林の施業や保護が行われていない森林の経営を受託しようとする森林組合や林業事業体は、自ら森林所有者を調べ 5ha 以上の受委託契約を締結後、県と受委託契約を締結した森林の周囲の森林の 10 倍の面積まで、森林簿の貸与を受けることができる。森林簿の貸与とは、森林経営計画作成のため、県が森林簿をデータで貸し出すもので、当年度末までを貸与期限とし、期限終了後には、データ消去と廃棄及びその結果の県への報告までを義務づけている。

③ 保安林について

林野庁による保安林制度の説明によると、保安林とは、水源のかん養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公益目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林である。保安林では、それぞれの目的に沿った森林の機能を確保するため、立木の伐採や土地の形質の変更等が規制される。

岐阜県の民有保安林面積は、民有林面積の約 36% に当たる 249 千 ha であり、そのうち約 98% が国の権限に係る保安林となっている。現在、保安林の指定及び解除業務のほとんどが、国の権限に基づく保安林に係るものである。

なお、全国森林計画（平成 28 年度から平成 30 年度）に、水源のかん養や災害の防備のための保安林の指定面積等が定められており、その指定・解除の調査等について、県（林政部治山課）が国の委託を受けて実施している。森林法第 25 条第 1 項により国の直接執行とされている重要流域内の民有保安林について、国から委託を受け、以下について適正かつ円滑な整備、管理を行っている。

- ・保安林の指定・解除調査事務
- ・保安林の指定施業要件変更調査事務
- ・保安林の指定・解除通知事務
- ・保安林の損失補償事務
- ・保安林適正管理調査事務
- ・特定保安林選定調査事務
- ・保安林保全情報整備事務

<保安林に関する規制>

【伐採の制限】

保安林の指定施業要件: 立木の伐採方法及び伐採限度、並びに伐採後に必要となる植栽の方法、期間及び樹種が定められている。

伐採方法	手続方法	手段	提出先	
禁伐	伐採が禁止される。	—	—	
主伐	択伐	天然林の択伐には知事の許可が必要となる。 人工林の択伐には届出が必要となる。	伐採を開始する日の前30日までに申請	農林事務所
	皆伐	知事の許可が必要となる。	伐採を開始する日の前90日から20日までの間に届出	農林事務所
	間伐	間伐届出が必要となる。	皆伐限度面積の公表の日(年4回)から30日以内に申請	農林事務所
間伐	間伐届出が必要となる。	伐採を開始する日の前90日から20日までの間に届出	市町村	

(注意事項)

- ※1 主伐(択伐・皆伐)は、市町村森林整備計画で定める標準伐期齢に満たない立木は伐採できない。
- ※2 樹冠疎密度が90%に達していない森林は間伐できない。
- ※3 皆伐限度面積の公表の日は、2月1日、6月1日、9月1日、12月1日(土日祝祭日は除く)の年4回である。

【植栽の義務】

立木を伐採した後、植栽をしなければ、元の森林状態を回復しない場合には、伐採跡地への植栽が義務付けられる。

植栽方法	満一年生以上の苗木を、概ね1ha当たり保安林の指定時に定めた本数以上の割合で均等に分布するように植栽する。			
植栽期限	伐採を終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に植栽する。			
	伐採年度	翌伐採年度	翌々伐採年度	2年を超えると義務違反になる
植栽樹種	スギ、ヒノキ、マツ、その他高木性の樹種等			

【土地の形質の変更】

保安林内で行う作業のうち、その保安林の働きが損なわれない場合に限り許可を受けることができる。また、許可終了後は森林への復旧が必要となる。

行為の内容	具体的内容の例示	許可期間	手続方法	手段	提出先
竹の伐採、木の損傷、家畜の放牧、下草・落葉等の採取、土石・樹根の採取、開墾等の行為	—	—	—	—	—
森林の施業・管理に必要な施設	車道幅員4m以下の林道・作業道、作業用索道、木材集積場、歩道、防火線等	植栽指定のある森林: 最長2年 植栽してのない森林: 最長10年	知事の許可必要	行為を開始する前30日を目安に申請	農林事務所
その他行為	①幅1m未満の線的な施設設置(水路等) ②500㎡未満かつ切盛高さ1.5m未満の点的施設設置(罫線、掲示板等) ③一時的な変更行為	—	—	—	—
許可不要の行為:	①造林または保育のために行う地ごしらえ、下刈、つる切りまたは枝打 ②倒木または枯死木の伐採等				

(注意事項)

- ※ これらの行為に伴い立木伐採が必要な場合は、別途伐採の許可または届出が必要となる。

(出所) 岐阜県山林協会「保安林 Protection Forest」

(2) 手 続

森林情報に係る関連書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続(閲覧、突合、分析、質問等)を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

(3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について指摘及び意見を述べることとする。

① 所有者不明となっている森林簿データについて（指 摘）

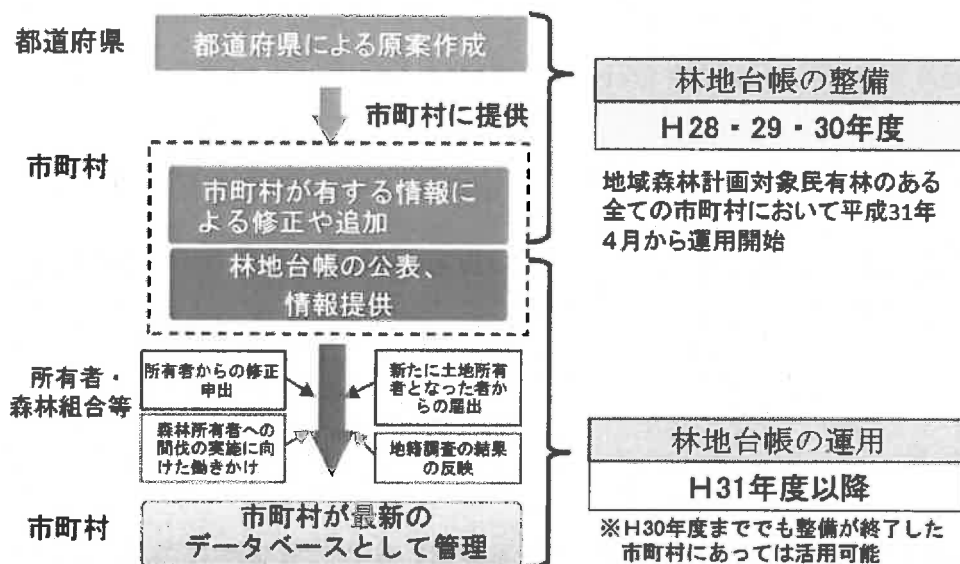
森林 GIS データの更新作業は、年間を通して実施されているが、地域森林計画を策定する森林計画区の林地異動及び伐採情報に基づく森林情報の更新を優先するため、その他の森林計画区の一部の所有者情報において確認と反映がされていない。所有者情報の変更を森林 GIS データに反映できなかった場合には、森林簿では所有者不明となる。森林簿に記載されている森林の小班数は約 140 万件であり、平成 30 年 3 月 31 日現在で、森林簿上所有者不明となっている森林の小班数は 16, 302 件存在する。

（1）概 要②で述べたとおり、森林の施業や保護が行われていない森林の経営を受託しようとする森林組合や林業事業者等は、県より貸与された森林簿情報を参考に受委託契約の拡大を図るが、所有者不明がある場合は、登記簿情報等の確認等で時間を要することとなり、森林の施業集約化を阻害する面がある。そのため、県は本来、計画的に森林簿の所有者不明の解消を図る必要がある。

② 市町村の林地台帳と森林簿の連携について（意 見）

一方、森林の所有者情報は、森林法の改正を受けて、平成 31 年 4 月より市町村が林地台帳により管理することとなっている（下図 1 参照）。

<図 1 林地台帳の整備・運用スケジュール>

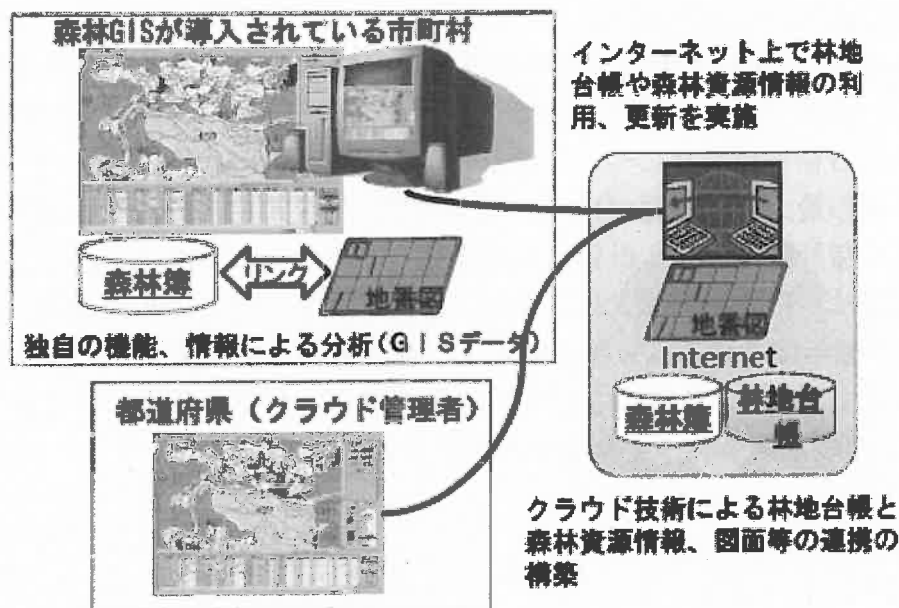


(出典：林野庁ホームページ「林地台帳制度について」より)

よって、平成31年4月以降は基本的に、森林経営受託者が所有者情報を求める窓口は市町村となることが想定されるため、二重行政解消の観点も踏まえ、県が管理する森林簿の所有者情報の取扱い等について、市町村と連携して検討することが適切である。

林野庁の施策（下図2参照）を踏まえると、県が有する森林簿の森林資源情報と、林地台帳の所有者情報を連携して活用することが重要である。よって、森林の施業集約化を促進するため、県は市町村と連携して、クラウド技術を活用した情報共有を推進することが望ましい。

<図2 林地台帳情報と森林整備情報の連携>



(出典：林野庁ホームページ「林地台帳制度について」より)

③ 保安林管理図と森林簿の連携について（意見）

農林事務所において、保安林の保全情報を管理するため保安林管理図を作成している。保安林管理図は各地域の地形図に、保安林の対象となる区域を手書きで修正・加筆して作成している。また保安林情報を正確に管理するため、縮尺の異なる地形図を用意し同様に手書きで保安林の区域を記載している。そのため、複数の地形図に手書きで記載しているので記入作業に手間を要し、紙面で保管しているため紛失するおそれがある。

一方で岐阜県では森林簿システムを導入している。森林簿上に保安林管理図の情報を登録できれば情報の一元化ができ、保安林情報管理の効率化に

資することになる。しかし保安林管理図は登記簿謄本の情報に基づいて記録しているが、森林簿は土地所有者からの聞取り等の情報に基づいて記録しているため、地番情報が整合しないことがある。

そのため、保安林管理図の地番情報と連携できるように森林簿の地番情報を見直し、森林簿上に保安林情報を登録して情報の一元管理をできるようにすることが望ましい。

4. 第3期岐阜県森林づくり基本計画について

(1) 概 要

この計画は、平成18年5月に施行された「岐阜県森林づくり基本条例」に基づき、森林づくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、知事が定める森林づくりについての基本的な計画である。県の森林づくりに関する計画の最上位に位置づけられるもので、今後策定・変更する森林づくりに関する諸計画は、基本計画との整合性を保つことが求められる。

計画期間は、平成29年度(2017年度)を初年度として、平成33年度(2021年度)を目標年度とする5ヵ年計画とし、社会情勢の変化や県民の意向等に的確に対応するため、必要に応じて随時見直すことができるものとされている(『第3期岐阜県森林づくり基本計画』1,2頁参照)。

(2) 手 続

第3期岐阜県森林づくり基本計画に係る関連書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続(閲覧、突合、分析、質問等)を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

(3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることとする。

① 第3期岐阜県森林づくり基本計画の目標値の修正について(意見)

平成29年度及び平成30年度の実績値が共に平成33年度の目標値を上回

った場合には、当初計画した施策を達成できたと考えられる。その場合には当初の施策を継続するよりも、現状に合わせて施策を修正した方が有用な場合がある。したがって、平成 29 年度及び平成 30 年度の実績値が共に平成 33 年度の目標値を上回った件名については、平成 31 年度に施策の修正及び目標値の修正を検討することが適切と考える。

平成 29 年度基本計画に基づく施策の実施状況報告書に記載されている中から、平成 29 年度の実績が平成 33 年度の目標値を上回ったものを下記に記載する。なお、平成 27 年度を基準年として計画を立てている。

「観光景観林」整備面積 (ha)

年度	基準年	H29	H30	H31	H32	H33
目標	—	70 (毎年度)				
実績	—	97				
達成率	—	139%				
達成率の算出方法	達成率 (%) = (実績値 ÷ 目標値) × 100					
評価・課題	<p>県下で 3 地域 (西濃、東濃、飛騨) の 6 つの観光道路沿いの森林整備を実施し、目標値を上回りました。景観が改善され、観光資源の価値を高めることができました。</p> <p>広域的なエリアを総合的に整備し、新たな観光資源として森林の活用を進めたい市町村のニーズに応える必要があります。</p>					
今後の方針	引き続き、市町村の要望に沿った観光景観林の整備を推進するとともに、平成 30 年度からは、複数年の総合的な整備に要する経費についても助成します。					

高性能林業機械保有台数 (台)

年度	基準年	H29	H30	H31	H32	H33
目標	累計	200	205	210	215	220
実績	184	224				
達成率	—	250%				
達成率の算出方法	<p>達成率 (%)</p> <p>= (実績値 - H27 基準値) ÷ (目標値 - H27 基準値) × 100</p>					
評価・課題	高性能林業機械の導入促進を図るため、国の補助事業等の活用により保有台数が増加し、目標値を上					

	<p>回りました。</p> <p>更なる木材生産量の拡大には、導入支援だけでなく、林業事業者が保有している機械の効率的な活用を進め、生産性の向上を図ることが重要です。</p>
今後の方針	<p>木材需要先への安定供給を図るため、木材生産量の拡大と生産性の向上に高性能林業機械の導入は不可欠です。効率的な木材生産を推進するため、必要な予算の確保に努め、引き続き林業事業者の機械導入を支援します。</p> <p>また、作業システムの効率化に向けた指導を行い、木材生産量の拡大を促進します。</p>

製材工場等への木材直送量（万³m）

年度	基準年	H29	H30	H31	H32	H33
目標	—	27	27.5	28	29	30
実績	25.7	30.1				
達成率	—	338%				
達成率の算出方法	<p>達成率（％）</p> <p>=（実績値-H27 基準値）÷（目標値-H27 基準値）×100</p>					
評価・課題	<p>市場を通さず製材工場へ直接納材するシステム（直送システム）による木材取扱量は、前年度より37,000 m³増加し、目標値を大きく上回りました。</p> <p>近年、大型の製材工場、合板工場の整備が進み、また、木質バイオマスエネルギー利用量が拡大していることから、今後、一層、安定的で効率的な原木供給に取り組んでいく必要があります。</p>					
今後の方針	<p>木材の流通は、大量化、広域化しており、計画的、安定的、迅速性が求められています。</p> <p>木材流通の合理化のため、流通に係る支援や集出荷機械等の施設整備を支援するとともに、需要者側のニーズを的確に把握し、ジャストインタイムで供給することができるよう生産と流通の体制強化を図ります。</p>					

キノコ生産量 (t)

年度	基準年	H29	H30	H31	H32	H33
目標	—	3,000 (毎年度)				
実績	3,136	3,530				
達成率	—	118%				
達成率の算出方法	達成率 (%) = (実績値 ÷ 目標値) × 100					
評価・課題	<p>キノコ類については、シイタケ、ナメコ、ブナシメジの生産量が伸びたことから、生産量は目標値を上回りました。</p> <p>最近では生産事業者の減少はないものの、価格が低下傾向にあることから、生産コストの低減や収量の増加を図る必要があります。</p>					
今後の方針	<p>キノコ類の生産コストの低減や増収、品質向上に向けた技術開発を引き続き進めます。</p> <p>また、キノコ類の生産工程管理 (GAP) の取得を目指す生産事業者への支援を併せて進めていきます。</p>					

木質バイオマス利用量 (燃料用途) ※ (千m³)

年度	基準年	H29	H30	H31	H32	H33
目標	—	92	94	96	98	100
実績	90	117				
達成率	—	1,350%				
達成率の算出方法	<p>達成率 (%)</p> <p>= (実績値 - H27 基準値) ÷ (目標値 - H27 基準値) × 100</p>					
評価・課題	<p>平成 26 年 12 月から瑞穂市において整備された木質バイオマス発電施設の稼働が開始されたことで、木質バイオマス利用量は増加しており、平成 29 年度は目標値を上回る実績となりました。</p> <p>今後も引き続き、燃料需要に応えるため、未利用材を安定供給する仕組みづくりと、地域内で発生した木質バイオマスを地域内で利用する仕組みづくりが必要です。</p>					
今後の方針	<p>地産地消型木質バイオマスエネルギーの活用を進めるため、燃料の安定供給体制を構築し未利用端材等の利用拡大を図り、地域分散型の木質バイオマス</p>					

	利用施設の整備支援及び地域内において資源循環利用ができる体制を整備します。
--	---------------------------------------

※木質バイオマス利用量（燃料用途）：原木から木質燃料として加工される利用量。製材端材、木質系廃棄物を除く。

「木育教室」・「緑と水の子ども会議」参加人数（人）

年度	基準年	H29	H30	H31	H32	H33
目標	—	6,300	6,400	6,500	6,600	6,700
実績	5,156	7,945				
達成率	—	244%				
達成率の算出方法	達成率（％） $= (\text{実績値} - \text{H27 基準値}) \div (\text{目標値} - \text{H27 基準値}) \times 100$					
評価・課題	<p>新規の実施は30施設となり、目標値を上回りました。教育機関に「ぎふ木育」が浸透してきています。</p> <p>実施地域が西濃や中濃地域に偏る傾向があったため、東濃地域や飛騨地域において「ぎふ木育」の出前講座を行い、実施施設の掘り起しを行った結果、新たに実施する施設が8施設増加しました。</p>					
今後の方針	<p>県内全域で「ぎふ木育教室」、「緑と水の子ども会議」が実施され「ぎふ木育」が定着するよう、引き続き出前講座等の開催により、関係施設や教育機関等へ働きかけを行います。</p> <p>また、市町村の出席する各種会議、木育関係団体、ぎふ森林づくりサポートセンターを活用して広報を行います。</p>					

Ⅱ 森林研究所

1. 森林研究所の概要

(1) 業務内容

森林・林業に関する県民の要望に沿った技術開発や調査研究及び技術指導を行うほか、企業からの受託研究を行い、森林環境・生態系の科学的な解明、森林管理技術の解明、森林資源の高度な利用技術の開発し、研究成果により、森林・林産物を通じ、安全で快適な県民生活や産業に貢献する。

(2) 目標

健全で豊かな森林づくりと森林資源の利用を通じた活力ある地域社会を創造する。

- ① 森林環境・生態系の科学的な解明
- ② 森林管理技術の開発
- ③ 森林資源の高度な利用技術の開発

(3) 森林研究所各部の研究内容

① 森林環境部

- ・森林機能の解明と向上のための技術開発
- ・森林の更新・育成技術の開発
- ・森林病虫害・野生鳥獣の被害対策技術の開発
- ・森林バイオマス資源の生産と利用技術の開発

② 森林資源部

- ・きのこの人工栽培技術の開発
- ・森林資源の育種・生産技術の開発
- ・森林資源の成分利用技術の開発
- ・森林作業システムの開発
- ・木材（建築材）の利用技術の開発

＜森林研究所の取組＞

■森林の管理技術に関する研究



冠雪害発生予測技術の開発



伐採後の更新技術の開発

■森林資源の生産・利用に関する研究

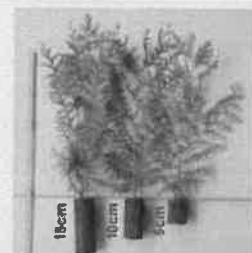


丈夫で低コストな
作業道開設技術の開発



各種森林情報地図の開発

■育種・育苗技術に関する研究



コンテナ苗生産技術の開発



コウゾ高品質化のための
栽培技術の開発

■県産材の利用拡大に関する研究



品質向上に適した
乾燥技術の開発



スギ大径材の
加工・利用技術の開発

■森林病虫獣害の防除に関する研究

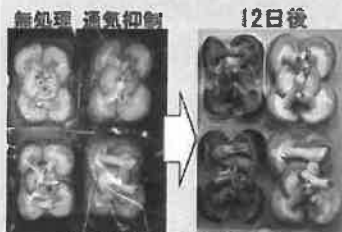


シカ食害防止技術の開発



樹病害対策技術の開発

■キノコ生産に関する研究



シイタケの品質保持
技術の開発



食用キノコ栽培における
増収技術の開発

(出典：岐阜県森林研究所ホームページ)

2. 森林研究所の研究課題に対する評価について

(1) 概要

森林研究所長は、産業界のニーズ等を把握して研究課題に関する情報の収集に努め、実施が必要な研究課題について研究実施計画書を策定し、林政部長に提出している。林政部長は提出された研究実施計画書を事前評価し、研究課題を決定しており、その後中間評価を行っている。また、プロジェクト研究課題及び重点研究課題については事後評価を行うこととしている。

岐阜県林政部研究課題設定要綱及び岐阜県林政部研究課題評価実施要領を抜粋して記載する。

岐阜県林政部研究課題設定要綱

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 プロジェクト研究課題 県の将来を見据え、戦略的に取り組むべき先行投資的研究課題
- 二 重点研究課題 岐阜県科学技術振興方針で定める重点研究方針において、戦略的な視点により実施する研究課題
- 三 地域密着型研究課題 前号に該当しない、地域のニーズや問題点に対応するため迅速かつ柔軟的に実施する研究課題

(研究課題の評価)

第5条 前条で提出のあった研究実施計画書に基づき、林政部長が研究課題を評価する。なお、分野横断型研究課題については、該当する試験研究機関を所管する各部長に評価を依頼する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、研究課題の設定に必要な事項は、林政部長が別に定める。

岐阜県林政部研究課題評価実施要領

1 趣旨

この要領は、岐阜県林政部研究課題設定要綱（以下、「要綱」という。）第8条の規定に基づき、研究課題の設定に係る評価に関して必要な事項を定める。また、研究計画の効率的かつ効果的な達成のために行う、実施中、実施後の研究課題の評価に関して必要な事項を定める。

2 評価

森林研究所から提出された「プロジェクト研究課題、重点研究課題、地域密着型研究課題」について、要綱第5条の規定に基づき課題ごとに林政部長が評価を行う。また、「プロジェクト研究課題、重点研究課題」については、課題毎に外部評価員3名による評価を行うことができるものとする。評価は、第1号様式により、事前、中間及び事後に行うこととする。

なお、事後評価は「プロジェクト研究課題、重点研究課題」を対象とする。評価資料は、それぞれ要綱第4条に規定する研究実施計画書、第2号様式（進捗自己評価表）及び第3号様式（事後進捗状況表）とする。

(2) 手 続

森林研究所の研究課題に対する評価に係る関連書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析、質問等）を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

(3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について指摘を述べることとする。

① 森林研究所の研究結果に対する事後評価について（指 摘）

平成 28 年度及び平成 29 年度に終了したプロジェクト研究課題及び重点研究課題は無かったため、林政部長による事後評価を行う必要はなかった。しかし、平成 27 年度終了のプロジェクト研究課題（高品質菌床シイタケの安定生産技術の開発）及び重点研究課題（ナラ枯れ被害木のバイオマス利用と低コストな予防法による防除技術の開発）について林政部長は事後評価を行う必要があったが、当該評価を行っていなかった。事後評価を行う際には、林政課担当者は森林研究所から研究成果資料等を受領し、当該成果資料等及び事後研究課題評価表を林政部長に提出し、林政部長が評価する。しかし、林政課担当者が森林研究所から研究結果資料等を受領するのを失念していたため、林政部長による事後評価が行われていなかった。また、林政部長による事後評価が適切に行われたかを確認する内部統制が整備されていなかった。

研究成果を確認するために事後評価を実施することは重要である。プロジェクト研究課題及び重点研究課題について、林政課担当者が網羅的に森林研究所から研究結果資料等を受領したことを確認する内部統制、及び林政部長による事後評価が適切に行われたかを確認する内部統制を整備する必要がある。

3. 森林研究所庁舎警備業務委託について

(1) 概 要

事業費 580千円（当年度決算額）

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳			
		国庫支出金	諸収入	県債	一般財源
最終予算額	680				680
当年度決算額	580				580

<事業費（当年度決算額）の積算内訳>

事業内容	金額(千円)	事業内容の詳細
委託料	580	夜間・休日の防犯・火災監視業務委託
合計	580	

(2) 手 続

森林研究所庁舎警備業務委託に係る関連書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析、質問等）を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

(3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について指摘を述べることとする。

① 森林研究所庁舎警備業務委託の長期継続契約について（指 摘）

森林研究所庁舎警備業務は岐阜県会計規則取扱要領第141条関係第1項(2)（特殊技術）に該当するため、随意契約を採用しており、その結果、森林研究所を執行機関として岐阜県は平成元年から同じ業者と契約している。

岐阜県会計規則取扱要領第 141 条関係第 1 項(2)

不動産の質入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるために必要な物品の売却その他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

平成 29 年 12 月 19 日に岐阜県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例が公布され、公布の日から施行されている。この条例の第 2 条に長期継続契約を締結することができる契約が定められており、次に掲げるものである。

- i 情報通信機器その他の物品を借入れる契約で、翌年度以降にわたり借り入れる必要があるもの
- ii 庁舎の管理その他の役務の提供を受ける契約で、翌年度以降にわたり役務の提供を受ける必要があるもの

長期継続契約を締結することによって、契約書等を毎期作成する必要がないため、事務作業を効率化できる。また、単年度支出金額を削減できる可能性がある。上記条例の概要及び対象契約の例示が記載された「長期継続契約の対象契約等について」という文書が平成 29 年 10 月に森林研究所に送付されていたが、森林研究所では森林研究所庁舎警備業務を長期継続契約とすることについて検討がされていなかった。

森林研究所庁舎警備業務に係る仕様書には岐阜県が委託する業務として防犯サービス及び火災監視サービスが記載されている。これは岐阜県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第 2 条第 2 項に該当するものである。したがって、森林研究所庁舎警備業務委託の長期継続契約を検討する必要がある。

Ⅲ 森林文化アカデミー

1. 森林文化アカデミーの概要

(1) 業務内容

森林・林業・林産業とその関連産業分野で活躍する人材を育てる県立の専修学校である。

(2) 目標

自然を代表する「森」と再生可能な「木」の活用を通して、自然の循環と一体になった持続可能な社会を築く為、生涯学習の機会を提供する。

(3) 森林文化アカデミー各部門の研究内容

① 専修教育部門

ア. 森と木のクリエイター科

大学卒業程度の社会人等を対象とした、森林利活用分野（林業専攻、森林環境教育専攻）・木材利用分野（木造建築専攻、木工専攻）の現場において指導的立場で活躍できる人材を育成する学科である。

イ. 森と木のエンジニア科

高等学校卒業者を対象とした、林業や林産業の現場で、高い安全性と経済性を両立させて活躍できる技術者を育成する学科である。

いずれも履修期間は2年間で、1学年1学科の定員は20名である。

② 生涯教育部門

一般の方々を対象とした森林・林業、木工、木造建築などの生涯教育講座を「森と木のオープンカレッジ」として開催している。また、専門家を対象とした専門技術者研修も開催している。

③ 技術支援部門

森林文化アカデミーの中に「森林技術開発・支援センター」を配置した。センターには技術普及係と産学官連携係をおき、森林文化アカデミーの有する技術（知識）を普及し、なおかつ、産学官（三位一体）となって森林管理（林業）の問題に取り組んでいく試み（岐阜県森林技術開発・普及コンソーシアム）などを行っている。

（４）森林文化アカデミーの施設案内

森林文化アカデミーは濃尾平野の最北端、岐阜県美濃市にあり、当施設のすぐ西側には清流・長良川が流れ、東側には33haの演習林が広がる。広大な敷地の各所に岐阜県産材で作られた木造の施設群が配置され、新たな森林文化を生み出すインキュベーター（孵卵器）として機能している。

<施設全景>



<センターゾーン>



<テクニカルゾーン>



<森の体験ゾーン>



<宿泊ゾーン>



(出典：岐阜県立森林文化アカデミー ホームページ)

2. 森林文化アカデミーの外部収入について

(1) 概要

森林文化アカデミーでは、施設や教員の専門性を活用して、民間企業等から研究開発業務を受託する事業を平成15年度から実施している。平成29年度については、7団体9件の受託事業を実施し、その収入は3,314千円である。受託事業の他にも検査手数料・生産物売却収入等の外部収入を得ている。

(2) 手続

森林文化アカデミーの外部収入に係る関連書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析、質問等）を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

(3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることと

する。

① クラウドファンディングの利用について（意見）

クラウドファンディングとは、群衆（Crowd）と資金調達（Funding）という言葉を組み合わせた造語で、インターネットを通じて不特定多数の人に資金提供を呼びかけ、趣旨に賛同した人から資金を集める方法である。クラウドファンディングには、支援者が金銭的なリターンを得ることができる投資型と、金銭以外の物やサービスを受取ることができる非投資型がある。また、プロジェクトの性質や資金を援助する支援者へのリターン（特典）の在り方によって、3つの種類に分けることができる。

i 購入型クラウドファンディング

非投資型の代表的なタイプであり、プロジェクト起案者は目標額と期限を設定し、支援者を募る。支援者へのリターンとしては、市場に出回っていない物やサービス、権利といった金銭以外の特典を設定する。

ii 寄附型クラウドファンディング

非投資型であり、集まった資金は全額寄附となるため、基本的に支援者にリターンは発生しない。

iii 金融型クラウドファンディング

投資型であり、支援者に金銭的なリターンが発生する。

また、クラウドファンディングでの資金調達の主なメリットを下記に記載する。

i 不確実性の高い事業でも資金調達の可能性がある。

ii 支援者へのリターンを現金以外で設定することができる。

iii クラウドファンディングを行うことにより、まだ世の中で知られていない商品や施設を認知してもらうことができる。

iv 支援者はプロジェクトに賛同しているため、商品や施設のファンとして資金提供後も商品や施設を利用してくれる。

森林文化アカデミーでは、森林総合教育センター（仮称）を平成 32 年度に本格オープンする予定であり、その建設費用 93,000 千円を県が負担する予定である。また、県は公益社団法人岐阜県森林公社における白山白川郷ホワイトロード改良維持補修事業に毎年補助金を支出しており、平成 29 年度は 131,800 千円を支出した。このような費用を調達するためにクラウドファン

ンディングを利用することが考えられる。実際に、北海道では地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、平成 30 年 9 月 10 日に株式会社 ACTNOW にチミケップ湖エリア活用プロジェクトのクラウドファンディングに係る寄附金収納事務を委託している。上記プロジェクトの内容を下記に記載する。



その先の、進へ。北海道
Hokkaido, Expanding Horizons

チミケップ湖エリア活用プロジェクト事業 ～ご寄附のお願い～

北海道津別町の道有林内にある「**神秘の湖！チミケップ湖**」。周辺の森林は、針広混交林が、自然のまま広がり、貴重な動植物の生息の場となっています。



【概要】チミケップ湖は面積1.2km²、周長7.5km、原始の森にひっそり佇む湖です。

【アクセス】北見市から車で40分程度
津別町から車で35分程度

【施設】駐車場、キャンプ場、ホテル各1



「チミケップ湖」の周囲には「**遊歩道**」があり、貴重な森林内を巡る散策路となっていますが、台風などの災害による影響で、倒木など危険な状況です。

そのため、**クラウドファンディングで資金を集めて整備し**、再び多くの皆様に、チミケップ湖の美しさに触れていただきたいと思います。

皆様のご協力・ご支援をお願い致します！！



募集期間：H30.9.28(金)～H30.12.14(金)

目標額：220万円

寄附方法：受託業者（株式会社ACTNOW）のHPから、ご寄附をお願いします。

**寄附特典：散策ツアーへの参加権
記念プレートへの氏名掲載**

など

（出典：オホーツク総合振興局 HP）

森林総合教育センター（仮称）の建設及び白山白川郷ホワイトロード改良

維持補修事業に係る支出の一部をクラウドファンディングで調達することを県では検討したことはないとのことである。しかし、森林総合教育センター（仮称）及び白山白川郷ホワイトロード改良維持補修事業に対する支出を削減すると共に、上記施設の知名度を上げること及び上記施設の利用者を増やすため、クラウドファンディングの利用を検討することが適切と考える。

3. 宿泊施設の利用について

(1) 概 要

森林文化アカデミーで宿泊を伴う講習及び研修がある場合に、受講者は宿泊施設である森のコテージを使っている。森のコテージは六角形ユニットで構成され、大小様々な部屋が 15 部屋あり、最大 30 人が利用できる。厨房、食堂、洗面所、共同浴室、談話室も備えているが、素泊まりですべてセルフサービスである。森のコテージの平成 29 年度稼働状況を下記に記載する。

利用部屋数	0	1～3	4～6	7～9	10～12	13～15	合計
日数	173	55	40	9	3	85	365
割合	47.4%	15.1%	11.0%	2.5%	0.8%	23.3%	-

(2) 手 続

宿泊施設に係る関連書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析、質問等）を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

(3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることとする。

①宿泊施設を利用した林業体験宿泊について（意 見）

森のコテージの部屋が全く利用されていない日が 173 日間（47.4%）あり、利用が 6 部屋以下の日は 268 日間（73.5%）ある。宿泊を伴う講習や研修は

毎日実施されているわけでは無いため、森のコテージの稼働率は低い。今後宿泊を伴う講習や研修が著しく増加することは考えられないため、別の方法で稼働率を上げていく必要がある。

そこで、講習及び研修が行われていない日に林業体験宿泊を行えば、稼働率を上げることができる。森林文化アカデミーには実習のための森林や様々な機械があるため、宿泊者がそれらを利用して林業を体験することができる。この林業体験宿泊の目的は、林業の認知度を上げて、林業就業人口の増加に繋げることである。今後、森のコテージを利用した林業体験宿泊の実施を検討することが望まれる。

IV 恵みの森づくり推進課

1. 恵みの森づくり推進課の概要

(1) 業務内容

環境を重視し、森林を守って活かす「恵みの森づくり」の推進のため、下記の活動を行う。

- ① 清流の国ぎふ森林・環境税に関すること
- ② 里山林の保全、利活用に関すること
- ③ 木育の推進に関すること
- ④ 県民との協働による森林づくりに関すること
- ⑤ 緑化の推進に関すること
- ⑥ 恵みの森づくりコンソーシアムに関すること

(2) 目標

岐阜県森林づくり基本計画に基づき、環境を重視した森林を守って活かす「恵みの森林づくり」を推進する。

- ① 県民の生命・財産と良好な環境を守るため、水源林や里山林を保全する。
- ② 社会全体で森林づくりを支える、人づくり及び仕組みづくりを進める。

2. 里山林整備事業及び森林地域外危険木除去事業について

(1) 概 要

事業費 221,841 千円（当年度実績額）

(事業の目的)

- 野生鳥獣による被害の軽減など地域住民の生活環境の保全や生物多様性の保全を図るため、里山林の整備を支援し、環境を重視した里山づくりを推進する。
- 住宅街・集落、農地周辺や生活道路沿線の森林整備等が行われることにより、里山林の快適環境形成機能や保健文化機能の維持増進を図る。

(事業の内容)

- 市町村森林整備計画で快適環境形成機能増進森林、保健・文化機能維持増進森林に区分された森林又は生活保全林に区分された里山林の各種森林整備事業を支援する。
 - ・補助対象：市町村、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、森林整備法人、林業事業体、特定非営利活動法人等
 - ・補助率：10/10以内
 - ・整備の種類：侵入竹の除去、森林病虫害の防除、広葉樹等の植栽、修景等の環境保全、不用木の除去、附帯施設設備、既存施設の改修、危険木の除去、バッファゾーンの整備

(目標の達成度を示す指標と実績)

項目	目標値の考え方	H29年度 実績値/計画値	H29年度までの実績 値/5年間の目標値
森林整備の 面積	里山林 128 千 ha のうち、 人家、田畑等周辺など、 より身近な里山林の整備 面積	森林整備 317.91ha/650ha 森林地域外危険木除去 2 箇所/10 箇所 施設改修 8 箇所	317.9ha/3,250ha

平成 29 年度事業の実施状況は以下のとおり。

事業種別	事業量	事業費 (千円)	森林・環境税 (千円)
森林病虫害の防除	(172.55 m ²)	2,587	2,047
修景等の環境保全	5.16ha	624	624
不用木の除去	242.99ha	50,435	48,231
危険木の除去	19.39ha	113,327	111,705
バッファゾーンの整備	50.37ha	36,241	34,846
既存施設の改修	8 箇所	28,909	23,487
森林地域外危険木の除去	0.19ha 2 箇所	1,359	686
計	森林整備 317.91ha 施設改修等 8 箇所 森林地域外危険木 2 箇所	233,486	221,629

※事業種別に千円切捨てで記入しているため合計と一致しません。(その他事務費 211 千円)
(「清流の国ぎふ森林・環境基金事業成果報告書(平成 29 年度)」より抜粋)

(2) 手 続

里山林整備事業及び森林地域外危険木除去事業に関する資料を入手し、必要と考えられる監査手続(閲覧、突合、分析、質問等)を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

(3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることとする。

① 危険木除去に関する客観的基準の設定について(意見)

里山林整備事業は、森林・環境基金事業が導入された当初より実施されている継続事業であり、森林整備の種類として侵入竹の除去、森林病虫害の防除、広葉樹等の植栽、修景等の環境保全、不用木の除去、附帯施設設備、既存施設の改修、バッファゾーンの整備等、整備費用の算定に当たり 1ha 当たりの作業単価を計算基礎とした補助上限が決められており、整備面積を計画すれば整備費用が算出できるものを主要な事業として想定していた。

一方で、近年の事業費の約半分を危険木の除去が占めている状況にある。危険木の除去は平成 26 年度から追加したもので、地域住民からの要望に応える形で増加していった経緯があり、事業を実施しなかった場合に周辺住民に与える影響は重大であることから、整備への県民ニーズは高く、優先して実施すべき事業である。

危険木の除去は、該当木の立地条件等に左右され、除去に当たって特殊な機械や技能が必要となる可能性があり、現場ごとに整備条件が異なる。このため危険木の事業費算定は 1ha 当たりの作業単価を計算基礎とした補助上限を設定することが難しく、必要経費の積み上げ計算に基づいて算定されることから、事業費が高くなる傾向にある。

これは、対象となる事業である危険木の除去の定義が「倒木の危険性が高い高木、枯損木、過度の成長した樹木等の伐採」とされており、対象森林として「気象害、枯損、過度な成長により倒木等の危険性が高いと考えられる森林で生活保全林等であること」かつ「1 施行地の面積が 0.1ha 以上の森林」であるとの定義がされている一方で、危険木に関する具体的な判断基準がなく、主観的に「危険」とであると判断される場合でありかつ対象森林に該当すれば危険木の除去事業に該当し、採択される可能性があるため、過度に危険木除去の申請が行われ事業が実施されている可能性がある。

そのため何らかの基準を設けて客観的に危険木を判定できるようにすることが望ましい。これにより、事業採択の精度が上がり事業費の圧縮ができることから、より多くの整備を可能とし、目標面積の達成にも寄与するものとする。

3. 森と木と水の環境教育推進事業について

(1) 概要

事業費 11,645 千円（当年度実績額）／計画額：12,000 千円

(事業の目的)

子どもたちを対象に、ぎふの豊かな自然（森・川・里山など）の持つ様々な公益的機能やそれらの保全に関する正しい知識の提供、森・川・海のつながりを実感するためのフィールドを活かした環境教育、木に触れ合うことを

通じて自然に親しむ体験活動などの実施に対し支援し、将来の清流の国ぎふを担う人づくりを推進する。

(事業の内容)

- 子どもたちを対象とした森や木、川に関する環境教育に対し支援する。
 - ・緑と水の子ども会議
小中学校、高等学校、特別支援学校が実施する環境教育を支援
(講師の派遣、教材の提供、バス代負担など)
 - ・木育教室
幼稚園・保育園等の子育て関連施設を対象とする、森と木に関する体験講座の実施
(講師の派遣)
 - ・ぎふ木育教室指導者養成講座等
ぎふ木育教室を実施する施設の職員を対象とした研修会の開催
 - ・モデル事業
平成記念公園において、木育活動を展開するためのモデル事業の実施

(目標の達成度を示す指標と実績)

項目	目標値の考え方	平成 29 年度 実績値/計画値	平成 29 年度までの実績値/5 年間の目標値
ぎふ木育の参加者数	木育教室・緑と水の子ども会議の参加者数	延べ 1,069 人/1,000 人	延べ 1,069 人/5,000 人

平成 29 年度事業の実施状況は以下のとおり。

(単位：人)

	平成 29 年度 新規実施施設参加人数	参加人数総数
木育教室	738	1,401
緑と水の子ども会議	331	6,544
合計	1,069	7,945

(「清流の国ぎふ森林・環境基金事業成果報告書(平成 29 年度)」より加工)

(2) 手 続

森と木と水の環境教育推進事業に係る関連書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続(閲覧、突合、分析、質問等)を実施することにより、当該事

務手続の合規性等を検証した。

(3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることとする。

① 目標値の表現について（意見）

ぎふ木育の参加者数について、現在設定されている目標値は「木育教室・緑と水のこども会議の参加者数」とされているが、この人数は正確に表現すると新規実施施設における参加者数である。このため、「清流の国ぎふ森林・環境基金事業成果報告書(平成 29 年度)」における実績値 1,069 人は新規実施施設における参加者数に限定して集計した人数であり、平成 29 年度事業の実施状況及び資料編の参加人数の合計値 7,945 人とはつながっていない。

このため、平成 29 年度事業の実施状況の集計表において、参加人数の内数として平成 29 年度の新規実施施設での参加人数を明示するとともに、目標値が新規実施施設における参加者であることを明示することが適切である。

② 木育教室の水平的広がりの推進について（意見）

ぎふ木育の参加者数について、現在の目標値は木育教室・緑と水のこども会議の参加者数を設定している。本事業は過年度より実施されており、森林・環境税が導入されて以降、森林・環境税を財源として活動しているが、第 1 期 森林・環境基金事業（平成 24 年度～平成 28 年度）での指標は、ぎふ木育の実施校（園）の件数であった。また、第 1 期での指標は延べ数であったため、同一施設であっても実施年度が異なる場合、複数件実施した報告数となっている点で問題があった。実際には、たとえ同一施設であっても毎年実施する対象学年が固定されていれば、生徒が入れ替わるため、ぎふ木育の参加者としての重複はないことになる。この問題を解消するために、第 2 期 森林・環境基金事業（平成 29 年度～平成 33 年度）における指標は新規実施施設におけるぎふ木育の参加者数に変更されている。

このため、平成 29 年度までの木育教室について実施施設数を調査した。結果は以下のとおりである。なお森と木と水の環境教育推進事業において子ども参加型事業は緑と水の子ども会議、木育教室の 2 つがあるが、次項で述

べるぎふ木育教室指導者養成講座に関連する木育教室についてのみ調査している。

平成 29 年度までの木育教室 開催施設数 (延べ)	平成 29 年度までの木育教室 開催施設数 (実数)	平成 29 年度末 岐阜県下対象施設数
278 施設 ※1	174 施設 ※1	559 施設 ※2

※1 恵みの森づくり推進課調べ

※2 平成 29 年度における幼稚園 (177)、幼保連携型認定こども園 (54) (以上、学校基本調査統計表より) 及び保育園 (328) (保育所設置状況 [平成 30 年 4 月 1 日現在] 保育・子育て支援課) の合計

上表で示されるとおり、森と木と水の環境教育推進事業が開始されて以降、実施された開催施設実数は岐阜県下対象施設数の 31.1% (=174 施設 / 559 施設) であり、3 割程度の施設で木育教室が開催されてきているにとどまっている。6 年間継続して実施してきた事業であり、事業目的の趣旨が、森林に対して責任ある行動をとることのできる人づくりの第一歩として、森や木や水などの岐阜県の豊かな自然環境について正しく理解するための体験・学習活動を実施することにある点を考慮すると、実施施設の実数を増加させることで、より多くの子どもたちに「ぎふ木育」に触れる機会を提供することが適切と考える。

③ ぎふ木育教室指導員について(意見)

森と木と水の環境教育推進事業は、人づくり及び仕組みづくりの施策の一環で実施される事業である。人づくりを効果的に行うため、指導者の知識向上を目的とした事業として「ぎふ木育教室指導者研修」のほかに「ぎふ木育指導員」の養成を行っている。

ぎふ木育指導員は、今後建築が予定されている木育の常設専用施設において来所者に対しぎふ木育の考え方を指導する立場の指導員である。また、補助的にぎふ木育教室やぎふ木育キャラバン等においてもぎふ木育の考え方指導を実施している。該当の常設専用施設については平成 29 年度より建築開始を予定していたため、ぎふ木育指導員の養成は平成 28 年度より開始されている。

この木育指導員の養成数は以下のとおりである。

(単位：人)

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
実績	-	13	20

恵みの森づくり推進課調べ

ぎふ木育指導員養成講座は1日6～7時間の講座内容で8日間実施される講座であり、継続して講座に参加する必要があることから、木育に対する知識や意識が高度に養成される。

一方で、木育指導員養成講座を修了した後、個々の木育指導員の活動については、木育の常設専用施設の建築が予定より遅延している影響もあり、現状の活動実績は年数回行われる木育キャラバンとのイベントでのサポート程度に限られている。

なお、平成 29 年度の木育イベントでの活用実績は以下のとおりである。

実施日	イベント名称	延べ人数
平成 29 年 8 月 6 日	山の日フェスタぎふ 2017	2 人
平成 29 年 8 月 11 日	ぎふ木育キャラバン	10 人
平成 29 年 9 月 30 日、10 月 1 日	ぎふの木フェスタ 2017	1 人
平成 29 年 11 月 3 日	文化の森秋祭り	4 人
合 計		17 人

恵みの森づくり推進課調べ

上表は平成 29 年度の活用実績のため、平成 28 年度に養成された木育指導員 13 名の活用実績になる。仮に全メンバーが上記の木育イベントに参加した場合の延べ人数は 13 人×4 イベント=52 人（延べ人数）となるが、実際は 17 人の参加にとどまっているため、木育指導員の参加率は 32.7%であり、養成した木育指導員を継続して効果的に活用できているとはいえない状況である。

木育指導員養成講座を修了した後、木育の常設専用施設での営業が開始されるまでの間、養成した木育の知識や意欲が低下しないよう、木育指導者の活用できる場の提供や活動実績を高めていくことが適切と考える。

4. 上流域と下流域の交流事業について【参 考】

(1) 概 要

(事業費) 7, 042 千円 (当年度実績額)

(所管部署) 環境生活部環境企画課

(事業の目的)

上下流域での自然体験や環境保全活動等による交流を通じて、上下流域の住民や次世代の担い手となる子どもたちが、森・里・川・海のつながりやその大切さへの関心を高めるとともに、相互の自然環境等に理解を深め、環境保全意識を育むことで活動の実践につなげる。

(事業の内容)

- 森・里・川・海のつながりを踏まえた環境保全への理解を深めるツアーを、上下流域の地域住民（子どもと保護者）を対象として実施する。
- ツアーでは、上流域または下流域ならではの自然体験や環境保全活動等のプログラムを、現地のNPO等の指導により実施する。
- ツアー造成及び催行は、県が委託した旅行業者が各地で活動するNPO等と連携して企画・実施する。
- エコツーリズム関係団体の情報収集や意見交換の場として、連携会議を開催する。

(目標の達成度を示す指標と実績)

項目	目標値の考え方	H29年度 実績値/計画値	H29年度までの実績値/ 5年間の目標値
実施回数	県内主要河川流域における上下流交流ツアーの実施回数	16回/15回	16回/75回

(2) 参考意見

① 上下流交流ツアーの目標値について

上流域と下流域の交流事業において、目標値として実施回数を設定している。一方、計画したツアー全体の募集人数に占める参加人数の割合を調査したところ以下のような結果を得た。なお過年度からの継続事業のため時系列形式としている。また、最少催行人数未満によりツアーが行われなかったものもあるが、ツアー計画及び周知等に一定の事業費が使用されるため分母である募集人数に含めている。

年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
募集人数(人)	614	602	616	734	620
参加人数(人)	414	277	390	479	370
参加率(%)	67.4	46.0	63.3	65.3	59.7
最少催行人数未 満で取りやめにな った回数	1回	5回	3回	1回	2回
実施回数(目標 指標)	16回	13回	18回	22回	16回
ツアー設定回数	18回	18回	21回	23回	19回
ツアー当たり参 加人数(人)	25.9	21.3	21.7	21.8	23.1

(「清流の国ぎふ森林・環境基金事業成果報告書」より加工)

なお天候不良により実施が取りやめになることがあるため、最少催行人数未満での取りやめ回数と実施回数の合計がツアー設定回数と一致しない場合がある。

上表のとおり、最少催行人数未満でツアーが取りやめになった回数が多い年は参加率が低くなる。ツアーの設定までに諸費用が発生しているためできる限り催行されることが望ましいが、目標指標を実施回数のみにしてしまうとツアーの設定回数を多くすることで実現ツアー回数を引上げることができるため、事業の効率性については判定できない指標となる。

一方で、ツアーの実施回数については、自然環境保全に関する意識を向上させる機会をどれだけ提供できたかを示す指標として適切であるため、実施回数を目標指標から外すことには問題がある。

このため、環境事業の効率性を示すため、ツアーの実施回数の目標値のほ

か、事業の評価指標として参加率について検討することが望ましい。

② 上下流交流ツアーの情報頒布範囲及び参加対象について

上下流交流ツアーの参加者アンケートの結果、過去 5 年間のツアー参加者が情報を入手した場所については以下のとおりであった。

(単位：パーセント (%))

年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
新聞広告	38.7	25.2	14.5	2.0	1.5
パンフレット等※1	14.3	10.7	22.1	12.2	21.6
学校案内	10.7	8.7	13.8	74.5	33.6
その他※2	36.3	55.4	49.6	11.3	43.3

※1 パンフレット等には旅行業者設置パンフレットのほか、折込チラシ、業者ダイレクトメールを含む。

※2 その他には県 HP をはじめとするインターネット経由、知人紹介などを含んでいる。
(環境生活部 環境企画課調べ アンケート集計結果より)

上表より、多様な手段により募集を実施した経過がうかがえ、結果として、対象者へ確実に情報を届けることができる学校に向けたチラシの配布による情報発信が最も効果的で、参加者を獲得してきたことがわかる。

また、参加者のうち県外参加者の占める割合は以下のとおりであった。なおツアーの参加は親子の家族単位であることから、参加グループごとでの集計結果となっている。

年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
県外参加者割合(%)	43.7	37.5	17.6	11.7	8.9

(環境生活部環境企画課調べアンケート集計結果より)

当初は、上流域と下流域の事業目的である、「上下流域の住民や次世代の担い手となる子どもたちが、森・里・川・海のつながりやその大切さへの関心を高めるとともに、相互の自然環境等に理解を深め、環境保全意識を育むことで活動の実践につなげる」ことを意図し、県内外関係なく他県からも参加者を積極的に受入れてきていたが、近年は、県内からの参加が大半を占めるようになったことがうかがえる。これは、平成 28 年度以前は他県から上

流域を訪問するコースを設定していたが、平成 29 年度から発着地を県内に限定したことも影響していると推測される。

この点、岐阜県は豊かな森や川を有し、森林占有率が全国 2 位の森林県であるが海には接していないため、岐阜県内のみでは海に至るまでの双方向の交流は十分にカバーしきれない。上流域と下流域の交流事業の事業目的では相互の自然環境等に理解を深めることとしているから、上流域から下流域の海に赴いて理解するツアーや下流域の住民が上流域の森・里・川に赴いて理解するツアーは設定されているが、平成 29 年度は他県の下流域の海の地域住民が上流域の森・里・川の自然環境について理解する機会は創出されていない。森林環境を整えることで豊かな海洋資源が生み出されるため、下流域の先である海の地域住民にも森・里・川・海のつながりの関心を高め、ひいては森林に興味を持ってもらう機会を創出することは、森の担い手になる可能性を高めることから有意義である。

一方で、森林環境税は岐阜県住民より徴収している税であるから、税負担のない他県住民に森林環境税の便益を無制限で享受させてしまうのは問題がある。他方で、学校へのチラシ配布に関しては委託事業者の一任で配布されており、「清流の国ぎふ森林・環境税」を活用した事業であるにもかかわらず、教育委員会を巻き込んだ協力体制が必ずしも十分であったとはいえない。

以上から、上下流交流ツアーについて、海を含む広範囲の上下流域をコースに含め、森林の持つエネルギー循環の理解が十分に促されるような効果的な事業となるよう、上下流交流ツアーの情報頒布範囲や参加対象について今一度事業内容を検討し、事業の効率性や効果を高めることが望ましい。

V 県産材流通課

1. 県産材流通課の概要

(1) 業務内容

木材産業の振興と県産材の利用拡大を推進する。

- ① 県産材の安定供給対策に関すること
- ② 県産材の流通合理化対策（生産、流通及び加工）に関すること
- ③ 県産材の販路開拓及び消費拡大に関すること
- ④ 林業及び木材産業の構造改革に関すること
- ⑤ 林業金融に関すること
- ⑥ 木質バイオマスの活用に関すること
- ⑦ 特用林産物に関すること

(2) 目標

木材産業の振興と県産材の利用拡大を通して、適切な森林資源の循環利用を促進し、森林が持つ多様な機能の十分な発揮につなげる。

2. 木材利用推進対策費について

(1) 概 要

木材利用推進対策費に含まれる各事業の内訳及び構成比は、以下のとおりであり、主な内容は県有施設の内装の木質化、県有施設への木製備品の導入のほか、公共施設の木造化や内装木質化への支援である。

内訳	金額 (百万円)	構成比
県有施設木質化等推進事業費	89	32.0%
木の香る快適な公共施設等整備事業費補助金	53	19.3%
県産材需要拡大施設等整備事業費補助金（施設整備関連）	50	17.9%
県産材競争力強化・販路拡大支援事業費補助金	36	12.9%
ぎふの木で学校まるごと木製品導入事業費補助金	20	7.1%
その他	30	10.8%
計	277	100.0%

(2) 手 続

木材利用推進対策費に係る関連書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析、質問等）を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

(3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることとする。

① 県産材競争力強化・販路拡大支援事業費補助金の評価基準及び募集要項の記載について（意見）

平成27年度に創設された県産材競争力強化・販路拡大支援事業は、事業主体が事業実施計画書を作成し、知事へ提出し、計画の内容について審査を受け、予算の範囲内で決定される補助予定額の通知を受ける。当該事業の募集に当たっては、募集要項が公表されており、評価基準についてもその中で

示されている。

事業主体は、当該計画書の提出前に、県に対して募集要項に係る質問を行うことが可能であり、平成 29 年度においても複数の質問が受け付けられていた。

その中で、「個人事業主は、本事業に参加できるか。」との質問があった。これに対する県側は、補助事業の実施候補者には、事業の目的を達成するための十分な人員体制、バックアップ体制等を確保する必要があるが、個人事業主であることのみをもって参加を排除するものではないが、それらが十分に担保されていることを事業提案時に証明する必要がある旨の回答を行った記録があった。

当該回答の趣旨について質問したところ、改めて個人事業主であることのみをもって参加を排除するものではないこと、ここでいうバックアップ体制等とは、例えば事業主体が所属する業界団体や取引先の継続的な協力ないし支援が得られることなどを意図していたものである旨の回答を得た。

しかし、回答の記録を閲覧する限り、バックアップ体制等の意味合いについて、幅広に考慮しうる余地があるように読むことは難しく、実際に当該質問を行った事業主体は当該事業への募集を見合わせる結果となった。

また、事業計画書に係る審査では、各評価基準の充足の程度について複数名で採点を行っており、必ずしも特定の評価基準によって補助対象事業が決定されるものではない。

過去に当該事業の補助対象となった事業主体には、比較的大規模な事業主体が多く、中には上場会社も含まれている。補助金により各事業を支援する目的からすれば、中小規模の事業主体についても補助対象者に含めることが望ましいと考えられる。

そのため、事業計画書の評価基準については、提案内容の実現可能性を考慮しつつも中小規模の事業主体が排除されないような表現を検討するとともに、事業主体からの質問に対する回答時には、県の意図が正確に伝わるように説明することが望ましい。

また、評価基準に基づく審査は、各項目を総合的に評価することで行われることも募集要項等で明示することを検討されたい。

3. 木材生産流通対策費について

(1) 概要

木材生産流通対策費に含まれる各事業の内訳及び構成比は、以下のとおりであった。

内訳	金額（百万円）	構成比
ぎふの木で家づくり支援事業費補助金	56	59.1%
木質バイオマス利用施設導入促進事業費補助金	20	21.3%
産直住宅普及活動支援事業費補助金	11	11.3%
その他	8	8.3%
計	94	100.0%

このうち、最も金額の大きい事業は、ぎふの木で家づくり支援事業費補助金であり、木材需要の大部分を占める住宅建築における県産材の利用を拡大することを目的として行われるものである。補助金の額は、構造用木材を使用した場合は1棟当たり20万円、内装木質化を行った場合は新築で10～12万円、改修で2～10万円とされる。

平成29年度における家づくり関連事業の実績は、次のとおりであった。

		当初予算		交付実績		不要額 (千円)
		棟数 (件)	補助金額 (千円)	棟数 (件)	補助金額 (千円)	
県内	新築	230	46,000	207	41,400	4,600
	新築内装	97	11,640	61	6,360	5,280
	改修	30	4,800	25	2,551	2,249
県外	新築	30	6,000	26	5,200	800
計		387	68,440	319	55,511	12,929

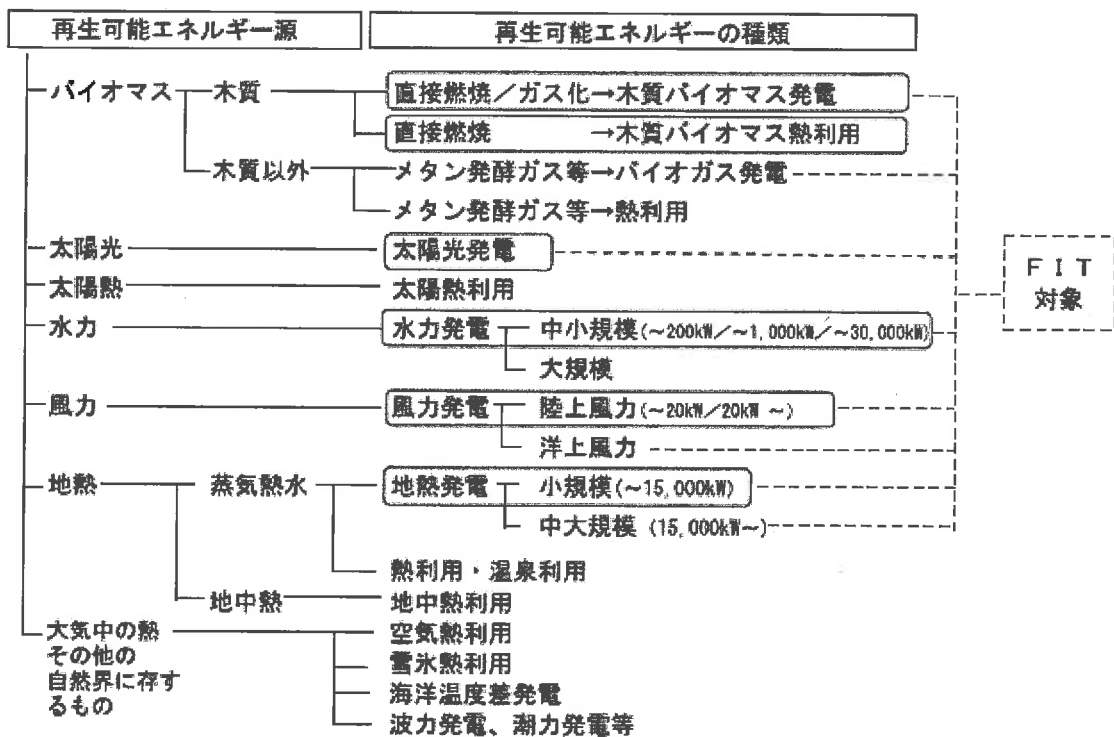
次に金額の大きい事業である木質バイオマス利用施設導入促進事業費補助金は、間伐材等林地残材を木質バイオマス資源として利用促進を図り、木質バイオマスエネルギーによる環境にやさしい低炭素社会の構築を目指すため、公共施設等への木質チップ・ペレットを使用したボイラーやストーブ等の導入を促進

する目的によるものである。

平成 29 年度における木質バイオマス利用施設導入促進事業では、薪ストーブ又はペレットストーブを導入した 20 拠点、計 58 台を対象として補助金を交付した。

木質バイオマスの再生可能エネルギー全体における位置づけ、種類と発生源、エネルギー変換技術と利用形態、及び、発電と熱利用の主な違いの概要は、以下のとおりとされる。

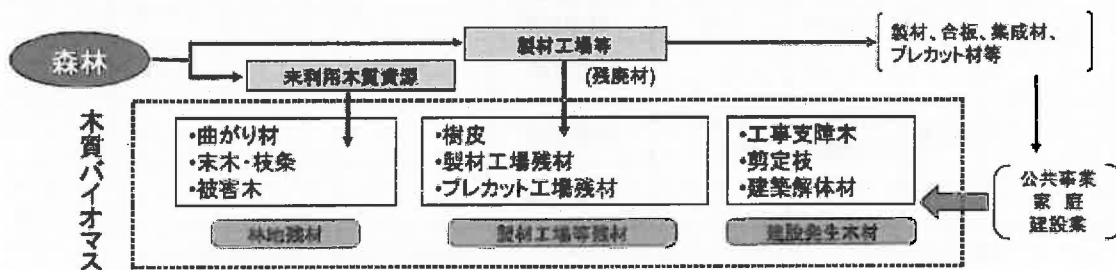
<再生可能エネルギーの種類と FIT 制度>



(出典「再生可能エネルギーを活用した地域活性化の手引き～森林資源と山村地域のつながりの再生をめざして～」平成 27 年 3 月 東京農業大学 農山村支援センター)

<木質バイオマスの種類と発生源>

発 生 源	バイオマスの種類
林 業	(1) 森林において従来林地残材等であった切り捨て間伐材、低質材(病虫害含む)、根元等の未利用部分、枝条等、森林整備で出てくる生木由来資源 (2) 土場、木材市場等で集材されたが結果的に需要がなかった原木
製材工場等	(3) 製材所、チップ工場等で発生する樹皮、背板等、乾燥していない製材端材等 (4) 集成材工場、プレカット工場、製材所等で発生する乾燥後の製材端材等
土木建設	(5) 林道、道路、造成工事等により発生する支障木等の産業廃棄物
建築物解体	(6) 木造建築物等の解体により発生する乾燥した木質の産業廃棄物
そ の 他	(7) その他、果樹・公園等の剪定枝等、木質の産業廃棄物、一般廃棄物



木質バイオマスの発生源(木質バイオマスの新利用技術アドバイザーグループ第1回会合資料)より

<木質バイオマスのエネルギー変換技術と利用形態>

木質バイオマスのエネルギー変換技術と利用形態

変換技術	燃料形態	変換装置	媒体	二次装置	利用形態	
直接燃焼	薪・ペレット	ストーブ	暖気		暖房	
	薪・チップ	温風発生機	温風		暖房	
	薪・チップ・ペレット	ボイラー	温水			暖房・加温給湯
				熱交換器	暖房・加温給湯	
				吸収式冷凍機	冷房	
				ORC	発電	
	チップ・ペレット	ボイラー	蒸気			暖房・加温給湯
熱交換器	暖房・加温給湯					
吸収式冷凍機	冷房					
汽タービン	発電					
熱分解	チップ	ガス化炉	可燃性	ガスタービン	発電	
	原木	炭化炉	炭		燃料利用	
化学分解	チップ	発酵槽	バイオエタノール等		燃料利用	

バイオマス利用機器の主な適応範囲

燃焼器	エネルギー変換設備		利用用途	適合燃料			燃焼効率(%)	
	出力規模	利用箇所		薪	チップ	ペレット		
ストーブ	数 kW	個室暖房	暖房	○	×	○	70~90	
温風発生器	数十~150kW	温室暖房	暖房	△	×	○	70~90	
ボイラ	小規模	20~100kW	家庭	暖房・給湯	○	△	○	70~90
		100~200kW	小施設	暖房・給湯・加湿・冷房	×	○	△	70~90
	中規模	200~1,000kW	事業所 工場	冷暖房・給湯 熱電供給	—	○	○	70~90
	大規模	1,000~30,000kW	工場 発電所	石炭混焼	—	○	△	30~40
				熱電供給	—	○	—	40~70
				木質発電	—	○	—	10~30

【資料111】木質バイオマス導入マニュアル(山形県農上地域木質チップボイラ導入編)【平成25年10月山形県農上総合支庁より】

<発電と熱利用の主な違い>

	発電(FIT 利用)	熱利用
エネルギー効率、規模	低い(約 30%) FIT 制度では採算ラインとして 5,000kW 級以上を想定 (小規模でも商業用は 1,300kW~)	高い(70~90%) 小中規模施設で 100~500kW (大規模施設や中小工場で 500~2,000kW)
燃料必要量(原木)	1,300kW 級で約 15,000t/年 5,000kW 級で約 70,000t/年	公共施設を中心に2~10ヶ所への導入で 必要燃料概ね 1,000t~3,000t/年
運用	24 時間連続最大出力運転が基本	需要に応じた運用。日変動、季節変動がある
需要	FIT 制度による売電、安定収入	地域内熱利用施設。 需要と供給を一体的に構築する必要
燃料条件	主にチップ(破砕/切削) 燃料のトレーサビリティ(由来証明)が必要	薪、チップ、ペレットから機器と合わせて選択 燃料のトレーサビリティ不要
原木収集	50km 圏内の森林	域内の安定供給先は必要。小規模な収集も可
森林林業との関係	影響は大きい。供給体制構築が必要	影響は小さい。段階的な導入と、それに応じた 段階的な供給体制の構築が可能
森林整備との関係	森林整備を大きく進ませる可能性あり	里山林整備などに効果をもたらす可能性
地域経済・社会への影響	新たな収入源となり 雇用、関連産業への波及効果	化石燃料代の域外流出抑制 エネルギー地産地消

(出典「再生可能エネルギーを活用した地域活性化の手引き～森林資源と山村地域のつながりの再生をめざして～」平成 27 年 3 月 東京農業大学 農山村支援センター)

(2) 手 続

木材生産流通対策費に係る関連書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析、質問等）を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

(3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることとする。

① ぎふの木で内装木質化支援事業費補助金の要件緩和について（意 見）

現在、ぎふの木で内装木質化支援事業費補助金の対象は、新築タイプと改修タイプに大別される。このうち、新築タイプの補助金交付対象者等の要件としては、県内に新築する一戸建て木造住宅で、構造用木材について県産材を利用した場合に交付されるぎふの木で家づくり支援事業費補助金の交付を受ける住宅であることが求められる。

そのため、ぎふの木で家づくり支援事業費補助金の交付を受け県外に新築する場合や、県内であってもぎふの木で家づくり支援事業費補助金の要件を満たさない住宅の場合は、内装木質化支援事業の補助金交付対象者等の要件を満たさないこととなる。

これは、県産材の需要拡大の趣旨から、より多くの木材を使用する構造用木材への利用を促進するという狙いとされる。

しかし、県産材の需要拡大を目的とする場合、消費者側により多くの選択肢が用意されていることが望ましいと考えられるため、構造用木材については支援事業費補助金の要件を満たさないとしても内装木質化支援事業の対象となることが可能である方が、より多くの県産材利用機会を創出できるのではないかと考えられる。また、県外に新築又は改修する場合であっても、内装木質化支援事業の対象となるのであれば、より多くの消費者の需要を呼び起こすことができると考えられる。

そのため、内装木質化支援事業の対象について、補助金交付対象者等の要件を緩和することを検討されたい。

② 木質バイオマス利用施設導入促進事業費補助金の対象事業拡大について (意見)

現在、木質バイオマス利用施設導入促進事業費補助金の対象事業は、県内の森林から生産された木材を原料として加工・製造された木質燃料を使用することを前提として、木質資源利用ボイラー、木質ペレットストーブ、薪ストーブ等の導入が想定されている。

しかし、これらの木質バイオマス利用施設は、主に木質バイオマスエネルギーの熱利用を行うものである。そのため、熱利用の需要が下がる夏場においては、木質バイオマス資源の利用促進を十分に図ることができない。

近年、小規模木質バイオマス発電設備も開発されており、選択肢は増えている(下図参照)。当該設備であれば、冬場の熱利用だけでなく夏場の電力需要にも対応できるため、木質バイオマス資源の利用促進には有益と考えられる。

<小規模木質バイオマス発電設備>

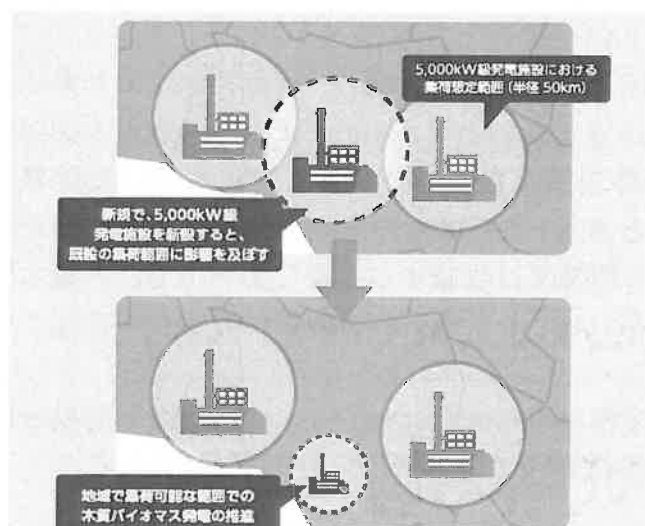
小規模木質バイオマス発電の推進

木質バイオマス発電は雇用の創出や未利用間伐材等の利用による森林整備の促進といった地域活性化効果が大きく、注目が集まっています。

これまでの固定価格買取制度では基本的には5000kW級以上が想定されていました。これに加え、平成27年度から2000kW未満で未利用材を利用する小規模木質バイオマス発電の価格が追加されました。

小規模木質バイオマス発電は、材の集荷範囲が小さく、間伐材の利用を進めやすく、域内循環の拡大につながります。

木質バイオマス発電の集材範囲の競合イメージ



(出典：一般社団法人日本木質バイオマスエネルギー協会 ホームページより)

これまでの交付実績によると、平成 28 年度に高山市の木質ペレットガス化熱電併給施設の整備費に当該補助金を交付しているが、交付要綱等では明示されていない。そのため、木質バイオマスエネルギーの利用促進を図る趣旨から、木質バイオマス発電対応設備についても、その対象に含めることを明確に定めることを提案したい。

再生可能エネルギーで発電された電気を電力会社が一定期間一定価格で買取る FIT 制度の見直しが検討される中で、木質バイオマス発電に取り組む積極的な動機が失われる可能性が懸念されるものの、木質バイオマスエネルギー資源の活用という観点からすれば、FIT 制度に頼らない持続可能で自立的なエネルギーの利用促進の方法として、木質バイオマス発電も選択肢として検討する余地があると考える。

4. 林業・木材産業改善資金貸付金について

(1) 概要

① 創設

「林業・木材産業改善資金助成法」（昭和 51 年法律第 42 号）に基づき昭和 51 年度に創設された。

② 目的

林業及び木材産業の健全な発展を一体的に推進すること等を目的として、林業従事者・木材産業者等が経営改善等のため行う新たな事業部門の経営の開始、林産物の新たな生産・販売方式の導入等の先駆的取組等に対し、都道府県がこれらに必要な無利子の中・短期の資金の貸付を行う制度である。

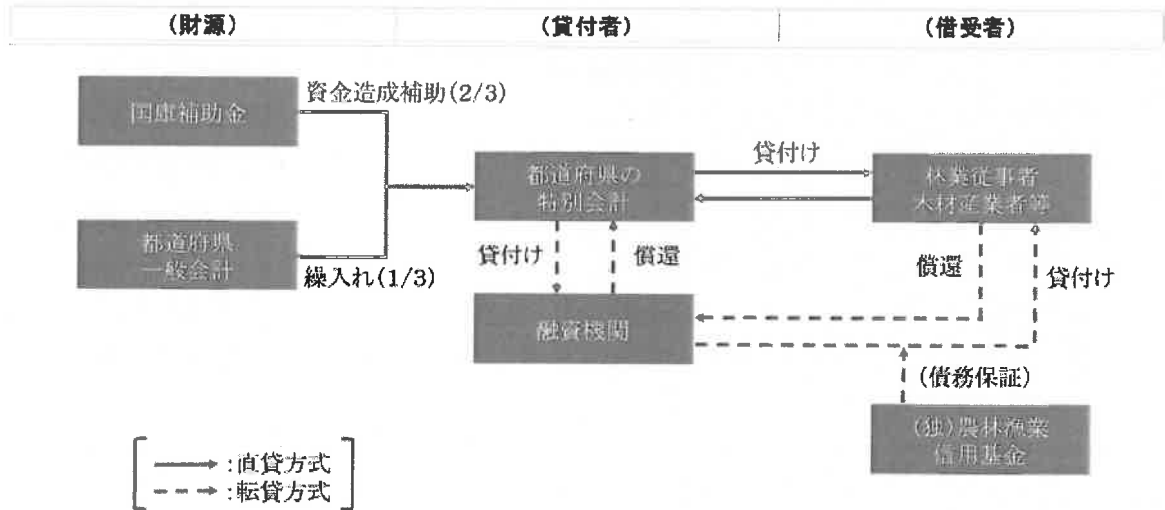
③ 制度の仕組み

林業・木材産業改善資金の原資は、国・都道府県の財政資金によって賄われており、都道府県は特別会計を設置し、林業従事者・木材産業者等に対して、林業・木材産業改善資金の貸付を行っている。

貸付に要する資金は、その 3 分の 2 を国が、3 分の 1 を都道府県が負担し

造成を行っている。

<仕組図>



(2) 手 続

林業・木材産業改善資金貸付金に係る関連書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析、質問等）を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

(3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について指摘を述べることとする。

① 林業・木材産業改善資金貸付金の滞納時の手続の未整備について（指 摘）

平成 30 年 3 月 31 日現在における林業・木材産業改善資金貸付金の件数は 8 件、残高は 140 百万円ある。そのうち 3 件、44 百万円について償還の滞納が発生している。

償還金の滞納が発生している貸付の状況は、以下のとおりである。

貸付年度	事業内容	当初貸付額 (百万円)	償還金滞納額 (百万円)
平成 16 年度	菌床しいたけ栽培施設	30	27
平成 23 年度	割箸製造施設	86	13
平成 24 年度	割箸製造施設	13	2
計		130	44

これらの案件は、事業の実績が当初の事業計画を下回るなどの状況から償還金を滞納することになったものである。

また、融資機関が林業従事者ないし木材産業者等への貸付を行う転貸方式が導入される以前に行われたものであり、県が林業従事者ないし木材産業者等への貸付を行う直接直貸によるものである。そのため、債権の貸倒れリスクは県が負うことから、県産材流通課職員が回収管理を行っている。

当該貸付に要した資金は、その3分の2を国が、3分の1を県が負担して造成しているものであるが、いずれにしても適切な回収を行うべきである。

しかし、林業・木材産業の改善を図る趣旨から、貸付時の与信管理ないし審査時に事業の実現可能性が確実なものでなかったとしても、形式的な要件を満たしている場合は貸付を行うこととなる。

県では、当該制度の貸付に係るルールとして岐阜県林業・木材産業改善資金貸付規則及び岐阜県林業・木材産業改善資金貸付要領を定めている。しかし、償還が滞納された場合における対応方法については、県全体では「貸付金管理ガイドライン」が定められているものの、当該制度に係るルールとしては詳細な要領ないし手順が整備されていない。

そのため、償還金が滞納された場合の対応を要領等に定め、かつ、滞納されている償還金の状況を定期的に把握する必要がある。

② 林業・木材産業改善資金貸付金の回収方法について（意見）

前述のとおり林業・木材産業改善資金貸付金については償還金の滞納が発生しており、その回収については県産材流通課職員が対応している。

しかし、林業・木材産業の改善を図るといふ当該貸付金の設立趣旨からすれば、償還金の滞納が発生したとしても強制的な回収に着手することについて抵抗感があることが予想される。そのため、林業・木材産業改善資金貸付金に係る未収金の回収業務について、専門的な知識や経験等を有する債権回収業者に委託することで、効率的な未収金の回収を図ることを提案したい。

具体的には、返済期限から1年以上経過し、県が回収を委託することが適当と判断した案件については、外部委託業者を活用し回収に当たることが望ましいと考える。

これにより、適切かつ効率的な債権回収が図られるとともに、県産材流通課職員の負担も軽減されることが期待できるため、林業・木材産業改善資金貸付金の回収業務に係る外部委託を検討されたい。

VI 森林整備課

1. 森林整備課の概要

(1) 業務内容

「国土・県土・森林を守り」、「豊かな自然・水・空気を育み」、「人々の生活・産業・財産を守り」、「二酸化炭素（CO₂）吸収による地球温暖化防止」に貢献する。

- ① 森林の整備、森林整備に不可欠な路網の整備
- ② 山村地域の人々の生命線・生活道路となる林道の整備
- ③ 緊急対策が必要な間伐の促進
- ④ 林業の振興と間伐材（木材）の利用促進
- ⑤ 林業機械の導入等に関する支援

2. 森林整備事業について

(1) 概 要

事業費 2,528,105 千円（前年度予算額：2,565,566 千円）

事業費 880,931 千円（補正）（前年度予算額：－千円）

<財源内訳>

(千円)

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財産 収入	寄附金	その 他	県 債	一 般 財 源
前年度	2,565,566	1,768,116	0	0	0	0	0	0	797,450
要求額	2,528,105	1,730,655	0	0	0	0	0	0	797,450
補正予算	880,931	628,598	0	0	0	0	0	0	252,333
決定額	3,409,036	2,359,253	0	0	0	0	0	0	1,049,783

<事業費の積算内訳>

(千円)

事業内容	金額	事業内容の詳細
補助金	3,349,036	間伐等の森林整備や森林作業道の開設への助成
その他	60,000	旅費等
合計	3,409,036	

(事業目標)

第3期岐阜県森林づくり基本計画に基づき、「100年の森林づくり計画」を実践するために、再造林を345ha実施する。また、「健全で豊かな森林づくりの推進」のために間伐を9,800ha/年(平成29年度から33年度まで5カ年間で49,000ha)実施、路網整備を150km/年(平成29年度から33年度まで5カ年間で750km)実施する。

(目標の達成度を示す指標と実績)

(面積: ha、延長: km)

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値	目標	達成率
再造林 実施面積	151 (H22)	131 (H25)	255 (H26)	170 (H27)	345 (H29)	49.3%
間伐実施面積	14,284 (H22)	8,844 (H25)	8,605 (H26)	10,379 (H27)	9,800/年 (H29~33)	100%
作業道 開設延長	197 (H22)	230 (H25)	270 (H26)	227 (H27)	150 (H29)	100%

① 森林整備事業とは

森林の持つ多面的機能を発揮させるため、造林や間伐などの森林施業や路網整備等について、森林整備事業(補助金)等により支援している。

② 事業区分及び補助率

森林整備事業等における補助率は、森林施業の内容などの諸条件により、以下のとおり設定されている。

事業費区分	事業名称	事業内容	補助対象	補助率等
国補事業 (公共)	森林環境保全直接支援事業	人工造林、樹下植栽、保育、間伐、更新伐、森林作業道整備、附帯施設整備等	森林経営計画の認定を受けた者等が行う森林整備	標準経費の68% ※再造林85%、森林作業道の開設80%、シカ防護柵100%など、事業内容によって高上げ措置あり
			上記以外の者が行う森林整備(伐採届出書に基づく人工造林等に限る。)	標準経費の36%
	環境林整備事業	被害森林整備	気象害や鳥獣害等による被害森林であって、自助努力等による整備が困難な森林における森林整備、鳥獣の誘引捕獲等	標準経費の68% 鳥獣の誘引捕獲100%の高上げ措置あり
	機能回復整備事業	花粉発生源植替え	花粉発生源となっている林分において行う立木の伐採、搬出集積、地拵え、花粉症対策苗木等による植栽	標準経費の72%
県単事業	環境保全林整備事業(清流の国ぎふ森林環境基金事業)	(略)		
	里山林整備事業(清流の国ぎふ森林環境基金事業)	(略)		
	森林管理路緊急整備事業	作業路、作業歩道	国庫補助事業の採択要件を満たさない作業路等の整備	定額1.5千円(作業路幅員3.0mの場合)
国補		森林作業道、林	森林作業道等の開設、	上限2千円/m以内

事業 (非 公共)	原木安定供給推 進(交付金)事 業、原木低コス ト供給対策事 業、林業成長産 業化森林整備事 業	業専用道(規格 相当)	補強	(森林作業道の場 合)
		間伐等	森林経営計画区域や 生産基盤整備区域等 での間伐等	上限 350 千円/ha 以 内(間伐の場合、間 接費相当分を除く)

(2) 手 続

森林整備事業における補助金対象について、必要と考えられる監査手続(閲覧、分析、質問等)を実施することにより、森林整備事業における補助金対象に関する事務手続の妥当性を検証した。

なお、森林整備事業のうち、森林環境保全直接支援事業の対象となった事業地の「郡上市八幡町美山」と「関市上之保」の2箇所について、平成30年11月9日に視察した。当該視察は森林環境保全直接支援事業における補助金の審査業務の理解を深めるために実施した。事業地における審査は終了していたため、農林事務所の職員に審査業務内容を再現していただいた。



(3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることにする。

① 森林整備事業の補助金対象について（意見）

森林整備事業における補助金には、国庫補助事業及び県単独事業の 2 種類があり、そのうち岐阜県が大きく予算を使用しているのは国庫補助事業である。特に森林環境保全直接支援事業では約 34 億円の予算を組んでいる。この事業の趣旨は、森林の有する多面的機能を発揮させるため、森林施業の集約化や路網整備を通じて施業の低コスト化を図りつつ計画的に行う、間伐等の森林施業とこれと一体となった森林作業道の開設等を支援することにある。これにより表 1 にあるような森林施業は国及び県から補助金を受取ることができる。

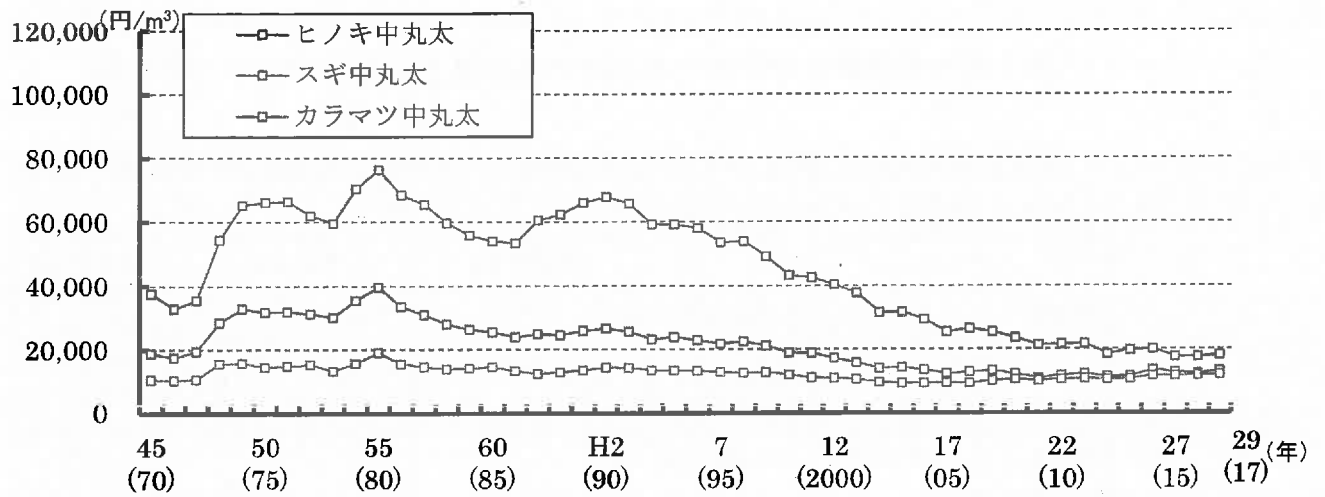
区分		標準単価	内容
育成 単層 林 整備	人工造林	針葉樹	550,400 円/ha 針葉樹の植栽 (1,000 本)
		広葉樹	539,900 円/ha 広葉樹の植栽 (1,000 本)
		針葉樹 コンテナ苗	621,400 円/ha 針葉樹の植栽 (1,000 本)
	下刈	176,300 円/ha	雑草木の除去
	雪起こし・倒木起こし	176,300 円/ha	倒伏木の倒木起こし
	枝打ち	171,400 円/ha	林木の枝葉の除去
	除伐	155,400 円/ha	刈払機を使用した不用木の除去、 不良木の淘汰
	保育間伐	145,700 円/ha	適正な密度管理を目的として行 う不用木の除去、不良木の淘汰
	定性間伐	212,100 円/ha	主林木の密度管理、不良木淘汰の ために行う伐採
	列状間伐	183,700 円/ha	主林木の密度管理、不良木淘汰の ために行う伐採
更新伐	213,400 円/ha	複層林の造成を目的とした、不良 木淘汰	
育成 複層 林 整備	樹下植栽	針葉樹	111,000 円/ha 針葉樹の植栽 (500 本)
		広葉樹	105,700 円/ha 広葉樹の植栽 (500 本)
		針葉樹 コンテナ苗	146,500 円/ha 針葉樹の植栽 (500 本)
	下刈	149,800 円/ha	雑草木の除去
	雪起こし・倒木起こし	104,200 円/ha	倒伏木の倒木起こし

備	枝打ち	171,400 円/ha	林木の枝葉の除去
	除伐	155,400 円/ha	刈払機を使用した不用木の除去、不良木の淘汰
	保育間伐	145,700 円/ha	適正な密度管理を目的として行う不用木の除去、不良木の淘汰
	定性間伐	212,100 円/ha	主林木の密度管理、不良木淘汰のために行う伐採
	列状間伐	183,700 円/ha	主林木の密度管理、不良木淘汰のために行う伐採

(表 1：森林整備事業の補助金の内容)

表 1 にあるように森林施業では、間伐等を中心とした作業が補助金の対象となっている。一方で主伐は、補助金の対象となっていない。森林整備課の担当者にヒアリングを行ったところ「補助金の対象となっている施業は、森林の有する多面的機能を発揮させることを目的としているが、主伐は生産活動であり当てはまらないという考え方が林業では過去から残っている」との回答を得た。補助金の対象となっていない主伐を行っている業者は少なく平成 29 年度における岐阜県の主伐面積は 683.88ha である（森林整備課提供資料より）。この数値が仮に 100 年続くとすると約 6.8 万 ha しか主伐がなされないことになる。森林面積で考えると岐阜県の私有林かつ人工林の 6 割である約 18 万 ha が本格的な利用期を迎えており、このまま 100 年推移すると 20 齢級までの森林面積は、全体の 1 割ほどになってしまうとのことである（第 3 期岐阜県森林づくり基本計画 P2 参考）。つまり現在の主伐面積では、「第 3 期岐阜県森林づくり基本計画」に記載されている「100 年先の森林づくり」の人工林における適切な林齢構成という目標達成は困難といえる。

一方補助金の対象となっている間伐は年間で 9,800ha が施業されている。これは言うまでもなく標準単価によって算定された事業費の最大 68% が補助金として交付されるためと推測される。主伐が行われにくい現状の根本原因は木材価格の低迷により、主伐による販売金額では十分に利益を得ることができない現状がある。岐阜県では主伐を促進させるためにも各地域で先進的な事例として主伐と再生林の採算性を検証するプロジェクトを行っている。そこでも利益が出ている地域もあるが赤字となった地域も存在するというのがある例であろう。



(表 2: 木材の販売価格推移)

林業事業者が主伐についても積極的に取り組むことができる環境を整備することが重要である。その主たる施策として主伐を補助金の対象とすることが適切である。主伐を補助金の対象にしている事例としては島根県や福岡県が挙げられ、先進的な事例を参考に岐阜県でも導入を検討されたい。

	島根県	福岡県
対象者	・ 森林所有者 ・ 主伐を行う事業者	・ 森林所有者 ・ 主伐を行う事業者
対象品種	スギ、ヒノキ、マツ、人工林広葉樹	スギ、ヒノキ
採択要件	・ 伐採計画及び森林再生計画の提出	・ 森林経営計画に基づく主伐であること ・ 木材の出荷先は指定先に出荷すること ・ 県主催の講習に参加又は確実に参加予定
助成金額	(標準素材生産量) × (伐採面積) × 620 円/m³ = 補助金額	原木市場へ出荷した主伐材の材積 1 m³ 当たり 500 円

(表 3: 主伐への補助金)

現状では岐阜県における林業に関する予算は限られている。その状況で主伐に対して予算をつけるには大きな困難が存在することは理解できる。ただ今からこの問題に取り組まなければ事態はより深刻になっていく。そのため主伐に対して補助金を出すことができるように、取組まれることを検討されたい。

②小坂町森林組合等における補助金の不適正受給について（意見）

森林整備事業は、表1のような手続の流れである。これは事業実施後に交付申請を行うという前提で作成している。

年度	時期	内容	森林所有者等		事業主体		農林事務所
前年度	12月頃	次年度事業要望の伝達	○	→	○		
	1月頃	事業予定書の提出			○	→	○
当年度	4～6月頃	予定補助金額の通知			○	←	○
	所長が定める日	事前計画書の提出			○	→	○
	随時	契約、事業実施・完了	○	→	○		
	概ね四半期ごと	補助金交付申請書の提出			○	→	○
	随時	審査			○	←	○
	審査後速やかに	補助金の交付決定通知			○	←	○
	決定通知後随時	補助金の支払い			○	←	○

（表1：森林整備事業の流れ）

森林整備事業における補助金は、事前申請ではなく、施業が完了した時点での事後申請であり、補助金としては珍しい形態をとっている。これは、森林整備事業は季節制約性が強いいため、事後申請方式を採用することで適期の施業にも対応できる仕組みである。申請件数が多いことや作業地が山奥にあることもあり、全件を現地調査することはできない。そのため林業事業者が悪意を持たば、虚偽申請をしても発見されない可能性がある。

平成29年度中に森林整備課が、間伐履歴を岐阜県森林情報システム（森林GIS）へ登録作業中に小坂町森林組合の登録箇所が過去5年以内に補助金申請されている可能性を発見し、下呂農林事務所が調査を実施した。その結果、平成25年度から平成28年度の森林整備事業等において不適正な申請121件、返還対象額58,466千円（うち国費32,799千円）を確認した。この事案を踏まえ森林整備課では、県内すべての林業事業者が平

成 24 年度から平成 28 年度に行った補助金申請の調査を行い、錯誤による申請 31 件、返還対象額 11,813 千円（うち国費 8,274 千円）を確認した。いずれの内容においても不適切に受取った補助金については、平成 30 年 10 月 19 日付で農林水産大臣から県に国庫補助金の返還命令があり、岐阜県は、同日付で小坂町森林組合等に対して当該補助金の返還命令を行った（岐阜県 HP (https://www.pref.gifu.lg.jp/event-calendar/c_11515/osakaF2.html)、2018 年 11 月 19 日閲覧）。

区分	申請件数	補助金額 (円)		
	(件)	合計	国費	県費
調査対象	12,946	11,435,953,203	7,043,902,496	4,392,050,707
小坂町森林組合	220	291,393,421	211,903,733	79,489,688
それ以外	12,726	11,144,559,782	6,831,998,763	4,312,561,019
うち返還対象	152	70,279,175	41,073,033	29,206,142
小坂町森林組合	121	58,465,872	32,799,270	25,666,602
それ以外	31	11,813,303	8,273,763	3,539,540

(表 2 補助金申請件数及び補助金額)

区分	申請件数	補助金額 (円)		
	(件)	合計	国費	県費
調査対象	220	291,393,421	211,903,733	79,489,688
返還対象計	121	58,465,872	32,799,270	25,666,602
重複申請(5年内)	15	9,293,240	6,426,787	2,866,453
面積過大申請	62	16,907,200	11,543,265	5,363,935
未施工箇所申請	30	11,233,583	3,561,471	7,672,112
交付決定前着手	14	21,031,849	11,267,747	9,764,102

(表 3:小坂町森林組合の不正な申請及び補助金額)

区分	申請件数	補助金額 (円)		
	(件)	合計	国費	県費
調査対象	12,726	11,144,559,782	6,831,998,763	4,312,561,019
返還対象計	31	11,813,303	8,273,763	3,539,540
重複申請(5年内)	24	11,351,234	7,935,965	3,415,269
面積過大申請	7	462,069	337,798	124,271

(表 4:小坂町森林組合以外の不正な申請及び補助金額)

小坂町森林組合での補助金不正受給の林業事業体側の原因は次のとおりである。

- (i)補助事業の業務を一人で行っており、相互牽制などの適切な内部統制が整備されていなかった。
- (ii)補助金申請は組合の内部規定では、担当者が立案、参事が決裁、理事長へ報告を行うことになっていたがいずれも形式的な確認のみで終わっている。
- (iii)経営陣のガバナンスへの希薄な意識
- (iv)役職員のコンプライアンス意識の欠如

岐阜県側の原因としては次のとおりである。

- (i)補助金要件に対応した審査項目の未整備
- (ii)補助申請システムの不備
- (iii)補助金申請者への指導不足

このように小坂町森林組合の事例では、不正が起きやすい環境が存在していた。不正が起きる要因として「不正のトライアングル」が体系化されている。この理論では不正の要因は①機会、②動機・プレッシャー、③正当化の3つに分けられ、この要因が揃ったときに不正が生起すると考えられている。

「機会」とは、不正行為の実行を可能ないし容易にする客観的環境のことをいう。つまり不正行為をやろうと思えばいつでもできるような環境を意味する。「動機・プレッシャー」とは、不正行為を実行したくなる欲求であり、主観的事情のことをいう。例えば上司からの目標達成のプレッシャーを受けている場合や自らの借金が多額にある場合が挙げられる。「正当化」とは、不正行為を実行してもよいとする主観的事情をいう。つまり自分に都合の良い理由をこじつけて不正行為を実行することである。この不正のトライアングルという考え方は、森林組合側が内部統制を構築するために念頭に置く必要がある。小坂町森林組合の事例では、まさに「機会」と「正当化」の部分が不正の要因として挙げられる。業務は一人で担当しており、確認者も形式的にしか確認しないという「機会」が存在し、コンプライアンス意識の低さから当該不正行為を自分の都合がよいように「正当化」している。

このような事案を防ぐためにも補助金を受ける側及び補助金を審査する

側の双方で改善が必要になっている。いずれにせよ、不正リスク要因を意識した内部統制の構築と運用の徹底が重要である。

しかしながら、林業事業体の中には森林組合から小規模な家族経営のような事業体まで様々ある。そのため県による審査の重要性が高いといえる。今回不適切な補助金受給を森林整備事業の審査では見抜くことができなかった。現地審査は申請件数が多いことからサンプリングによって行われているため現地審査の重要性は高いものの、不正を起こさないためにも書類審査の重要性をもう一度見直していかなければならない。

岐阜県ではこのような不正受給の事案を受けて次のような再発防止策をとっている。

- ①農林事務所への指導の徹底
- ②現地職員への実務研修の実施
- ③審査要領等の改善
- ④補助申請システムの改善
- ⑤森林組合等補助金申請者に対する指導

2018年11月19日時点で今回の不正受給の原因になった事項について審査要領への反映は終了している。監査人はこれに加えて、次のことを提案したい。

- (i) 審査要領の内容が補助金の給付を受ける条件を網羅して確認する内容になっているか確認していただきたい。
- (ii) もし、補助金の不正受給をしようとするものがいた場合に通常想定される内容が審査項目に含まれているかを確認していただきたい。

今回の不正では補助金の対象要件を満たしていないにもかかわらず、岐阜県の審査を通過している。つまり必要事項に関して審査が不十分であったといえるため審査内容が補助金の要件に沿っているか見直しの検討をされたい。また全国的にも同等の不正受給の案件があるため、他県で起きた事案について分析し、岐阜県でも同等の内容が発生していないか審査の内容に反映することを検討されたい。

③森林整備事業の審査資料の保管について（意見）

監査人が該当する補助金に関する書類を閲覧した際には、岐阜県森林整備事業審査要領に沿って業務が行われているのかという点が不明確であった。この点、審査要領に沿って行っているということであったが第三者が閲覧するだけでは判断がつかない状況であった。これを改善するためにも、補助金申請に関する審査における確認項目のチェックリストを作成し、その項目が書類上のどこで確認しているかが判断できるようリファレンスを付ける必要があると判断した。

簡単な一例として下記のようなチェックリストを作成し、書類の一番上部にファイリングすることが望まれる。

No	確認内容	リファレンス
1	現地審査の件数を算定する。	CK1
2	施業実施間隔の確認	CK2
3	……	CK3
4	……	CK4
5	……	CK5
6	……	CK6
7	……	CK7
8	……	CK8

3. 林業事業体の登録・評価制度の導入について

(1) 概要

平成 24 年 2 月 28 日付で林野庁から「林業事業体に関する情報の登録・公表について」という通達(23 林政経第 312 号)が出されている。この目的は林業事業体の登録情報の公表・共有により事業実行者の選択結果・理由の透明性、森林所有者等への信頼性を確保し、森林整備の担い手である林業事業体間でより良い作業を実行しようとする競争が働く環境整備を行い、森林整備の品質確保、効率的な事業実施を図り、補助事業の適正な執行管理を促すとともに雇用管理能力が高い林業事業体を育成することである。

(2) 手 続

林業事業体の登録・評価制度の導入について、必要と考えられる監査手続（閲覧、分析、質問等）を実施することにより、林業事業体の登録・評価制度の導入について関する事務手続の妥当性を検証した。

(3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることとする。

① 林業事業体の登録・評価制度の導入について（意 見）

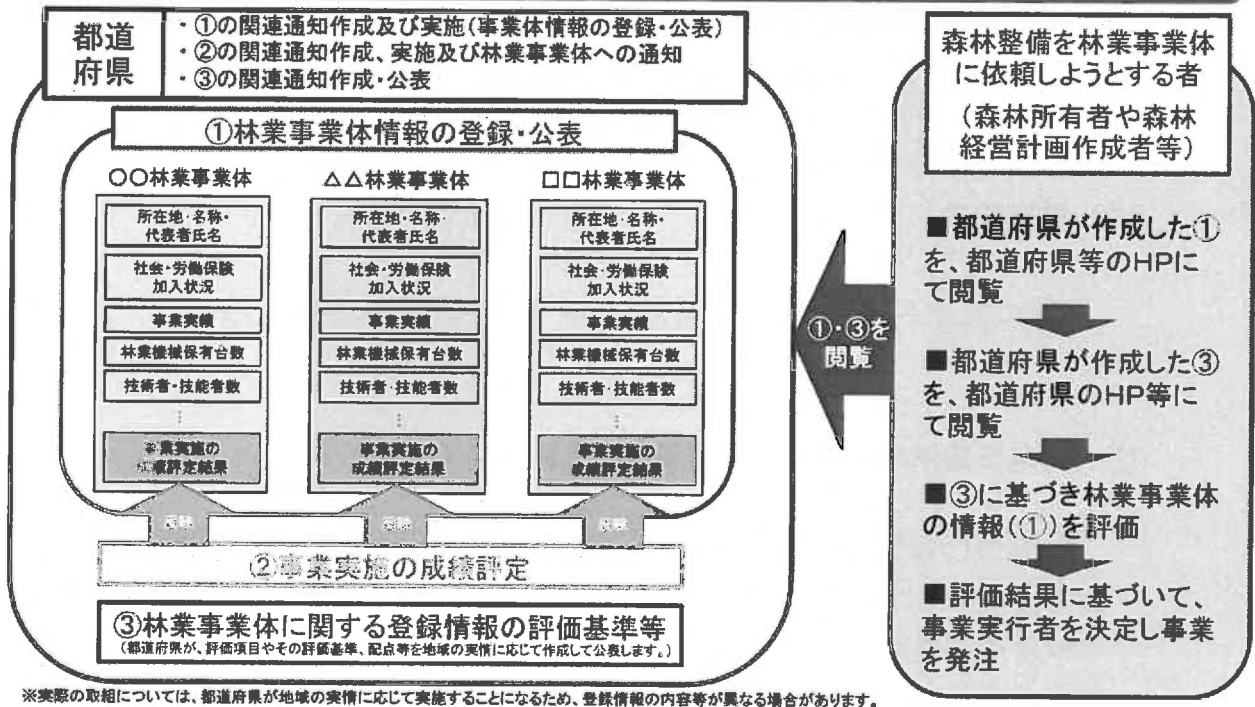
岐阜県は林業事業体の登録・評価制度を導入していないが、「認定事業主」制度を導入しホームページ上に公表している。認定事業主とは、「雇用管理の改善及び事業の合理化に関する改善計画」をつくり、知事の認定を受けた林業の事業主のことをいう。この制度は、事業の合理化と雇用管理の改善に取り組む事業主を支援するために、平成8年に成立している「林業労働力の確保の促進に関する法律」によって設けられた。

林業事業体の登録・評価制度において林野庁が評価項目として例示している内容は、経営を全体的に評価していることから林業事業者自身によりいい評価になるように改善を促す効果があるといえる。例示内容については添付資料1を参照。この制度を導入することは林業事業体からの反発を招く恐れはあるもののそれ以上に各林業事業体に対して適切な刺激を与え、より高い評価を得られるように効率的な経営を目指すことになると考えられる。

岐阜県は森林面積が5番目に多い自治体であるからこそ、林業がより活性化するための施策を講じる必要と考えられる。よって岐阜県でも林業事業体の登録・評価制度を導入することを検討されたい。

次のような制度を8自治体が導入している（林野庁HP,
<http://www.rinya.maff.go.jp/j/routai/roudou/tourokuhyouka.html>, 2018年11月4日現在）。

林業事業体の登録・評価の仕組みの活用イメージ



(表1:登録評価制度のイメージ図)

4. 林業事業体同士の交流の促進について

(1) 概要

岐阜県では、新規就業者を増加させるために「林業労働力確保支援事業費補助金」や「林業就業促進総合対策事業費」などの事業を行い、既存の林業従事者の技能向上等のために「森林組合等指導強化推進費」などの事業を行っている。また、特定の地域において先進的な技術事例があれば、他地域から林業従事者を招いて講習会などを行う取組みを行っている。例えば森林管理署の森林総合監理士による市町村への技術的援助を推進するという目的のため七宗町で、生産性向上対策現地検討会兼伐採・造林一貫作業システム勉強会などが挙げられる(出典:岐阜県発行森林のたより9月号より)。しかしながら、林業事業体同士で連携などの事例は多いとはいえない状況がある。

(2) 手 続

林業事業体同士の交流について、必要と考えられる監査手続（閲覧、分析、質問等）を実施することにより、林業事業体同士の交流に関する事務手続の妥当性を検証した。

(3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることとする。

① 林業事業体同士の交流の促進について（意 見）

監査人が現地機関である郡上農林事務所で確認できた内容は、林業事業体同士で繁忙期と閑散期に労働力の融通を行っていた。例えば飛騨地方であれば、雪が降らない時期に作業を行うため、夏は美濃地方の林業事業体から作業員を受入れ、雪が積もっている時期には美濃地方に作業員を受入れてもらって仕事を確保している。このような、業務提携は過去から行われている。また各農林事務所の普及員が行っている技術交流会などは存在するものの、数時間から一日程度の交流に過ぎない。

岐阜県の中でも林業が盛んな地域とそうでない地域に分かれ、地域によって技術的面や、主伐や再生林に対する意識についても差が生じてきている。そこで各林業事業体同士で人材交流として、1年間相互に出向者を出し受入れることがプラスの効果をもたらすものと考えられる。しかしながら、各事業体同士で出向者を受入れるなどの人材交流を行っている事業体はないと言える。そのため林業事業体に対して岐阜県が人材交流の機運が高まるように、啓蒙するなどの活動を検討されたい。

Ⅶ 治山課

1. 治山課の概要

(1) 各係の目標及び業務内容

① 森林管理係

県土の8割を占める森林の災害防止や水源かん養などの働きが損なわれないよう、その働きが特に重要な森林の保全を図り、森林の乱開発を防止して安全・安心な住みよい岐阜県づくりを目指す。

- ・保安林の管理に関する事
- ・林地開発許可に関する事

② 治山係

山地災害の防止及び復旧による県民の生活の安全・安心の確保、森林の公益的機能の維持・強化を図り、自然と共生する緑豊かな県土づくり、快適でうるおいのある生活環境づくりを目指す。

- ・山地災害の防止と復旧
- ・森林の公益的機能の維持・強化
- ・森林整備業務入札参加資格者の登録

③ 水源林保全係

県営林や公社造林地の整備を通じて、県の基本財産の造成を行うとともに、健全で豊かな森林づくりを目指す。

- ・県営林の管理に関する事
- ・岐阜県グループの森林認証に関する事
- ・森林整備法人（（公社）岐阜県森林公社・（公社）木曾三川水源造成公社）の指導に関する事
- ・岐阜県水源地域保全条例に関する事

2. 山地治山総合対策事業費について

(1) 概要

事業費 1,077,391千円（当年度決算額）

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳			
		国庫支出金	諸収入	県債	一般財源
最終予算額	1,420,884	710,427		709,800	657
当年度決算額	1,077,391	538,695		537,900	796

<事業費（当年度決算額）の積算内訳>

事業内容	金額(千円)	事業内容の詳細
委託料	21,013	測量や設計業務費用等
工事請負費	1,055,976	工事費用
補償、補填及び賠償金	402	立木等の補償費用
合計	1,077,391	

(事業目標)

安全で快適な生活環境の整備に資するため、溪間工、山腹工等の治山工事を森林整備保全事業計画及び地域森林計画に基づき計画的に実施する。

(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前	指標の推移	現在値	目標値	達成率

事業の目標が計画の樹立・変更であるため、指標によって達成度を評価することが困難であるため、指標を設定していない。

治山事業は、森林の維持造成を通じて山地災害から住民の生命・財産を保全するとともに、水源の涵養、生活環境の保全・形成等を図る重要な国土保全政策である。

治山事業は、森林法第10条の15第4項第4号により、保安施設事業と地すべり防止工事とに定義される。保安施設事業は、森林法41条に基づき、

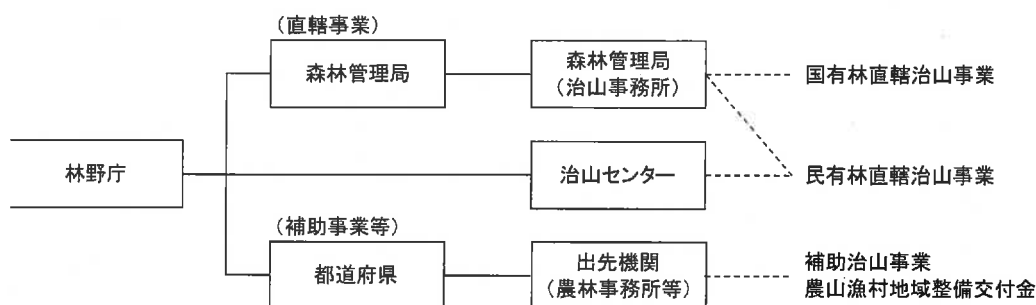
保安林の指定目的を達成するため、国又は都道府県が行う森林の造成事業又は森林の造成もしくは維持に必要な事業である。保安林の指定目的とは、森林法第25条第1項第1号から第7号までに掲げる以下の7つの目的である。

- i 水源のかん養
- ii 土砂の流出の防備
- iii 土砂の崩壊の防備
- iv 飛砂の防備
- v 風害、水害、潮害、干害、雪害又は霧害の防備
- vi なだれ又は落石の危険の防止
- vii 火災の防備

地すべり防止工事とは、地すべり等防止法第2条第4項に基づき、地すべり防止施設の新設、改良その他地すべり防止地域（地すべり等防止法第51条第1項第2号に規定する保安林等の存する地すべり地域又はぼた山）内における地すべりを防止するための工事である。

治山事業は、国が実施する直轄事業と都道府県が実施する補助事業等に大別される。

< 治山事業の実施体系 >



国有林直轄治山事業は、日本の国土面積の約2割、森林面積の約3割を占める国有林において、国が実施主体となって荒廃山地の復旧整備、水源地域の整備、海岸防災林等の造成等を実施する。

民有林直轄治山事業は、国土の保全上特に重要であると認められ、事業の規模が著しく大きいとき、事業が高度な技術を必要とするとき、又は事業の利害関係が一都府県に留まらないときに、都道府県の要請を受けて、国が民有林において実施する。

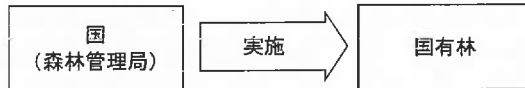
補助治山事業は、国が全国的視点から年度間、地域間のばらつきを調整しつつ事業を要する費用の一部を補助することにより、都道府県が実施主体となって私有林における荒廃山地の復旧整備、水源地域の整備、海岸防災林等の造成等を実施する。

農山漁村地域整備交付金は、都道府県の裁量により農林水産業の基盤整備や農山漁村の防災・減災対策を推進するものであり、このうち治山事業については、私有林における荒廃危険山地の予防対策や治山施設の老朽化・長寿命化対策等が対象となる。

< 治山事業の実施形態 >

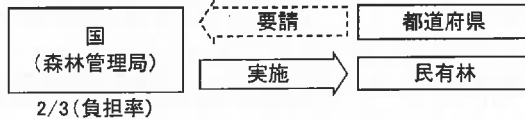
国有林直轄治山事業

<実施主体>



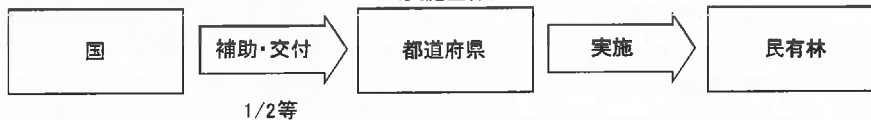
私有林直轄治山事業

<実施主体>



補助治山事業・農山漁村地域整備交付金

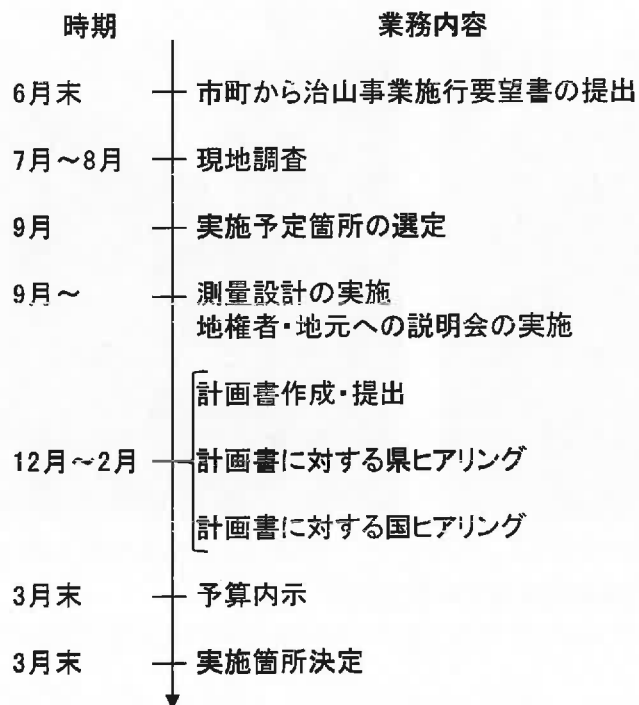
<実施主体>



< 治山事業の種類 >

区域	事業の種類	事業の内容		
国有林野	国有林直轄治山事業	国有林野内において荒廃地等の復旧等を国が直接行う事業		
国有林野以外の森林または原野その他の土地	民有林直轄治山事業	国が直接行う大規模な荒廃地の復旧や地すべりの防止対策		
	補助治山事業	治山等激甚災害対策特別緊急	激甚な山地災害が発生した地域において緊急かつ集中的に行う復旧整備	
		山地総合対策	復旧治山	崩壊地、荒廃溪流等の荒廃山地の復旧整備
			山地災害重点地域総合対策	荒廃山地、荒廃危険山地等が密集する一定地域において、一定期間内に重点的・集中的に行う山地災害の未然防止や、荒廃山地の復旧整備等
			緊急総合治山	災害関連緊急治山等事業の実施後、災害関連緊急治山等事業と一体的な計画に基づいて集中的に行う復旧・予防
			緊急予防治山	被害が発生するおそれの大きい荒廃危険山地の崩壊等の予防
			地すべり防止	地すべり防止区域内で行う地すべり防止工事
			防災林造成	なだれ防止林、土砂流出防止林、海岸防災林、防風林の造成並びに森林所有者の責に帰し得ない原因のために現況の著しく悪化した森林の改良整備
		水源地域等保安林整備	水源地域整備	奥地水源地域・ダム上流域等水資源の確保上重要な水源地域や山村集落周辺の荒廃地等における治山施設の整備と森林整備の一体的な実施
			保安林整備	保安林の改良整備・複層林への誘導・造成並びに治山事業施行地の森林及び水源地域の機能が低位な保安林の保育
		農産漁村地域整備交付金(森林基盤整備事業)	予防治山	崩壊危険地の崩壊等の予防等
	地域防災対策総合治山		荒廃山地、荒廃危険山地等が存する一定地域や火山地域における山地災害の未然防止や荒廃山地等の復旧整備のために行う総合的な山地災害危険地対策	
	治山施設機能強化		既存の治山施設を有効活用してその機能強化を図る山地災害危険地対策	
	森林土木効率化等技術開発		省力機械化工法・新技術を活用した工法、木材利用の拡大を図る工法等の開発・普及を図るモデル事業	
	林地荒廃防止		激甚災害により被災した地域または特殊土壌地帯において、山地災害の防止を図る山地災害危険地対策	
	山地災害総合減災対策治山		山地災害危険地区が複数存在する地域において、都道府県が市町村や地域住民と協働で減災計画を策定する総合的な治山対策	
	共生保安林整備		市街地等の周辺に存する保安林の機能を多目的かつ高度に発揮させるための造成改良整備	
保安林管理道整備	治山事業の計画的かつ効率的な実施及び保安林の適正な維持・管理に資するために行う保安林管理道の解説・改良			

<治山事業実施箇所決定の流れ>



(2) 手 続

山地治山総合対策事業費に係る関連書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析、質問等）を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

なお、災害関連緊急治山事業の対象となった事業地の「郡上市八幡町小那比 井原洞 地内」と「下呂市萩原町上呂 門洞」の2箇所について、平成30年11月9日に視察した。当該視察は災害関連緊急治山事業の現地の状況の理解を深めるために実施した。

< 治山事業の現場の様子 >



井原洞 (郡上市八幡町小那比)



門洞 (下呂市荻原町上呂)

(平成 30 年 11 月 9 日 包括外部監査補助者撮影)

(3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることとする。

① 治山事業の内部管理用データの整備・活用について (意見)

山地災害危険地区とは、全国における山地災害発生状況から、地形や地質、植生状況等の条件により、統計的に山地の状態を評価し、崩壊や土砂流出等の危険が高いと考えられる箇所のうち、人家、道路等保全対象への影響が大きい地区を示したものである。

山地災害危険地区は土砂法とは異なり法的根拠や強制力はないが、治山事業の指標として、林野庁の「山地災害危険地区調査要領」に則り県職員が調査している。調査結果は治山事業の理解を深める趣旨で、県民に対して山地災害危険地区を公表している。広大な面積を調査するには多大な労力と費用が必要であるが、法的根拠のない要領では予算措置がされず、調査は事業要望、災害時において職員が実施している現状である(山地災害危険地区面積 275 千 ha、県民有林面積 682 千 ha (調査率 40%))。

<山地災害危険地区の定義>

名称	定義
山腹崩壊危険地区	<p>地形(傾斜、土層深)、地質、林況等からみて、山腹崩壊により、人家、公共施設に被害を与えるおそれがある地区。</p> <p>【山崩れが起こりやすい斜面の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・山の斜面に亀裂やわき水がある ・岩石がもろく崩れやすい地質である ・過去に山崩れがあった ・山崩れがあった場所に隣合っている ・急斜面で、軟弱な地盤がある ・水の集まりやすい斜面地形である ・ときどき落石がある
崩壊土砂流出危険地区	<p>地形(傾斜、土層深、溪床勾配)、地質、林況等からみて、山腹崩壊等により発生した土砂が土石流となって流出し、人家、公共施設に被害を与えるおそれがある地区。</p> <p>【土石流の起こりやすい溪流の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・溪流の勾配が急である ・溪流部に大きな石がごろごろしている ・たくさんの土砂が堆積している ・上流が山崩れなどであれている ・過去に土石流があった
地すべり危険地区	<p>地すべりが発生している或いは地すべりが発生するおそれがある区域のうち、公共施設に被害を与えるおそれのある地区。</p> <p>【地すべりが起こりやすい山の斜面の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去に地すべりがあったところで、今も少しずつ動いている ・わき水や地下水が豊富である ・断層があるところやもろく崩れやすい岩石がある ・火山作用あるいは温泉の作用で粘土化した土がある

県では、山地災害危険地区において治山事業を推進しているが、直近3年間の山地災害危険地区における治山事業の着手率をみると、県全体では年々着手率が向上しているものの、90%程度の地域もあれば依然として60%台の地域もあり、地域ごとで着手率に乖離が生じていた。

県によると、調査範囲の定義が統一されていないため、箇所数及びその進捗率も不確定となっているとのことである。例えば、過去に大規模災害を受けていない市町村や小流域が多く分布する地形では、調査範囲を「小流域単位」としている一方、山岳地帯や過去に大規模災害を受けた箇所では、調査範囲を「流域面積」にまで広げている箇所もある。大面積を有する箇所は着手率が向上されるが、小面積を有する箇所は母数が多くなり着手率の向上が図られないという状況もある。また、治山事業は市町村の要望を受けて実施しているため、市町村の意向に影響される側面もある。よって、単純に算定された着手率データは各エリアの着手率の実態を表しているとはいえない面があり、そのままでは治山事業の進捗管理や優先順位の判断等に活用するには精度面で課題がある。

<山地災害危険地区の着手率>

エリア	区分	H27			H28			H29		
		山地災害危険地区数	着手済地区数	着手率	山地災害危険地区数	着手済地区数	着手率	山地災害危険地区数	着手済地区数	着手率
全県	山腹崩壊	2,260	1,393	—	2,295	1,409	—	2,206	1,718	—
	地すべり	7	7	—	7	7	—	7	7	—
	崩壊土砂流出	4,222	2,984	—	4,235	3,004	—	4,947	3,556	—
	計	6,489	4,384	67.6%	6,537	4,420	67.6%	7,160	5,281	73.8%
A	山腹崩壊	258	169	—	258	170	—	256	222	—
	地すべり	0	0	—	0	0	—	0	0	—
	崩壊土砂流出	259	198	—	259	200	—	375	291	—
	計	517	367	71.0%	517	370	71.6%	631	513	81.3%
B	山腹崩壊	80	33	—	80	35	—	81	52	—
	地すべり	0	0	—	0	0	—	0	0	—
	崩壊土砂流出	148	112	—	149	113	—	159	137	—
	計	228	145	63.6%	229	148	64.6%	240	189	78.8%
C	山腹崩壊	138	116	—	138	116	—	136	134	—
	地すべり	1	1	—	1	1	—	1	1	—
	崩壊土砂流出	254	206	—	254	207	—	291	241	—
	計	393	323	82.2%	393	324	82.4%	428	376	87.9%
D	山腹崩壊	125	70	—	125	71	—	126	88	—
	地すべり	0	0	—	0	0	—	0	0	—
	崩壊土砂流出	172	125	—	174	126	—	265	183	—
	計	297	195	65.7%	299	197	65.9%	391	271	69.3%
E	山腹崩壊	204	128	—	208	134	—	178	154	—
	地すべり	0	0	—	0	0	—	0	0	—
	崩壊土砂流出	637	425	—	641	430	—	651	470	—
	計	841	553	65.8%	849	564	66.4%	829	624	75.3%
F	山腹崩壊	369	197	—	371	195	—	363	239	—
	地すべり	0	0	—	0	0	—	0	0	—
	崩壊土砂流出	373	262	—	373	263	—	496	313	—
	計	742	459	61.9%	744	458	61.6%	859	552	64.3%
G	山腹崩壊	150	88	—	150	88	—	128	110	—
	地すべり	1	1	—	1	1	—	1	1	—
	崩壊土砂流出	252	156	—	252	156	—	258	168	—
	計	403	245	60.8%	403	245	60.8%	387	279	72.1%
H	山腹崩壊	423	314	—	425	314	—	408	348	—
	地すべり	2	2	—	2	2	—	2	2	—
	崩壊土砂流出	739	636	—	740	636	—	706	674	—
	計	1,164	952	81.8%	1,167	952	81.6%	1,116	1,024	91.8%
I	山腹崩壊	233	116	—	236	116	—	231	156	—
	地すべり	0	0	—	0	0	—	0	0	—
	崩壊土砂流出	423	289	—	423	290	—	530	365	—
	計	656	405	61.7%	659	406	61.6%	761	521	68.5%
J	山腹崩壊	280	166	—	304	170	—	299	215	—
	地すべり	3	3	—	3	3	—	3	3	—
	崩壊土砂流出	965	580	—	966	579	—	1,216	714	—
	計	1,248	749	60.0%	1,273	752	59.1%	1,518	932	61.4%

(注意事項)

※平成29年度に県全体で山地災害危険地区の各区分の見直しを行っている。

よって、県は、治山事業を効率的かつ効果的に推進する観点から、山地災害危険地区の調査範囲の状況や市町村の意向等の追加情報について、各現場の実態を踏まえ、治山事業の進捗管理や優先順位の判断等に活用できるような内部管理用データとして整備し活用することが適切と考える。また、上記データによる判断の精度を上げるためにも、現状で40%にとどまっている調査率を上げることが望ましい。

Ⅷ 公益社団法人岐阜県森林公社

1. 団体の概要

(1) 設立目的

地球温暖化防止、水源かん養、県土の保全等森林の多面的機能を発揮する森林の整備・保全を図るとともに森林資源の育成を進め、あわせてこれらを担う人材の育成・確保の支援を図ることにより、もって地域経済の発展及び住民の安全で豊かな生活に寄与することを目的とする。(以下、当団体を「森林公社」という。)

(2) 設立年月

昭和41年11月

(3) 沿革

昭和41年11月	社団法人岐阜県林業公社として設立
昭和41年12月	第Ⅰ期分収林計画により分収林契約を開始
昭和49年10月	県より白山スーパー林道の移管を受ける
昭和51年 4月	第Ⅱ期分収林計画を策定
昭和52年 4月	高山出張所を飛騨総合庁舎に開設
昭和52年 8月	白山スーパー林道供用開始
昭和59年12月	森林整備法人に認定される
昭和61年 4月	第Ⅲ期分収林計画を策定、間伐事業を開始
昭和63年11月	白山スーパー林道の2車線化が完成
平成 5年 7月	白山林道施設整備計画検討委員会が開催
平成 8年 4月	第Ⅳ期分収林計画を策定
平成 9年 3月	社団法人岐阜県森林公社に改称 林業労働力確保支援センターを設置
平成 9年12月	分収林機能高度化資金の利用により支払利息を軽減
平成10年 4月	公社理事長、専務理事、総務課長が木曾三川水源造成公社の役職を兼務
平成11年 3月	県営林受託事業の実施を決定
平成11年 5月	第Ⅳ期分収林計画を見直す

- 平成12年 5月 新規分収造林に係る分収割合の変更を決定 (7 : 3)
- 平成13年 4月 県借入金の金利が軽減 (3.5%→2.0%) 措置される
- 平成14年 4月 県借入金の金利が軽減 (2.0%→0%) 措置される
新規借入先が県から市中金融機関へ変更措置される
市中金融機関からの借入金に対する利子補給制度が措置される
- 平成14年 5月 新規造林計画を凍結する
- 平成14年 9月 県に公益森林整備協議会が設置される
- 平成15年 5月 保育事業施業基準の一部見直し
- 平成15年 9月 公益森林整備協議会より「森林公社経営改革のための提言」を受ける
- 平成15年 9月 利用間伐を開始
- 平成16年 3月 「森林公社経営改革のための行動計画書」を作成
- 平成16年 4月 長伐期施業へ施業体系を見直す
「飛騨・加賀花街道整備5カ年計画」(白山スーパー林道)を開始
- 平成16年 8月 施業転換資金活用により借り換えを実施(公庫支払利息の軽減)
- 平成17年 4月 分収契約期間及び主伐開始時期の延長手続を開始
- 平成17年 6月 公庫借入金の任意繰上償還を実施
- 平成18年 5月 第V期分収林計画を策定(新規造林計画はなし、長伐期施業)
- 平成19年10月 白山スーパー林道経営改善計画を作成(整備5カ年計画を含む)
- 平成20年 3月 森林公社経営改善プランを作成
- 平成25年 4月 公益社団法人岐阜県森林公社へ移行

(4) 設立の経緯

設立当時は、①戦前戦後の大量伐採による森林の荒廃、②社会経済の急速な発展に伴う木材需要の急増、③薪炭需要の激減と広葉樹パルプ用材の需要拡大を背景として、未立木地や旧薪炭林を人工林に転換する拡大造林が森林整備の大きな課題となっていた。

このため、国においては、昭和33年に分収林特別措置法(昭和33年法律第57号)が施行され、木材の安定供給と森林復興のための森林資源造成政策が推進された。

また、分収造林推進要綱において、昭和 55 年度末までに、全国で 50 万 ha の分収造林目標が提示され、こうした国策を受けて、森林公社は、民間ではできない奥地の森林整備に取り組むこととなり、資金上の制約や組織の弱体等から、森林所有者や森林組合等による自主的な造林が困難な場合に、県、市町村に代わって、分収方式による造林を行うこととなった。

(5) 社員

岐阜県、市町村、森林組合、林業関係団体の 58 社員で構成されている。

① 岐阜県 (1 員)

② 市町村 (34 員)

岐阜市、大垣市、高山市、多治見市、関市、中津川市、美濃市、瑞浪市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、山県市、飛騨市、本巣市、郡上市、下呂市、海津市

養老町、垂井町、関ヶ原町、揖斐川町、大野町、池田町、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、御嵩町

東白川村、白川村

③ 森林組合 (20 員)

岐阜中央森林組合、西南濃森林組合、揖斐郡森林組合、もとす郡森林組合、中濃森林組合、郡上森林組合、可茂森林組合、八百津町森林組合

白川町森林組合、東白川村森林組合、陶都森林組合、中津川市森林組合、加子母森林組合、付知町森林組合、恵那市森林組合、恵南森林組合

小坂町森林組合、南ひだ森林組合、飛騨高山森林組合、飛騨市森林組合

④ 林業関係団体 (3 員)

岐阜県森林組合連合会、岐阜県山林協会、岐阜県木材協同組合連合会

(6) 出資金

1 口 1 万円とし、総額 548 万円である。

<出資金内訳>

(平成 30 年 4 月 1 日現在)

区 分	社員数	出資口数	出資金(千円)	備 考
岐阜県	1	262	2,620	出資比率:47.8%
市町村	34	171	1,710	19 市 13 町 2 村
森林組合	20	93	930	
林業関係団体	3	22	220	県森連、山林協会、県木連
計	58	548	5,480	

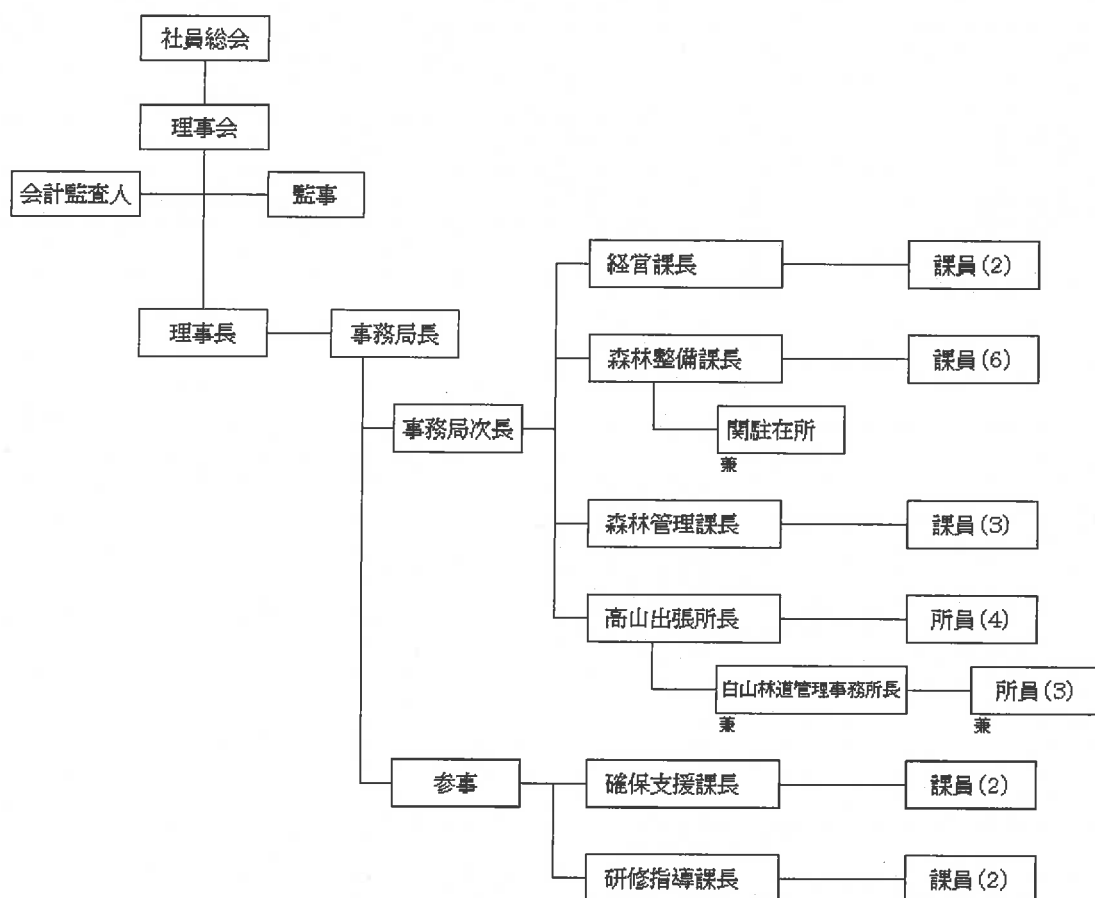
(7) 人員 (平成 30 年 4 月 1 日現在)

(単位: 人)

区 分	現員数	ﾌﾟﾛﾊﾞｰ	ﾌﾟﾛﾊﾞｰ-OB	県派遣	県OB	その他
理事長	1				1	
事務局職員	14	8		5		1
再任用職員	4		1	1	1	1
業務管理指導員	5		2			3
アドバイザー	1				1	
嘱託員	3					3
雇員	1					1
計	29	8	3	6	3	9

(注) 理事長、事務局長、事務局次長は、公益社団法人木曾三川水源造成公社と併任。

(8) 組織図



(注) カッコ内は人数。

(9) 事業の内容

① 定款に定める公益目的事業内容

- ア 分収方式による造林又は育林及び県営林等の森林環境整備に関する事業
- イ 白山林道の整備及び維持管理に関する事業
- ウ 林業労働力の確保に関する事業
- エ 自然環境保護を目的とする事業
- オ 無料職業紹介に関する事業
- カ その他前各号の公益目的事業を達成するために必要な事業

② 定款に定める収益事業等内容

- ア 森林の調査及び管理の受託に関する事業
- イ その他関連する事業

③ 実施している事業体系

- ア 森林環境整備事業
 - i 分収造林事業 (S41～)
 - ii 家族ぐるみの森林事業 (S63～)
 - iii 県営林等整備事業 (H11～)
- イ 白山林道管理事業 (S49～)
- ウ 林業労働力対策事業 (H9～)

④ 廃止及び終了した事業

- ア 受託事業 (S42～H18)
- イ 分収育林事業 (S61～H27)
- ウ グリーンバンク事業 (H8～H12)
- エ エコプロジェクト事業 (H21～H22)

(10) 実施事業の概要

① 森林環境整備事業

ア 分収造林事業

分収林特別措置法に基づいて、森林所有者から預かった土地に、森林公社が造林者と費用負担者になり、スギ、ヒノキ等を植え、育て、将来成長した木材を伐採したときに森林所有者と木材販売に伴う収益を分収する事業である。

事業を実施するための財源は、補助金の他は日本政策金融公庫及び県からの長期借入金を財源としている。なお、平成 14 年度からは県に代わって金融機関からの借入金となっている。

1 団地は概ね 5ha 以上の規模の土地に造林をする。

分収割合は、森林所有者が 4 割、森林公社が 6 割である。（平成 12 年 5 月 29 日以後の分収造林契約においては、森林所有者が 3 割、森林公社が 7 割である）また、平成 28 年度から分収割合変更への取り組み（森林所有者 2 割、森林公社 8 割）を行い、平成 31 年 4 月の分収交付から変更後の分収率を適用する。

分収造林地の造成は、県下 28 市町村で実施され、昭和 41 年度から平成 17 年度までの実績は、14,347ha である。

植栽樹種別の面積割合は、スギ 32%、ヒノキ 64%、その他 4%となっている。

所有形態別の分収造林契約面積は、公有林 15.0%、私有林 85.0%でその内訳は、個人有林が 45.1%、記名・慣行共有林が 22.4%、会社等法人 6.7%、神社寺有林 5.4%、組合有林 5.3%、学校有林 0.1%となっている。（平成 28 年 3 月 31 日現在）

齢級別面積では、4 齢級（16～20 年生）から 10 齢級（46～50 年生）の森林が 97%を占め、分収林のすべてが今後も間伐を主とした保育施業を必要とする育成途上の森林である。なお、長期借入金の累積のため、現行の分収方式の新規造林契約は、平成 15 年以降休止し、既契約森林を適正に保育管理していくこととしている。また、平成 16 年度からは、森林の持つ公益的機能をより高度にかつ持続的に発揮させるため、施業体系を、標準伐期施業から長伐期施業にすべての契約地において方針転換した。

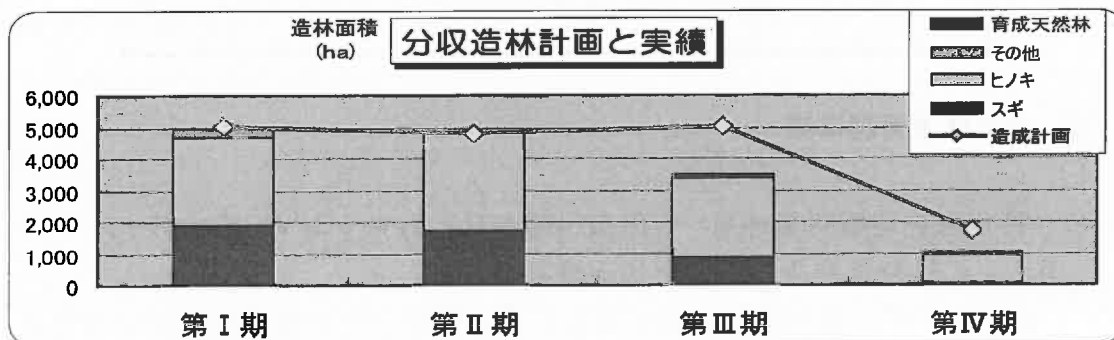
長伐期施業転換に伴う、分収造林契約期間及び主伐の時期を延長するための契約変更は平成 17 年度から実施しているが、平成 20 年度に、国の支

援施策「美しい森林共同整備特別対策事業」の事業採択を受け、「美しい森林共同整備岐阜県協議会」を設立し、分収造林契約の長伐期化及び非皆伐施業を推進している。

<分収造林実績>

(単位：ha)

区分	期間	造成計画	実績					育成天然林
			スギ	ヒノキ	マツ類	広葉樹	育成天然林	
第Ⅰ期	(S41～S50)	5,000	4,998	1,905	2,774	319	0	0
第Ⅱ期	(S51～S60)	4,800	4,803	1,728	3,069	6	0	0
第Ⅲ期	(S61～H7)	5,000	3,494	861	2,499	0	0	134
第Ⅳ期	(H8～H17)	1,700	1,052	72	820	0	97	63
計		16,500	14,347	4,566 (31.8%)	9,162 (63.8%)	325 (2.3%)	97 (0.7%)	197 (1.4%)



イ 家族ぐるみの森林事業

昭和 63 年度に実施された「ぎふ中部未来博」の記念として、家族ぐるみの労力提供による植栽から保育までの一貫作業を実施し、森林に対する愛着と認識を深めるための分収方式による事業である。

森林所有者から土地を借り、一般募集した各オーナーに対して、植栽及び保育作業の指導を行いながら、造林地の管理を実施している。

分収割合は、費用負担者：森林所有者：森林公社＝55：40：5である。

ウ 県営林等整備事業

平成 11 年度から、県営林（県有林及び県行造林）の保育及び管理事業を県から受託して実施しているものである。

平成 29 年度は 101 箇所、5,453ha について保育事業の設計・発注・検査業務のほか、巡視管理を実施した。

< 県営林の現況（平成 30 年 3 月 31 日現在） > (単位：箇所、ha)

	名 称	箇所数	面 積
県有林	純県有林	8	2,396.43
	県民の山	14	1,592.39
	計	22	3,988.82
県行造林	地上権設定	4	481.41
	御大典記念	11	283.17
	紀元 2600 年記念	15	475.67
	公有林緑化	66	1,974.20
	部分林	1	128.59
	青少年の森	1	3.00
	計	98	3,346.04

② 白山林道管理事業

特定森林地域開発林道「白山白川郷ホワイトロード（旧白山スーパー林道）」の維持管理及び整備をする事業である。

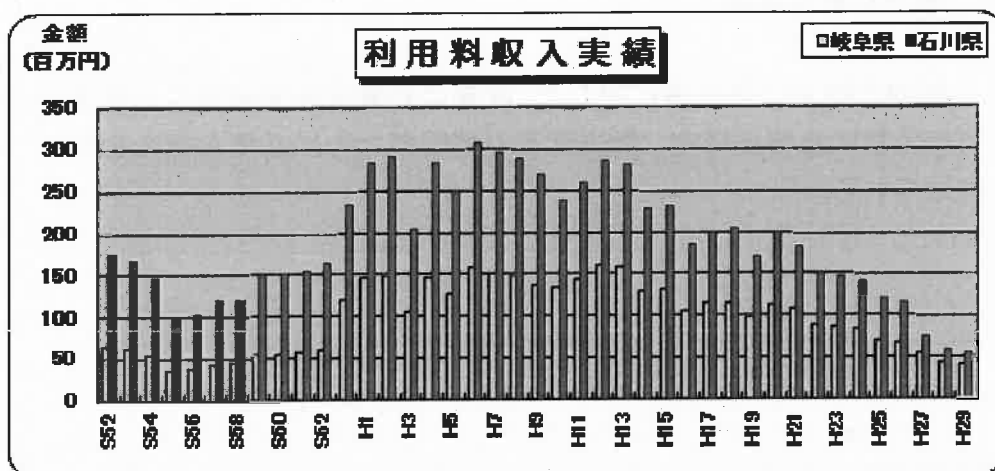
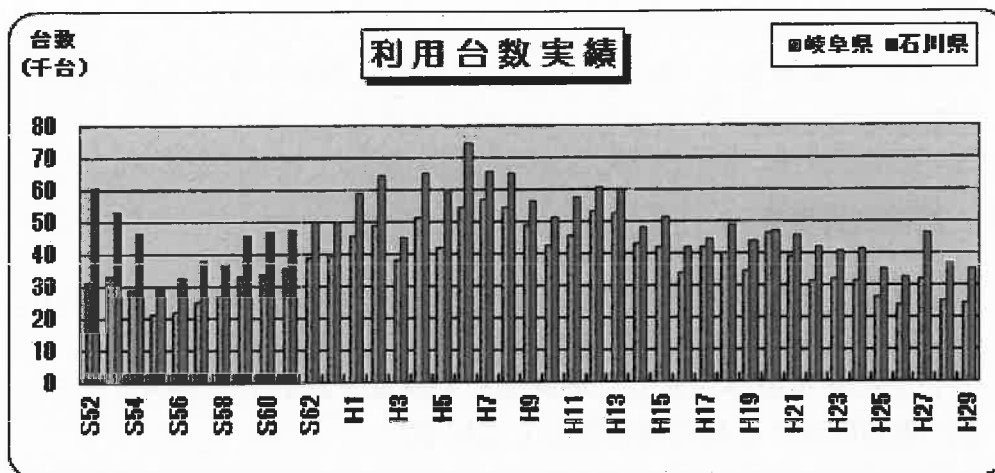
昭和 49 年、森林開発公団が建設し県に移管、その後森林公社に移管されたもので、再整備後、昭和 52 年から有料道路として供用開始した。

石川県白山市と白川村を結ぶ、全延長 33.3km の林道で、岐阜県側 14.7km 区間の管理及び運営をしている。（無料区間 4.3km は白川村の管理に移行されている）

平成 22 年度からは、管理運営について白川村への委託を充実し、「白山の自然・人交流促進協議会」による各種イベントを計画するなど、地域と連携しながら長期的に安定した誘客を図ることを目指している。

平成 27 年度から「白山白川郷ホワイトロード」に愛称を変更し、利用料金も約半額となった。

平成 29 年度、供用開始 40 周年行事で三方岩駐車場歩道展望台バリアフリー化完成式典を開催した。



③ 林業労働力対策事業

ア 支援センター事業

県内の森林技術者数は、林業の採算性の悪化や山村の過疎化、高齢化の進行により、減少している。このため、林業労働力の確保を図るための各種対策事業を実施する組織として、県から「林業労働力確保支援センター」として指定され、平成9年から、森林公社が関連事業を行っているものである。

平成30年度から、県と連携を図りながら林業労働力確保支援センターの組織を拡充し、「森のジョブステーションぎふ」として、林業担い手の確保と育成を推進するため、職業相談から技術の習得、新規就業者の雇用や定着に向けた取り組みを強化していく。

支援センターの業務として、新たに林業に就業しようとする方を対象とした林業就業支援講習、林業技術の習熟度に応じた「緑の雇用」現場技能者育成対策事業の「フォレストワーカー研修」及び「フォレストリーダー研修」等を実施している。

平成 25 年度から、林業への就業に向けた教育を受ける者に資金の給付を実施している。

イ 雇用改善事業

雇用する側である林業事業者に対しても、雇用管理の改善を促進するための雇用管理セミナーの開催や雇用情報の収集、提供を実施している。

林業就業希望者に対し、相談窓口の設置や森林の仕事ガイダンスを開催し、就業に関する相談等を実施している。

ウ 雇用安定化事業

新規の林業就業者等に対して、就業に必要な林業技術又は経営方法等の研修受講に必要な資金、新規就業の準備のために必要な資金を無利子で貸付けている。

(11) 財務状況

① 貸借対照表 (平成 27~29 年度)

(単位:千円)

科 目	平成27年度	平成28年度	平成29年度
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	191,039	186,698	265,699
未収金	128,460	143,204	134,606
前払金	630	749	890
仮払金	20	-	-
貯蔵品	75	2	17
流動資産合計	320,227	330,654	401,213
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
基本財産	5,480	5,480	5,480
基本財産合計	5,480	5,480	5,480
(2) 特定資産			
退職給付引当資産	108,202	114,684	99,026
森林管理前受資金	436	436	436
分収造林補助金形成資産	20,551,565	20,635,181	20,786,545
特定資産合計	20,660,204	20,750,302	20,886,009
(3) その他固定資産			
分収造林森林資産	38,335,603	38,542,723	38,755,904
建物	109,233	121,321	124,383
建物附属設備	5,830	18,491	19,208
構築物	1,651,125	1,687,798	1,727,647
機械装置	-	-	-
車両運搬具	6,813	6,975	6,975
工器具備品	18,265	19,032	18,505
一括償却資産	3,260	3,260	3,260
ソフトウェア	47,468	13,127	13,489
減価償却累計額	△1,668,701	△1,645,210	△1,676,519
電話加入権	232	232	232
リサイクル預託金	28	20	20
出資金	60	60	60
林業就業資金貸付金	7,758	7,492	7,334
貸倒引当金	△5,444	△5,204	△5,094
その他固定資産合計	38,511,533	38,770,122	38,995,410
固定資産合計	59,177,218	59,525,904	59,886,899
資産合計	59,497,446	59,856,559	60,288,113

(単位:千円)

科 目	平成27年度	平成28年度	平成29年度
Ⅱ 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	130,862	112,597	118,187
前受金	14,081	14,081	14,261
預り金	924	645	1,696
短期借入金短期借入金	15,000	20,000	20,000
1年以内返済予定長期借入金	847,317	876,994	837,536
賞与引当金	6,520	7,249	7,471
流動負債合計	1,014,706	1,031,569	999,152
2. 固定負債			
長期借入金	32,624,490	32,825,446	33,140,403
県借入金未払利息	5,488,173	5,488,173	5,488,173
森林管理長期前受金	436	436	436
退職給付引当金	108,202	114,684	99,026
固定負債合計	38,221,303	38,428,740	38,728,040
負債合計	39,236,010	39,460,309	39,727,192
Ⅲ 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
出資金	5,480	5,480	5,480
森林資産形成補助金	20,551,565	20,635,181	20,786,545
指定正味財産合計	20,557,045	20,640,661	20,792,025
(うち基本財産への充当額)	5,480	5,480	5,480
(うち特定資産への充当額)	20,551,565	20,635,181	20,786,545
2. 一般正味財産	△295,609	△244,411	△231,105
正味財産合計	20,261,435	20,396,249	20,560,920
負債及び正味財産合計	59,497,446	59,856,559	60,288,113

(注) 科目を一部省略して掲載している。

② 正味財産増減計算書（平成27～29年度）

（単位：千円）

科 目	平成27年度	平成28年度	平成29年度
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	1	1	0
特定資産運用益	30	0	45
受取会費	5,120	5,120	5,122
受取補助金	344,652	341,365	305,707
受取地方公共団体補助金	343,277	340,115	299,502
受取助成金返済	1,375	1,250	6,205
受取負担金	426	404	392
受取保険金等	-	-	0
受取補償金	7,110	4,836	2,747
事業収益	131,776	129,039	134,661
分収造林事業収益	30,573	34,462	47,048
県営林等整備事業収益	21,722	27,860	21,837
白山林道管理事業収益	53,135	43,045	41,275
支援センター事業収益	23,291	15,906	21,039
雇用改善促進事業収益	3,053	3,126	3,460
法人会計負担額	-	4,636	-
雑収益	584	539	426
経常収益計	489,805	481,547	449,215
(2) 経常費用			
事業費	758,384	696,480	780,314
直接事業費	176,171	175,331	241,554
保育費	83,157	64,720	128,894
作業路費	28,304	34,327	52,028
白山林道事業費	49,044	56,582	43,803
県営林受託事業費	15,664	19,701	16,828
間接事業費	140,682	101,172	138,962
報酬費	5,582	5,536	5,468
交通費	556	660	659
保険料	2,600	1,675	2,356
分収交付金	22,797	2,820	1,886
賃借料	1,194	962	909
支払負担金	43	45	49
広告宣伝費	1,611	2,622	1,158
委託費	67,126	53,314	86,149
受講料	7,279	2,375	4,327
燃料費	11	18	53
修繕費	1	10	20
助成金	29,250	29,880	29,718
受取助成金返還	2,625	1,250	6,205
事業資金借入金支払利息	194,077	186,460	168,808
公庫借入金支払利息	156,887	159,614	158,250
金融機関借入金支払利息	37,190	26,846	10,557
人件費	123,774	118,849	120,900
役員報酬	2,095	-	-
職員等給与費	91,438	89,453	92,759
賞与引当金繰入額	6,520	7,249	7,471
雇員賃金	1,316	704	1,435
福利厚生費	18,814	16,454	19,195
その他人件費	3,589	4,987	40
事務経費	123,678	114,666	110,088

(単位:千円)

科 目	平成27年度	平成28年度	平成29年度
管理費	14,306	24,530	20,141
人件費	12,705	16,048	16,460
役員報酬	2,095	4,368	4,368
職員等給与費	-	3,707	3,789
福利厚生費	340	1,490	1,767
退職給付費用	10,269	6,481	6,534
事務経費	1,600	8,482	3,681
森林管理前受資金繰入額	0	0	0
経常費用計	772,690	721,011	800,456
森林資産勘定振替前当期経常増減額	△282,885	△239,464	△351,240
森林資産勘定振替額	325,247	290,735	364,546
分収造林資産勘定振替額	325,247	290,735	364,546
評価損益等調整前当期経常増減額	42,362	51,271	13,305
損益評価等計	-	-	-
当期経常増減額	42,362	51,271	13,305
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
過年度損益修正	-	-	0
経常外収益計	-	-	0
(2) 経常外費用			
固定資産除却損	92	73	0
車両運搬具除却損	92	73	-
工器具備品除却損	-	0	0
経常外費用計	92	73	0
当期経常外増減額	△92	△73	0
当期一般正味財産増減額	42,269	51,198	13,306
一般正味財産期首残高	△337,879	△295,609	△244,411
一般正味財産期末残高	△295,609	△244,411	△231,105
Ⅱ 指定正味財産増減の部			
受取補助金等	107,019	83,615	151,364
森林資産形成補助金	107,019	83,615	151,364
基本財産運用益	1	1	0
基本財産受取利息	1	1	0
一般正味財産への振替額	△1	△1	0
一般正味財産への振替額	△1	△1	0
当期指定正味財産増減額	107,019	83,615	151,364
指定正味財産期首残高	20,450,025	20,557,045	20,640,661
指定正味財産期末残高	20,557,045	20,640,661	20,792,025
Ⅲ 正味財産期末残高	20,261,435	20,396,249	20,560,920

(注) 科目を一部省略して掲載している。

(12) 県から団体への支援内容等（平成 27～29 年度）

① 県の出資

2,620 千円（県出資割合 47.8%）

② 県からの補助金

（単位：千円）

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度
森林整備事業補助金等	306,515	292,923	350,128
利子補給金	143,783	132,059	106,945
合計	450,298	424,982	457,073

③ 県との委託契約

（単位：千円）

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度
県営林受託事業	21,722	27,861	21,838

④ 県からの借入金及び損失補償債務残高

（単位：千円）

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	備考
損失補償債務残高	17,548,235	17,669,444	17,820,463	日本政策金融公庫、金融機関借入
借入金残高	15,923,574	16,032,997	16,157,477	林業経営資金、白山林道整備事業資金、林業就業促進資金
出資金	2,620	2,620	2,620	

⑤ 県からの職員数

（単位：人）

	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
役員	0	1	0	1	0	1
職員	3	0	4	0	4	0
合計	3	1	4	1	4	1

（注）職員（常勤）のうち 2 名は公益社団法人木曾三川水源造成公社と併任。

2. 長期収支試算について

(1) 概要

森林公社は、森林資源の充実を図り、水資源の確保、県土の保全、山村地域の振興に寄与することを目的に、分収林特別措置法に基づき、計画的な森林整備を行い、その面積は県内の民有林人工林面積の約4%に当たる1万4千haに及んでいる。また近年、地球規模の環境問題である温暖化防止機能や生物多様性の保全、また森林の保健文化的活用や再生可能エネルギー産業の場や資源としての多面的機能の発揮に向け、森林の多様な管理活用に対する要求の高まりに対処する必要がある。

こうした中、森林公社では長伐期施業に移行した分収造林事業地を、適正に管理し森林の持つ公益的機能を高度に発揮させつつ、安定的に木材資源が供給できる森林を形成し次世代に引き継いでいくことを、森林公社の重要な責務として公社運営を実施してきた。

一方で、分収造林事業は長期間の保育経費や管理経費を補助金と借入金で賄い、その森林の伐採収益で債務を返済する仕組みであることから、長引く木材価格の低下や労務費の上昇等により、森林公社の経営は非常に厳しい局面を迎えている。

こうした状況にあつて、森林公社では平成23年度に「経営改善計画書(アクションプラン)」(平成24年度～平成28年度)を策定し、経営改善に向けた様々な取り組みを実施し経営の改善を図ってきている。下落し続けている木材価格の好転による経営改革は期待できない社会情勢であり、分収造林事業について契約者である森林所有者の理解と支援、また県民の理解等も求めていく必要がある。

現在は経営改善計画の第2期目(平成29年度～平成33年度)に入り、分収林計画については第6期に入っているが、ここでは利用間伐事業を大幅に増加し、分収割合の変更や長伐期化の契約変更等の事務量の増加、長伐期化の合意が得られない森林については主伐の実施など、業務量の増加を予想している。また、債務返済をはじめとする資金繰りについてもリスクを抱えている一方、主な収益源である木材販売収入を確保できる仕組みづくりの検討等、経営対策を実行していく予定としている。

また、分収造林事業は極めて長期にわたる事業であり、上記のとおり、様々な経営リスクを抱えているため、中長期的な視点に立った経営状況を把握するために、森林公社は長期収支を試算し、これを定期的に見直すこととしている。

なお、直近では長期収支試算の見直しは平成 27 年度に実施しており、森林公社は以下のように試算している。

(単位：百万円)

区分		基準試算 (a)	経営改善後 (b)	材価最安値 (c)	
収入	木材販売収入	61,817	87,826	75,876	
	造林補助金等	23,143	70,445	70,445	
	利子助成金	17,583	7,722	9,372	
	借入金	公庫	30,286	30,442	30,442
		県	17,329	17,329	17,329
		金融機関	108,538	39,228	50,520
	その他収入	2,716	2,716	2,716	
計	261,412	255,708	256,700		
支出	事業費	41,270	96,907	96,907	
	管理費	13,991	13,991	13,991	
	公庫元利償還金	46,017	46,208	46,208	
	県元利償還金	22,818	22,818	22,818	
	金融機関元利償還金	124,485	45,311	58,254	
	短期借入金利息	317	376	376	
	分収金	22,989	14,906	12,520	
	その他支出	1,140	1,140	1,140	
	計	273,027	241,657	252,214	
収支見込額		△11,615	14,051	4,486	

(「第 6 期分収林計画(平成 28 年 3 月)」より抜粋)

(b)は経営改善策が 100%達成されたと想定した場合の最大値

(c)は木材価格を最低値で試算した場合

なお、上記長期収支については、以下の 4 項目について経営計画での取組が達成されたものとして算定している。

- i 有利な補助金制度の活用 (森林管理対策・木材生産対策)
- ii 更新伐事業等の補助事業を活用した木材生産を実施する(木材生産対策)
- iii 分収割合の変更(経営対策)
- iv 優れた人材の確保(木材生産対策)

(2) 手 続

長期収支試算に係る関連データ及び書類等を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析、質問等）を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

(3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることとする。

① 長期収支の試算にあたり、分収割合の変更が 100%達成したとみなしていることについて（意 見）

長期収支試算において、現状及び過年度からの経営環境のままであると想定した通常の方法での試算を基準試算とし、これと森林公社が策定した経営改善計画が達成された場合の試算を比較検討する形式で公表していることについては、非常に好ましい。

また、木材価格や金利、造材歩留まり等が長期的な収支の見込みを大きく変動させる要因となることから、特に下げ止まりの見えない木材価格について保守的に見積もった長期収支についても試算し、これを比較した形式で公表している点は非常に優れている。

一方で、分収割合の変更については、森林所有者への分収交付にも大きな影響を与える事項であり、森林所有者から契約変更拒否されたら分収割合を変更することはできない。また、森林所有者についても世代交代が発生し森林所有者を的確に把握できていない状況が生じている等の課題や、森林所有者が複数名に及ぶことで権利関係が複雑化していることに加えて、山離れし無関心になっている状況、高齢化が進んでいる状況を鑑みると、分収割合の変更が 100%達成される想定でシミュレーションを行うことは、画餅に帰することが容易に想像できる。

特に木材価格については最低値での補正を行ったうえでシミュレーション(c)として計算しているのであるならば、同様に分収割合についても、契約変更に向けた様々な経営努力はするものの、契約変更を 100%達成するために係る費用が予測不能であることを鑑みると、現実的に達成可能なレベルでの契約変更率にとどまった状況でシミュレーションすることの方が中長期的な経営判断に資する情報となると考える。

なお、現状の分収割合の契約変更状況は以下のとおりである。

平成 30 年 3 月末までに 変更した件数・面積	平成 30 年 3 月末までに 変更した進捗率	平成 30 年 8 月末までに 変更した進捗率
578 件	46%	54%
5,601ha	39%	46%

(森林公社調べ)

そこで、分収割合の変更契約について保守的に見積もり、少なくとも平成 30 年 8 月末現在、変更が達成されている契約面積に応じて 46%達成した場合の長期収支を再試算した。

(単位：百万円)

区分		公表試算	分収割合補正 (監査人試算)	
収入	木材販売収入	75,876	75,875	
	造林補助金等	70,445	70,445	
	利子助成金	9,372	9,372	
	借入金	公庫	30,442	30,442
		県	17,329	17,329
		金融機関	50,520	50,520
	その他収入	2,716	2,716	
計	256,700	256,700		
支出	事業費	96,907	96,907	
	管理費	13,991	13,991	
	公庫元利償還金	46,208	46,208	
	県元利償還金	22,818	22,818	
	金融機関元利償還金	58,254	58,254	
	短期借入金利息	376	376	
	分収金	12,520	13,582	
	その他支出	1,140	1,140	
	計	252,214	253,276	
収支見込額		4,486	3,423	

以上より、仮に分収契約変更が平成 30 年 8 月末現在の進捗率のままであっても 34 億 23 百万円の黒字が見込まれる結果となった。

② 長期収支の試算にあたり、平成 23 年度から平成 27 年度の木材価格に基づいて算定されていることについて（意見）

長期収支試算は分収造林事業の見通しに大きく影響する変動因子の変動幅を考慮して、平成 27 年度に見直されているが、木材価格や金利、造材歩留まり等の要因に大きな変化がない限り長期収支試算の見直しは公表されない。一方で森林整備事業標準単価は毎年度変更されており、将来収支に与える影響も少なくないため、単価部分についての更新を毎年実施し、経営判断指標として利用することが望ましい。

そこで、単価を平成 29 年度までに置き換えた情報で再計算を実施した。

なお、ここでの単価とは、作業単価及び木材価格の双方を修正した。作業単価については間接費の算定方法を、岐阜県公表の森林整備事業標準単価に、平成 27 年度に加算している社会保険料等の間接費加算率を乗じて簡便的に算定しているため、実際の作業単価と差異が生じているが、おおむねの傾向値と大きな乖離はないと考える。

なお①で述べたとおり、分収割合についても分収契約変更が現在の進捗率であるとの前提で算定している。

（単位：百万円）

区分		公表試算	単価補正 (監査人試算)	
収入	木材販売収入	75,876	68,960	
	造林補助金等	70,445	70,903	
	利子助成金	9,372	9,372	
	借入金	公庫	30,442	30,442
		県	17,329	17,329
		金融機関	50,520	50,520
	その他収入	2,716	2,716	
計	256,700	250,241		
支出	事業費	96,907	97,421	
	管理費	13,991	13,991	
	公庫元利償還金	46,208	46,208	
	県元利償還金	22,818	22,818	
	金融機関元利償還金	58,254	58,254	
	短期借入金利息	376	376	
	分収金	12,520	11,876	

	その他支出	1,140	1,140
	計	252,214	252,084
収支見込額		4,486	△1,842

以上のとおり、森林作業に係る標準単価の上昇傾向及び木材価格のさらなる低下傾向の影響を反映すると、マイナス 18 億 42 百万円と算定された。

③ 長期収支の試算にあたり、分収契約満了後の植栽費を見込んでいないことについて（意見）

長期収支試算上、現在締結しているすべての分収造林契約が満了した後については、何ら手を加えずに契約者に土地を返還する前提に基づいて計算されている。つまり、主伐後に新植栽費は計上されていない。一方で、主伐期の伐採は更新伐を予定しており、更新伐を実施することで得られる補助金収入については長期収支試算に加算している。

この点、岐阜県の森林整備事業標準単価表上、更新伐を実施した際は、更新伐後 2 年以内に樹下植栽等を実施することとされており、森林更新が認められない場合は、最悪、補助金の返還も起こりうる。

したがって、長期収支試算に新植栽費を加算すべきかどうかを検討した。

この点、他県の林業公社のうち、長期収支試算を計算している 9 公社について比較したが、更新伐(主伐)後の新植栽費を計上している公社はなかった。

ただし、A 公社については、契約者に対しての返還施策を HP 上で公開していた。それによると、主伐の約 15 年前の間伐時に樹下に苗木を植栽し、主伐時には伐採木とは別に植栽した 15 年生の若木が育っているため、改めて植栽する必要がないという施策を実施することで森林更新を確実にした状態での返還を行う。

この点、A 公社は地域特性として「たくさん植えてたくさん間伐」する地域であり、森林整備事業標準単価についても、林野庁で上限とされる 3,000 本/ha を超える 4,000 本/ha の標準単価を、慣習特例として認められている土地であるため、A 公社が特別なケースであると考えられる。

岐阜県の植栽本数の標準は 1,000 本/ha 以上を想定しており、この密度を基準とするならば主伐の 5~10 年前に行われる収穫間伐時に、特に樹下植栽等を実施しなくとも、母樹を残した天然更新を促すことで、主伐後に 10 年生程度の若木が育った状態で返還できるとの主張に一定の合理性があるものと判断した。また、今後目指す森林の姿は針広混交林であるから、できる限り天然更新を促した方が目指す形の森林が形成されるものである。

ただし、新植栽を一定の規模で実施する必要はないにしろ、森林更新を促すための一部補植等の費用については一定の確率で生じうるため、今後、事業費として加算する必要が生じてくる点に留意されたい。

3. 第Ⅵ期分収林計画について

(1) 概 要

森林公社は、県内の民有林人工林面積の約4%に当たる1万4千haの森林を造成し、整備しているが、分収造林事業は補助金と借入金で森林を整備し、その森林の伐採収益で債務を返済する仕組みであり、木材価格の低迷等により、森林公社の経営は非常に厳しい状況である。

このような状況の中、これまでの保育主体の事業から、利用間伐による木材生産主体の事業への転換を図っていくため、森林公社は平成28年度を始期とする第Ⅵ期分収林計画を策定している。

<計画の基本事項>

① 計画期間及び算定基準期間

- ・計画期間は平成28年度から平成37年度までの10年間

② 計画策定方針

計画策定にあたっては、分収造林事業地の資源状況や森林公社が持つ課題への対策を考慮しつつ、国において改正された「森林・林業基本法」等の基本方針、県において策定された「岐阜県森林づくり基本計画」の基本理念及び県において設置された岐阜県森林整備法人経営改善検討会の「岐阜県森林整備法人の今後の経営対策及び森林整備のあり方に関する提言」を受けて作成した「経営改善計画（アクション・プラン）」を踏まえ、事業執行に際しては以下の視点を重視し計画の推進を図る。

- ・基準に即した施業と木材生産に向けた柔軟な施業判断
- ・基盤整備による生産性向上と効率的な施業の実施
- ・将来の目標林型をイメージした効率的な施業の実施
- ・経営の健全化を図るための、分収割合の変更への取組
- ・森林資源の循環利用や再生を促進するための、更新伐施業に向けた取組
- ・森林所有者の的確な把握と森林所有者への施業説明や情報発信

- ・森林・木材産業関係者から求められる事業の展開
- ・長期森林管理を提案できるような経営の展開
- ・地球温暖化防止対策としての森林吸収型クレジット販売促進
- ・安定的な木材供給のための「木材生産計画」の策定

(2) 手 続

第VI期分収林計画に係る関連書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析、質問等）を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

(3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることにする。

① 分収林計画における事業計画量の実績把握について（意 見）

第VI期分収林計画において、下記の施業基準に基づき、契約地ごとに実施する事業と時期を決め、計画量を集計し公表している。

ただし、施業基準に基づく植栽年度を基本に事業量を算出すると、年度ごとに事業量が大幅に増減することとなる。第VI期分収林計画の主体事業となる利用間伐事業が年度毎に増減し、年間事業量に大幅な変動が生じることは、補助事業予算の確保や森林公社経営上の問題があること、また事業を実施する林業事業体の安定的な執行体制にも配慮する必要があることから、計画期間中の事業量の均衡を図った計画量に調整している。

<第VI期分収林計画の事業計画量>

区分	単位	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	計
枝打1	ha	22	22	22								66
枝打2	ha	70	70	55	55	55	25					330
除伐	ha	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10
保育間伐	ha	350	350	350	350	350	350	350	350	300	300	3,400
利用間伐	ha	300	400	500	500	600	600	600	600	600	600	5,300
	m3	7,893	11,096	14,487	13,976	15,790	15,564	15,070	16,754	16,886	17,839	145,355
作業路開設	m	10,000	13,000	13,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	13,000	139,000
作業路補修	m	3,700	5,000	6,200	6,200	7,400	7,400	7,400	7,400	7,400	7,400	65,500

(注意事項)

※収穫間伐は、平成38年度以降の計画とする。

※保育間伐は、環境保全林事業(環境税事業)を含む。

<施業基準>

新たな整備区分（下刈、雪起し、除伐、枝打、作業路開設、保育間伐、利用間伐、収穫間伐、及び主伐）により分類した契約地を、下表の区分毎の森林整備目標、整備方針、施業体系を基本的としてガイドラインを定め事業を計画している。

（基本となる森林整備目標・整備方針）

区分	森林整備目標	整備方針
循環利用林	多面的機能を維持し、木材生産機能を重視する森林	利用間伐、収穫間伐（択伐）、皆伐を行い、木材生産を行う。 その他の保育施業は循環利用林Aを優先的に実施。
環境保全林	多面的機能を高度に発揮し、木材生産機能を維持する森林	環境林整備事業、人工林整理伐等により広葉樹に移行を図る。
自然誘導林	公益的機能を維持する森林	木材生産は行わず、環境林整備事業、人工林整理伐等により自然の植生を活かした森林へ移行する。
解除予定林	—	契約期間満了に合わせ、管理除外地を明確化し、契約解除を進める。

（主な事業の森林整備区分毎の標準的な施業回数及び施業林齢）

区分	循環利用林		環境保全林	
	A	B		
除伐	11年生	11年生、17年生	11年生、17年生	
枝打 (ヒノキのみ実施)	12年生：2.0m 17年生：2.0m	—	—	
間伐	保育	18年生、26年生	26年生、36年生	45年生
	利用	35年生、45年生	50年生	—
	収穫	60年生(スギ、ヒノキ) 75年生(ヒノキ)	65年生(スギ) 70年生(ヒノキ)	—
* 広葉樹の間伐は、上記基準を参考にしつつ現地に則して実施する。				
作業路開設	40m/haを目途として除伐、間伐時に開設する。			
主伐	80年生(スギ) 90年生(ヒノキ)	80年生(スギ) 90年生(ヒノキ)	85年生(スギ) 95年生(ヒノキ)	
	広葉樹は必要に応じて80年生から100年生			

（出典：平成24年3月経営改善計画書(アクションプラン)より抜粋）

前期である第Ⅴ期分収林計画（平成18年度から平成27年度までの10年間）における事業計画量の実績比較では、各事業の実施率は、枝打47%、除伐63%、保育間伐63%、利用間伐事業38%、作業路開設事業79%、作業路補修33%とどの事業も計画量を下回っている。これは、平成18年の豪雪や平成20年の豪雨等による森林被害の復旧への対応、また頻繁に改正された

森林整備補助事業体制と新たな計画制度（森林経営計画制度）への対応、さらに森林整備予算の漸減及び木材価格の低迷、需給バランスが乱れ、森林公社の経営改善対策による事業執行の見直し等により計画量を下回ることとなったものである。

分収林計画の事業計画量は、次期分収林計画を策定する時期において見直しを行っているため、10年に1度しか見直しを行っていない。また実績の集計についても、次期分収林計画を策定する時期まで集計は行われなかったため、その結果、実績が計画と乖離している状況を把握できず対応が遅れているおそれがある。

森林公社では、平成28年度から森林管理システムを導入し、契約地毎に事業計画量と実績をシステムに登録し管理できるようになった。これまで実績の集計は担当者が独自に集計して計算していたが、森林管理システムを利用すれば、実績の集計を一部自動化することが可能となると考えられる。

そこで、事業計画量の実施率を即時に把握し必要な策を講じるために、実績について次期分収林計画を策定する時期に集計するのではなく、毎年集計することが望ましい。

<第V期分収林計画と実績>

事業区分	単位	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	計	実施率	
新植事業	計画	ha	4	0	0	0	0	0	0	0	0	4		
	実績	ha	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0%	
保護保育事業	計画総計		2,534	2,331	2,111	1,837	1,625	1,421	1,348	1,293	1,172	10,966	16,768	
	実績総計		2,625	1,813	1,827	1,270	787	874	407	243	473	387	10,706	64%
下刈	計画	ha	359	232	128	79	34	13	0	0	0	845		
	実績	ha	348	233	149	75	57	58	58	48	0	1,026	121%	
雪起し	計画	ha	150	150	129	91	59	33	10	2	0	624		
	実績	ha	214	93	95	48	51	60	0	2	0	564	90%	
除伐	計画	ha	448	388	332	355	263	239	223	147	82	2,593		
	実績	ha	448	366	281	281	120	21	21	39	19	1,622	63%	
枝打	計画総計		573	541	482	287	301	219	201	195	135	3,007		
	実績総計		596	276	227	238	0	0	0	43	25	2,427	47%	
1回目	計画	ha	202	131	118	73	114	106	78	64	17	903		
	実績	ha	199	102	109	121	0	0	0	28	0	559	62%	
2回目	計画	ha	280	265	208	214	187	113	123	131	118	1,712		
	実績	ha	280	174	118	117	0	0	0	15	25	751	44%	
3回目	計画	ha	91	145	156	0	0	0	0	0	0	392		
	実績	ha	117	0	0	0	0	0	0	0	0	117	30%	
保育間伐	計画総計		1,004	1,020	1,040	1,025	968	917	914	949	955	907	9,699	
	実績総計		1,019	845	1,074	618	559	735	328	111	429	349	6,067	63%
保育間伐 (～7齢級)	計画	ha	941	907	947	928	849	781	777	781	789	743	8,443	
	実績	ha	974	796	986	576	478	697	328	111	429	349	5,724	68%
保育間伐 (～8齢級)	計画	ha	63	113	93	97	119	136	137	168	166	164	1,256	
	実績	ha	45	49	88	42	81	38	0	0	0	0	343	27%
利用間伐事業	計画総計		67	79	81	85	120	248	251	300	314	363	1,908	
	実績総計		57	58	57	41	37	47	33	82	98	206	716	38%
利用間伐 (～7齢級)	計画	ha	49	43	40	43	17	17	22	23	24	24	302	
	実績	ha	45	43	18	12	3	6	12	62	98	143	442	146%
利用間伐 (～8齢級)	計画	ha	18	36	41	42	103	231	229	277	290	339	1,606	
	実績	ha	12	15	39	29	34	41	21	20	0	63	274	17%
作業路開設事業	計画	m	7,800	10,500	10,500	10,500	10,500	10,500	10,500	10,500	10,500	102,300		
	実績	m	9,176	11,525	14,306	8,968	5,846	5,423	3,038	7,176	8,490	7,195	81,141	79%
管理事業	作業路補修	計画	m	114,000	114,000	114,000	114,000	114,000	91,000	91,000	91,000	91,000	1,025,000	
	実績	m	94,500	62,306	83,293	56,403	29,966	5,170	1,970	1,960	1,516	3,849	340,933	33%
歩道補修	計画	m	95,000	73,000	73,000	73,000	73,000	73,000	51,000	51,000	51,000	51,000	664,000	
	実績	m	96,300	88,850	76,700	73,750	61,800	0	0	0	0	0	377,400	57%
境界確認	計画	m	324,000	226,000	226,000	226,000	226,000	226,000	158,000	158,000	158,000	158,000	2,086,000	
	実績	m	324,000	258,770	254,850	199,450	182,450	0	0	0	0	0	1,199,520	58%
現況調査	計画	ha	533	413	413	413	413	390	300	300	300	300	3,775	
	実績	ha	1,574	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,574	42%

(注意事項)

※平成27年度は実績見込み

※除伐：平成22年度から計画量の2分の1以上削減

枝打：平成22年度から事業地精査のため一時休止

4. 白山白川郷ホワイトロード維持補修委託業務について

(1) 概要

森林公社は、岐阜県から出資及び補助金を受けて、岐阜県を補完する事業を行っている外郭団体である。また、森林公社には長期継続契約に関する規程が存在しない。そのため、森林公社は、岐阜県の岐阜県会計規則取扱要領第141条関係第1項(2)(特殊技術)を準用して随意契約に該当するかどうか判断している。

白山白川郷ホワイトロード維持補修委託業務の中で、「衛星非常用電話保守管理委託業務」と「白山林道雨量観測機器管理委託業務」は岐阜県会計規則取扱要領第 141 条関係第 1 項(2)の特殊技術に該当するため、随意契約を採用している。その結果、森林公社は衛星非常用電話保守管理委託業務について西日本電信電話株式会社と平成 17 年から契約しており、白山林道雨量観測機器管理委託業務についてミナモト通信株式会社と平成 22 年から契約している。

(2) 手 続

白山白川郷ホワイトロード維持補修委託業務に係る関連書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析、質問等）を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

(3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることとする。

① 長期継続契約について（意 見）

平成 29 年 12 月 19 日に「岐阜県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」が公布され、公布の日から施行されている。この条例の第 2 条に長期継続契約を締結することができる契約が定められており、次に掲げるものである。

- i 情報通信機器その他の物品を借り入れる契約で、翌年度以降にわたり借り入れる必要があるもの
- ii 庁舎の管理その他の役務の提供を受ける契約で、翌年度以降にわたり役務の提供を受ける必要があるもの

上記条例の概要及び対象契約の例示が記載された「岐阜県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例における対象契約等について」という文書が平成29年12月に県の各機関には送付されていたが、外郭団体である森林公社には送付されていなかった。そのため、森林公社では、

「衛星非常用電話保守管理委託業務」及び「白山林道雨量観測機器管理委託業務」が長期継続契約の対象であるかどうかの検討を行っていない。

長期継続契約を締結することによって、契約書等を毎期作成する必要がないため、事務作業を効率化できる。また、単年度支出金額を削減できる可能性がある。よって、その2業務は、「岐阜県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」第2条第2項に該当するものである。

したがって、県は森林公社への補助金を財源とするその2業務について、業務の効率化及び経済的執行の観点から、長期継続契約を検討するよう森林公社に情報提供を行い、森林公社はこれを受けて、長期継続契約の締結を検討することが適切である。

5. 白山白川郷ホワイトロード経営改善計画について

(1) 概要

近年の利用台数の低迷と利用料金の引き下げによる収入の減少に加え、県借入金の償還・資産の減価償却が白山林道の経営を大きく圧迫している。さらに安全性・管理性・利便性からも計画的な施設等の改修が必要となってきている。

白山白川郷ホワイトロード経営改善計画（以下、「経営改善計画」という。）は、このような白山林道をめぐる状況を踏まえ、社会的、経済的な変化に対応した利活用促進を図りつつ、今後の白山林道事業の経営の健全化を目指し、前改善計画の課題を改善策（行動計画）とし、平成30年度～34年度までを計画期間として策定した。経営改善計画の14頁に記載されている平成28年度から平成32年度の経営改善実施に伴う利用台数及び利用料収入を記載する。平成28年度及び平成29年度は当該年度の資金収支予算書作成に使用した数値である。

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用台数(台)	61,000	66,000	66,000	70,000	75,000
利用料収入(千円)	39,239	46,378	46,378	49,189	52,702

また、次頁に平成25年度から平成29年度の利用台数及び利用料収入の実績を記載する。

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用台数(台)	60,380	55,714	77,530	61,258	59,034
利用料収入(千円)	70,534	67,656	54,609	43,046	41,276

平成27年度に利用台数が増加しているのは、利用料金を約半額に改定したためである。

(2) 手 続

白山白川郷ホワイトロード経営改善計画に係る関連書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続(閲覧、突合、分析、質問等)を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

(3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることとする。

①白山白川郷ホワイトロード経営改善計画における利用料収入の見直しについて(意見)

平成29年度は利用台数66,000台、利用料収入46,378千円を想定していたが、平成29年度の実績は利用台数59,034台、利用料収入41,276千円であった。利用台数については、各種イベント開催や岐阜県と石川県の観光情報提供等利用促進活動に取り組んだが、長雨や土日の台風による規制等の要因もあり、目標台数を達成できなかった。

平成27年度以降は利用台数及び利用料収入が共に減少しているが、経営改善計画では平成30年度以降の利用台数及び利用料収入が増加していく想定である。平成29年度及び平成30年度の実績を考慮し、経営改善に伴う収入金額を実現可能な計画に修正することを検討することが望ましい。

②片道無料キャンペーンの実施について(意見)

石川県では、自家用車等を利用して加賀温泉郷等の協賛宿泊施設に宿泊した人を対象に、白山白川郷ホワイトロード(以下、「ホワイトロード」という。)の片道無料キャンペーンを実施している。無料分は石川県が補填するため、

ホワイトロードの利用料収入は減少しない。

平成 28 年度に実施したホワイトロードアンケートの集計結果を下記に記載する。

<ホワイトロードを利用した目的> ※複数回答

区分	回答人数
ドライブ	1,857
観光	1,579
トレッキング	185
帰省	73
仕事	24
イベント	17
その他	103
無回答	30
合計	3,406

<ホワイトロードを通った際の日程>

区分	回答人数
日帰り	1,367
1泊2日	980
2泊3日	624
それ以外	271
無回答	164
合計	3,406

<平成 27 年度に利用料金を半額にしたことを知っていたか>

区分	回答人数
はい	1,519
いいえ	1,870
無回答	17
合計	3,406

＜ホワイトロードの愛称変更又は料金半額を知った方法＞ ※複数回答

区分	回答人数
テレビ・ラジオ	169
新聞	163
インターネット	160
観光パンフ	126
知人の口コミ	48
雑誌	17
SNS (Facebook など)	4
その他	14
無回答	238
合計	737

上記のアンケート結果を見ると、ホワイトロードを通り、施設に宿泊して観光する人は一定数存在する。岐阜県でも協賛施設を募り、片道無料キャンペーンを実施すると、今までホワイトロードを利用していなかった人が、ホワイトロードを通り協賛施設に宿泊することが考えられる。また、片道無料キャンペーンが色々な媒体で取り上げられると、2県をまたがる全区間におけるサービスということによって知名度が高まり、さらに利用料金が半額になったことが広まって利用者が増加し、ひいては県による無料分の補填を上回る経済効果が宿泊者の増加によりもたらされる可能性があると考えられる。

したがって、岐阜県でも協賛施設を募り、片道無料キャンペーンを実施し利用台数を増やすことを検討することが望ましい。

6. 林業就業促進の取組について

(1) 概要

森林公社では、「林業労働力確保の促進に関する法律」に基づき、県から「林業労働力確保支援センター」の指定を受け、平成9年から事業主が行う雇用管理の改善や事業の合理化の促進と新たに林業に就職しようとする方への支援事業を行っている。

平成30年度から、県と連携を図りながら林業労働力確保支援センターの組織を拡充し、「森のジョブステーションぎふ」として、林業担い手の確保と育成を推進するため、職業相談から技術の習得、新規就業者の雇用

や定着に向けた取り組みを強化していくこととした（1.（10）③ア.参照）。

県中濃総合庁舎 1 階に設置され、アドバイザーを常時配置しており平日はいつでも相談できる拠点として、ホームページで周知されている。

**林業の就業相談から技術習得、定着までを一貫して支援し、
担い手の確保・育成、事業者の就労環境の改善強化の取組を行っています。**

森のジョブステーションぎふには、アドバイザーを配置しておりますので、いつでも相談ができます。

- 所在地 岐阜県美濃市生穂1612番地2 岐阜県中濃総合庁舎 1 階
公益社団法人 岐阜県森林公社 森のジョブステーションぎふ
- 電話番号/0575-33-4011（代表） ※「森のジョブステーションぎふ」を呼び出してください。
- FAX/0575-46-8408 ●E-mail/m-job@gifu-shinrin.or.jp
- 休所日/土曜日、日曜日、祝日、年末年始

（2）手 続

森のジョブステーションぎふに係る関連書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析、質問等）を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

（3）監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることとする。

① 職業紹介事業への成功報酬制の導入の検討について（意 見）

平成 30 年度から森のジョブステーションぎふでは、林業の就業相談から技術習得、定着までを一貫して支援し、担い手の確保・育成、事業者の就労環境の改善強化の取組を行っている。森のジョブステーションぎふは平成 30 年 8 月に厚生労働大臣の許可を受けて無料職業紹介事業を開始した。林業事業者が活用しやすいよう、有料ではなく無料で行うことで、林業担い手確保の促進を目的としているとのことである。

しかし、受益者負担の原則からすれば、森林公社は林業事業者から受益者

負担として一定の事業収入を得ることが適切である。ここで、森のジョブステーションぎふを介して求人情報を出した林業事業体に就職が決まったら当該一般企業や森林組合から紹介料を受領するような仕組みを導入した場合、林業事業体の活用姿勢もさらに真剣度が増すことが想定されるとともに、森のジョブステーションぎふの取組み姿勢もさらなる改善が期待され、目的である就業の成立が増加することが想定される。一方、経営が厳しい林業事業体が無料の相談窓口であるハローワーク等に移行し事業の活用機会が減少するおそれもあると考えられる。

よって、職業紹介事業における成功報酬制の導入について、上記のメリット及びデメリットの双方を考慮のうえで検討されたい。

7. 緑の青年就業準備給付金事業について

(1) 概要

緑の青年就業準備給付金事業とは、林業への就業に向けて、都道府県の林業大学校等の教育機関、研修機関及び先進林業事業体等において研修を受ける者に対して給付金を給付する事業である。実施事業主体は都道府県又は林業労働力確保支援センターであり、国庫支出金を財源として実施する。

緑の青年就業準備給付金事業の要件等は下記のとおりである。

- ① 林業への就業予定時の年齢が、原則 45 歳未満であり、林業に就業し、将来的にはその中核を担うことについての強い意欲を有していること。
- ② 研修計画が次に掲げる基準に適合していること
 - i 林業への就業に向けて必要な技術等を習得できる研修機関等であって、都道府県が適切と認めた研修機関等で研修を受けること。
 - ii 研修期間が概ね 1 年かつ概ね年間 1,200 時間以上であり、研修期間を通して林業への就業に必要な技術や知識を研修すること。
 - iii 先進林業事業体で研修を受ける場合には、以下の要件を満たすこと。
 - ア. 当該先進林業事業体の経営主が給付対象者の親族（三親等以内の者をいう。）ではないこと。
 - イ. 当該先進林業事業体と過去に雇用契約（短期間のパート、アルバイトを除く。）を結んでいないこと。
 - ウ. 当該先進林業事業体が、その技術力、経営力等から見て、研修先として適切であること

iv 研修先が先進林業事業体のみでないこと。

③ 常用雇用の雇用契約を締結していないこと。

④ 原則として、生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等を受けていないこと。

⑤ 過去に本事業で給付金の給付を受けていないこと。

⑥ 給付金の額は、1人当たり年間150万円とする。また、給付期間は最長2年間とする。

平成30年4月現在、緑の青年就業準備給付金事業を実施している都道府県、及び平成25年度以降の全国での交付対象者数は下記のとおりである。

都道府県名	都道府県認定研修機関
岩手県	いわて林業アカデミー
秋田県	秋田県林業研究研修センター (愛称「秋田林業大学校」)
山形県	山形県立農林大学校
群馬県	群馬県立農林大学校
福井県	ふくい林業カレッジ
長野県	長野県林業大学校
岐阜県	岐阜県立森林文化アカデミー
静岡県	静岡県立農林大学校
京都府	京都府立林業大学校
兵庫県	兵庫県立森林大学校
和歌山県	和歌山県農林大学校
島根県	島根県立農林大学校
徳島県	とくしま林業アカデミー
高知県	高知県立林業大学校
熊本県	(公財)熊本県林業従事者育成基金 (熊本県林業労働力確保支援センター)
大分県	おおいた林業アカデミー
宮崎県	みやざき林業青年アカデミー

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
交付対象者数	114人	114人	146人	202人	223人

(林野庁「緑の雇用」事業、緑の青年就業準備給付金事業 HP より)

岐阜県では森林文化アカデミー在籍者のうち、当該給付金申請者に対して給付している。1人当たり年間150万円(1か月当たり125,000円)は上限金額であり、毎年上限金額まで支給されるわけではない。

(2) 手 続

緑の青年就業準備給付金事業に係る関連書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続(閲覧、突合、分析、質問等)を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

(3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることとする。

①緑の青年就業準備給付金の支給方法について(意見)

平成29年度は申請者24名に対して29,718,000円が給付されたが、上限金額までは達していない。実施要領及び業務取扱要領には支給額が上限に達しない場合の支給方法は特定されていないため、森林公社では、県とも協議のうえ、上記金額を24名に均等に支給している。

しかし、給付金を効果的に使うためには、均等に支給するのではなく、森林文化アカデミーでの成績に応じて当該給付金を支給する方法を採用することが考えられる。当該給付金は林業へ就職し、将来的にはその中核を担う人材の育成を目的に支給される給付金であり、その強い意欲及び能力を有している者は森林文化アカデミーでの成績も良いと考えられるためである。ただし、当該給付金制度は国の制度であるため、国の方針に則っていく必要はある。

したがって、成績に応じて給付金を支給する方法も含め給付金の効果的な支給方法を県と協議し、国に対し制度への反映を働きかけることを検討されたい。

8. オフセット・クレジット（J-VER 制度）の取組について

（1）概 要

森林公社は、「森林経営活動による CO₂ 吸収量の増大プロジェクト」の間伐促進プロジェクト（ぎふ清流の国づくりプロジェクト）で取得した環境省オフセット・クレジット（J-VER）について、カーボン・オフセットに取り組む事業者及び団体等への販売に取り組んでいる。

オフセット・クレジット（J-VER）制度とは、カーボン・オフセットの取組を普及・促進するため、国内のプロジェクトにおいて実現された温室効果ガス排出削減・吸収量を自主的なカーボン・オフセットに用いられるクレジット（J-VER）として環境省が認証する制度である。

＜カーボン・オフセットの使用例＞

- ・カーボン・オフセット付き商品として販売
- ・カーボン・オフセット付きサービスの提供
- ・イベント開催時に発生する CO₂ 排出量をオフセット
- ・自己活動で発生する CO₂ 排出量に対するオフセット

（2）手 続

オフセット・クレジット（J-VER）に係る関連書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析、質問等）を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

（3）監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることとする。

① オフセット・クレジット（J-VER）の販売について（意 見）

平成 23 年 5 月 31 日にプロジェクト計画が登録され、平成 24 年 3 月 22 日に第 1 次オフセット・クレジット 8,401t-CO₂、平成 25 年 1 月 15 日に第 2 次オフセット・クレジット 3,522t-CO₂、平成 25 年 9 月 10 日に第 3 次オフセッ

ト・クレジット 9,416 t-CO₂を発行し、平成 29 年度までに 425 t-CO₂を販売している。

平成 24 年度以降毎年販売実績があるものの、平成 29 年度時点で発行量 21,339 t-CO₂に対し販売量は 425 t-CO₂とその割合は約 2%であり、十分に販売が進んでいるとはいえない。

主な原因としては、森林公社は販売単価を販売開始当初から 1t 当たり 1 万円に据え置いているが、他の販売地域では 1t 当たり 500 円と格安で販売しているところもあり、価格競争の面で劣勢となっていることが考えられる。

オフセット・クレジット (J-VER) は、現状で獲得できる森林公社の数少ない収入源である。また、オフセット・クレジット (J-VER) を発行するのに約 300 万円投資したがこれまでの販売実績ですでに回収できていることから、販売すればその分すべて森林公社の利益となる。

これまでの取引相手との関係等から販売単価を安易に下げることが難しいようであるが、オフセット・クレジット (J-VER) は財政状態が厳しい森林公社にとって貴重な収入源である。よって、販売単価の弾力化も選択肢とすることを検討されたい。

<オフセット・クレジット (J-VER) の発行量・販売実績>

年度	発行量 (t-CO ₂)	販売量 (t-CO ₂)	残高 (t-CO ₂)	販売額 (円)
平成23年度	8,401		8,401	
平成24年度	3,522	94	11,829	772,800
平成25年度	9,416	94	21,151	945,000
平成26年度		39	21,112	359,640
平成27年度		95	21,017	872,980
平成28年度		57	20,960	490,860
平成29年度		46	20,914	380,160
計	21,339	425		3,821,440

9. 林業就業促進資金貸付金について

(1) 概 要

森林公社は、新規の林業就業者等に対して、就業に必要な林業技術又は経営方法等の研修受講に必要な資金、新規就業の準備のために必要な資金を無利子で貸付けている。具体的には、国が県に資金を貸付け、県が森林公社に転貸する方法が採られている。

平成 22 年度以降は貸付実績がないが、一部の貸付先が長期に延滞しており、延滞利息が発生している。

(2) 手 続

林業就業促進資金貸付金に係る関連書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析、質問等）を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

(3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について指摘を述べることとする。

① 貸付金の算定誤りについて（指 摘）

下表のとおり、当該貸付金残高の算定に誤りがあり、509 円過小に算定されていた。これは、違約金（延滞金利息）の算定過程で誤りが生じたものである。森林公社においては、会計監査報告後の平成 30 年 6 月に誤りを発見し、顧問会計士に相談のうえ、平成 30 年度決算書において修正予定である。

<林業就業促進資金貸付金（平成 29 年度）の状況>

(単位：円)

		誤	正	差異
林業資金貸付金残高	A	7,334,401	7,334,910	509
貸倒引当金残高	B	5,094,687	5,095,196	509
算定資料の引当金	C	5,924,401	5,924,910	509
延滞利息－未引当分	C-B	829,714	829,714	0

貸付金及び貸倒引当金の算定資料上で貸借対照表上の残高と照合できない状況であり、担当者でないと確認が容易でない状況であるため、別の者が算定資料をチェックできるようにして内部統制機能をもたせるよう、改善を図られたい。

また、貸倒引当金の算定上、延滞先に対する直近 4 年間の延滞金利息 829,714 円のみが引き当ての対象外となっているが、社内において明確な算定ルールがなく、この点の合理性について検討がなされた形跡もない。よって、貸倒引当金の算定ルールの明確化も図られたい。

10. 機関誌「森の息吹」の記載事項について【木曾三川水源造成公社と共通】

(1) 概要

森林公社及び木曾三川水源造成公社では、針葉樹と広葉樹の混交した森林を目指し 100 年の森づくりに取り組んでいる。この幾世代かに亘る森林整備を続けていく中、「土地所有者の方々とお付き合いをしていきたい」との思いから、機関誌「森の息吹」を年 1 回発行し、契約者に送付している。両公社にとっては契約者への定期的な機関誌送付により契約者へ重要事項の連絡をするとともに契約者の所在不明地主化を予防する意義を有する。また契約者側にとっても、自己所有の山林土地について、管理概要を知る手段として意義がある。

以下は機関誌「森の息吹」に掲載されている主な内容である。

第 1 号 平成 20 年 12 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 森林公社・三川公社の事業の概要 ・ 長伐期・非皆伐施業
第 2 号 平成 24 年 12 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 分収造林事業の現状と今後の展望 ・ 経営改善への取組み状況 ・ 契約期間延長のお願い
第 3 号 平成 26 年 1 月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 林野庁等への政策提言 ・ 森林公社事業紹介(プロポーザル方式) ・ 木曾三川公社事業紹介(利用間伐実績、水源林見学会) ・ 両公社共通事業紹介(利用間伐事業、合理的な森林経営) ・ 契約期間延長のお願い

第4号 平成27年 3月	<ul style="list-style-type: none"> ・木材生産事業の取り組み ・認可地縁団体(慣行共有林対策)について ・契約期間延長のお願い
第5号 平成28年 2月	<ul style="list-style-type: none"> ・木材生産の紹介(間伐の方法) ・緑の担い手確保・人材育成 ・分収造林契約について ・契約期間延長のお願い
第6号 平成28年 9月	<ul style="list-style-type: none"> ・木材生産の紹介(高性能林業機械による集材の方法) ・公社の目標森林(針広混交林) ・分収造林契約について(Q&A) ・契約期間延長のお願い ・分収割合変更のお願い
第7号 平成29年 9月	<ul style="list-style-type: none"> ・未利用木材の活用(木材のエネルギー利用) ・航空写真を利用した山探しの勧め ・分収造林変更契約のお願い(契約期間延長・分収割合変更) ・白山白川郷ホワイトロード魅力紹介
第8号 平成30年 10月	<ul style="list-style-type: none"> ・森林公社事業の概要及び平成29年度事業の報告 ・「森のジョブステーションぎふ」開所について ・ヒノキ葉精油 ・分収造林契約変更の進捗状況及び質問等 ・山の地形(CS立体図)

(2) 手 続

機関誌「森の息吹」等関連書類を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析、質問等）を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

(3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について指摘を述べることとする。

① 機関誌「森の息吹」の記載内容の深度化について（指 摘）

機関誌「森の息吹」は、平成20年度に第1号が発行されて、平成24年度

に第2号が発行されて以降、毎年度に1号ずつ発行されており、平成29年度までに7号の発行がなされている。前頁の表には最新号の第8号(平成30年10月発行)を追加している。

内容は森林公社及び木曾三川水源造成公社が実施している分収造林事業について毎号テーマを変えながら広くわかりやすく解説したもの、及び両公社の経営改善計画に応じて分収造林契約を変更依頼するものとなっている。

一方、分収造林契約の概要については複数回の解説をし、実際の森林整備管理の具体的な方法について、例えば利用間伐などの紹介も行っているが、森林整備方針が土地によって異なっていることについての解説は、今までなされていない。契約者にとって森林整備方針の内容に関する基本的な内容を知ることは、自己の財産の管理方法を知ることにつながるため、重要である。

両公社において森林管理については森林の生育状況に応じた森林整備区分を設けており、森林整備区分に応じて整備目標・整備方針に違いを設けている。従来は流域単位で区分していたが、経営改善計画の中でよりきめ細かに森林整備施業を行うために契約地ごと、造林地ごとの区分に変更している。この変更は森林公社においては平成24年度までに、木曾三川水源造成公社においては平成25年度までに見直しがなされている。この変更により契約者にとっては、従来は自己所有の土地がどの流域に属しているかによって整備方針が変わってくるため、どの流域に属しているかが重要事項であったが、きめ細かに整備区分を変更したことで自己の所有土地がどのような森林整備区分に分類されているかによってダイレクトに整備方針が異なってくることとなり、将来の木材生産に影響することになる。仮に契約地が自然誘導林に分類されている場合、「分収造林契約上の木材生産は行わない」ことが明記されているため、影響は重大である。

一方で、契約者にはこのような整備方針に差があることの説明は、契約者側から質問がない限りされていないのが現状である。また、契約者にとってほぼ唯一の情報源である機関誌「森の息吹」においても、森林整備区分の説明については言及されていない。

なお、森林整備区分は森林の育成状況に応じて設定されるものであるから土地の性質(日光が当たりやすい、土中の水分量が木材育成に適切等)に左右された結果、生じてきた森林育成のばらつきに応じて設定されたものであり、森林整備区分の見直し以前の整備方針にばらつきがあった結果生じたものではない。

つまり、同一の整備方針で整備してきたものの、土地固有の条件によって森林生育にばらつきが出ているため、森林生育に応じた整備方針を改めて策定したものである。

このため、土地所有者にとっては「同じように整備されてきた」段階までの理解で止まっており、平成 24 年度もしくは平成 25 年度以降に森林整備区分が変更されて以降の整備方針の違いについて関心を持っていない、もしくは関心を持つ機会が十分に与えられていないものである。

なお、森林整備区分は以下のとおりである。

区分	森林整備目標	整備方針
循環利用林	多面的機能を維持し、木材生産機能を重視する森林	利用間伐、収穫間伐(択伐)、皆伐を行い、木材生産を行う。 その他の保育施業は循環利用林Aを優先的に実施。
環境保全林	多面的機能を高度に発揮し、木材生産機能を維持する森林	環境林整備事業、人工林整理伐等により広葉樹に移行を図る。
自然誘導林	公益的機能を維持する森林	木材生産は行わず、環境林整備事業、人工林整理伐等により自然の植生を活かした森林へ移行する。
解除予定林	—	契約期間満了に合わせ、管理除外地を明確化し、契約解除を進める。

(出典：平成 24 年 3 月経営改善計画書(アクションプラン)より抜粋)

以上から、森林整備方針に関する概要を知ることは契約者にとって重要であり、また経営改善計画書として一般に公表されている内容であるため森林公社側にとっても契約者に森林整備区分の概要を説明することに特段の弊害はないことから、森林整備方針が契約地ごと・造林地ごとに異なっている件について、機関誌「森の息吹」に掲載すべきである。

Ⅹ 公益社団法人木曾三川水源造成公社

1. 団体の概要

(1) 設立目的

木曾三川の水源地域で木曾三川水源造成公社業務方法書に定める地域において造林、育林、森林の取得及びその他の森林整備に関する事業を推進して、水源のかん養、災害の防止、自然環境の保全等森林の有する多面的機能の持続的発揮を図り、産業経済の発展とともに住民の安全で豊かな生活に寄与することを目的とする。(以下、当団体を「三川公社」という。)

(2) 設立年月

昭和44年1月

(3) 沿革

昭和44年 1月	社団法人木曾三川水源造成公社設立
昭和45年12月	矢作川水源造成事業の受託契約締結
昭和52年 3月	映画「東海の水」制作完成、一般に公開
昭和52年 4月	造林地域の拡大…久瀬村、白鳥町、高鷲村、明方村、清見村
昭和53年 3月	共同水源林造成特別対策事業の指定を受ける
昭和56年12月	第2期共同水源林造成計画農林水産大臣承認
平成元年 4月	第3期共同水源林造成計画農林水産大臣承認
平成 5年 9月	森林整備法人として認可
平成11年 4月	第4期共同水源林造成計画農林水産大臣承認
平成13年 4月	生産間伐を実施し、間伐収入の分収金を交付する
平成15年 5月	三川公社の「経営見直し検討会」を設置し、経営改善に向けた取組などを3県1市で協議
平成16年 4月	第4期(後期)共同水源林造成計画農林水産大臣承認
平成25年 4月	公益社団法人木曾三川水源造成公社へ移行

(4) 設立の経緯

木曾川、長良川、揖斐川の三大河川、いわゆる木曾三川を擁する東海三県（岐阜県、愛知県、三重県）は、古くから木曾三川の水に育まれ、また水に悩まされた幾多の歴史を秘め、今日の繁栄を作り上げてきた。近年に至っても、この圏域における産業、経済の発展に伴う水需要の増大に加え、台風、集中豪雨など多発する災害により、治山治水の重要性に対する認識が高まり、木曾三川の水源地域の森林整備が要請されることとなった。

こうした情勢を背景に、水源のかん養を図るとともに災害の防止に寄与するため、岐阜県、愛知県、三重県及び名古屋市が相協調し、木曾三川の上流地域において、森林の持つ多面的機能を高度に発揮する活力のある水源林を造成することを目的として、当公社が設立された。

(5) 社員

東海三県一市並びに木曾三川の水源地域の市町村及び森林組合の 24 の団体で、構成されている。

① 岐阜県、愛知県、三重県、名古屋市 (4 員)

② 市町村 (9 員)

揖斐川流域 : 揖斐川町 (久瀬、藤橋、坂内)、本巣市 (根尾)

長良川流域 : 山県市 (美山)、関市 (板取)、郡上市 (大和、白鳥、高鷲、明宝)

木曾川流域 : 中津川市 (坂下、川上、加子母、付知、福岡、蛭川)、恵那市

(飛騨川) : 下呂市 (金山、馬瀬)、高山市 (清見、久々野、朝日、高根)

③ 森林組合 (11 員)

揖斐川流域 : 揖斐郡森林組合、もとす郡森林組合

長良川流域 : 中濃森林組合、岐阜中央森林組合、郡上森林組合

木曾川流域 : 中津川市森林組合、加子母森林組合、付知町森林組合、恵那市森林組合

(飛騨川) : 南ひだ森林組合、飛騨高山森林組合

(6) 出資金

1口1万円とし、総額854万円である。

<出資金内訳>

(平成30年4月1日現在)

区 分	社員数	出資口数	出資金額	割 合
		口	千円	%
岐阜県	1	400	4,000	46.8
愛知県	1	200	2,000	23.4
三重県	1	100	1,000	11.7
名古屋市	1	100	1,000	11.7
市町村	9	26	260	3.1
森林組合	11	28	280	3.3
計	24	854	8,540	100.0

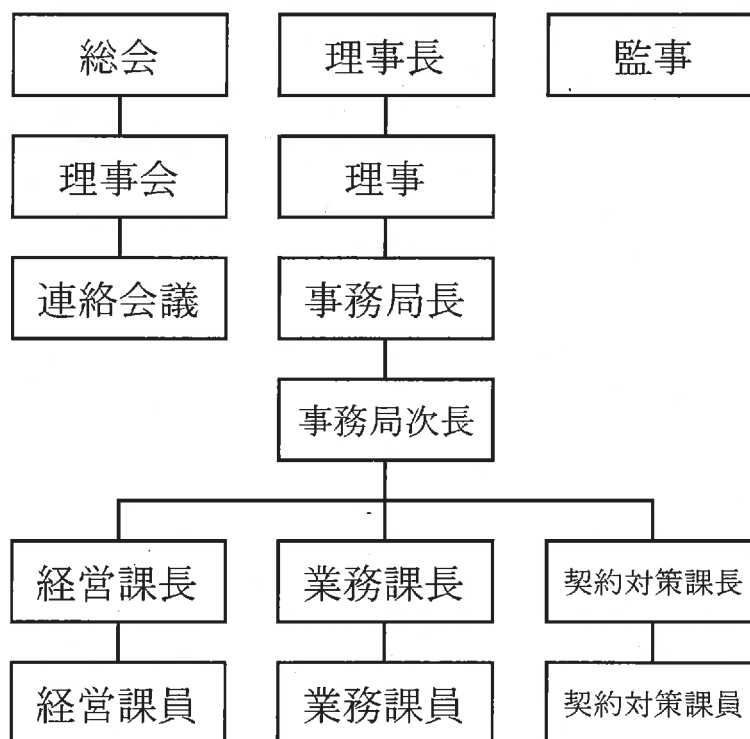
(7) 人員 (平成30年4月1日現在)

(単位：人)

区 分	現員数	プロパー	プロパーOB	県派遣	県OB	その他
理事長	1				1	
事務局職員	6	3		3		
再任用職員	3			1		2
業務管理指導員	2				1	1
アドバイザー						
嘱託員	1					1
雇員						
計	13	3	0	4	2	4

(注) 理事長、事務局長、事務局次長は、公益社団法人岐阜県森林公社と併任。

(8) 組織図



(9) 事業の概要

① 森林整備事業（共同水源林造成事業）

三川公社の主軸となる事業で、木曾三川の上流部の水源地域を対象に、当初計画では、昭和44年度から同53年度までの10年間に、毎年500haの造林を実施する予定で水源林造成（分収造林）に着手した。

その後昭和52年に至り、国において共同水源林造成特別対策事業が創設されたのを機に、共同水源林造成計画を樹立し、農林水産大臣の承認を得て、第1期計画は昭和52年度から同56年度の5年間で2,500ha、第2期計画は昭和57年度から同63年度の7年間で、従来の分収造林の外、公社有林造林も含め2,400ha、第3期計画は平成元年度から同10年度の10年間で育成天然林整備250haを含む2,000haの水源林造成を推進した。

この結果、森林整備事業の全体計画は昭和44年度から40年間に及び、第3期計画の終了した平成10年度末で、水源林造成は10,650haの計画に対し10,681ha、育成天然林整備事業は250haの計画に対し250haの実績をみた。

平成 11 年度からの第 4 期計画では、水源林造成（造林）を計画せず、それまでに整備してきた造林地の保育保護事業を主体に事業を計画し実施してきた。

ア 造林事業

昭和 44 年度から始まった水源林造成は、当初計画及び第 1 期計画から第 3 期計画の共同水源林造成計画に沿って事業を推進し、下表のとおり計画を上回る実績を上げてきた。

平成 11 年度からの第 4 期計画では、造成された水源林での保育保護事業を主体に計画を樹立するとともに、次の方針に基づき事業を実施してきた。

- i 天然下種更新型の長伐期施業を導入。
- ii 特に間伐を重視し、従来の保育・保護事業を着実に実施する。

単位: ha

期 別	当 初	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	合 計		
年 度	昭44~51	昭52~56	昭57~63	平1~10	平11~20	平21~28			
計 画	分収造林	4,000	2,500	2,000	1,500	0	0	10,000	
	公 社 有 林	造 林			400	250	0	0	650
		育成天然 林整備				250	0	0	250
	計	4,000	2,500	2,400	2,000	0	0	10,900	
実 績	分収造林	3,918	2,591	2,002	1,517	0	0	10,028	
	公 社 有 林	造 林			402	251	0	0	653
		育成天然 林整備				250	0	0	250
	計	3,918	2,591	2,404	2,018	0	0	10,931	

イ 保育・保護事業

造成した水源林を健全に成林させるため、地域の特性に応じて作成した施業基準に基づき、適期に保育・保護事業を実施してきた。

ウ 第 5 期共同水源林造成計画（平成 21 年度～平成 30 年度）

平成 21 年度からは、第 5 期共同水源林造成計画に基づき、水源林としての機能をより高度に発揮するために、下記基本方針に基づき適正な保育

保護事業に積極的に取り組むほか環境保全への貢献等の普及を推進し、流域の自治体や住民との連携による共同水源林の造成を進める。

- i 長伐期施業による適正な保育保護事業を継続する
- ii 利用間伐に積極的に取り組む
- iii 環境教育など環境保全活動に取り組む
- iv ボランティアや企業との連携による森林整備に取り組む

② 水源かん養公益森林取得事業

国土の乱開発に対する批判の声が高まりを見せた昭和40年代の後半、水資源のかん養、国土の保全など森林の持つ公益的機能を維持増進すると共に森林の乱開発を抑制することを目的に、木曾三川の上流地域において、昭和48年度から昭和53年度までの6年間に19か所1,779haの森林を取得した。

これに要した事業費は東海三県及び名古屋市の特別出資金と岐阜県交付金（中部電力と関西電力の寄附金）によって調達された。

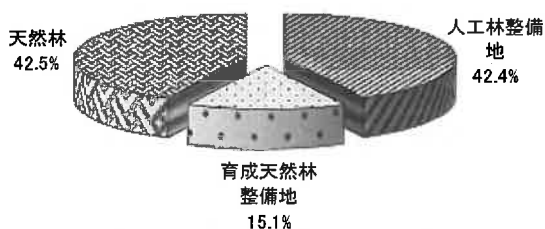
その後、昭和61年に長良川上流で治水ダム用地に郡上市大和町の21haを売却し、代替地として高山市久々野町の98haを取得した。これにより、取得面積は現在1,857haとなっている。

○ 取得森林(公有林)の現況

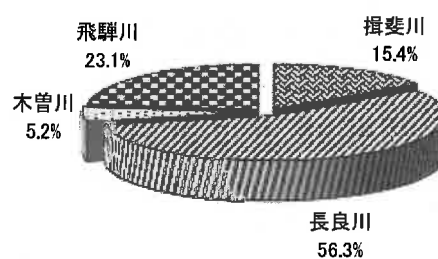
	(ha)
人工林整備地	787
育成天然林整備地	280
天然林	790
計	1,857

	(ha)
揖斐川	286
長良川	1,046
木曾川	96
飛騨川	429

林況別面積割合



流域別面積



③ 公益森林管理事業

水源かん養公益森林取得事業の実施に伴い積み立てられた管理基金の果実（利息）を主な財源として、昭和54年度から実施している。

社有林での火災、盗伐、誤伐等の防止のための巡視を行うとともに、除伐、間伐、枝打、複層林整備、育成天然林整備など、森林の整備と適切な維持管理を実施するほか、流域の人々の参加による「水源林見学会」などを実施している。

(10) 財務状況

① 貸借対照表（平成27～29年度）

（単位：千円）

科 目	平成27年度	平成28年度	平成29年度
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	29,727	19,896	28,187
普通預金	29,727	19,896	28,187
未収金	9,134	15,683	13,793
前払金	30	68	98
貯蔵品	59	28	38
未収消費税等	-	1,035	-
流動資産合計	38,950	36,713	42,118
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
基本財産	8,540	8,540	8,540
森林	926,649	926,632	926,632
管理基金預金	130,024	130,029	130,035
基本財産合計	1,065,213	1,065,202	1,065,208
(2) 特定資産			
退職給付引当資産	28,101	30,234	31,733
事業推進積立預金	54,527	54,529	54,531
分収造林補助金形成資産	15,262,946	15,330,247	15,437,781
特定資産合計	15,345,575	15,415,010	15,524,045
(3) その他固定資産			
分収造林勘定	26,032,118	26,222,442	26,363,375
公社有林勘定	2,522,702	2,538,348	2,556,488
建物	1,279	1,279	1,279
建物附属設備	737	737	737
構築物	2,462	2,462	2,462
工具器具備品	427	427	427
減価償却累計額	△3,059	△3,206	△3,345
電話加入権	30	30	30
その他固定資産合計	28,556,697	28,762,520	28,921,454
固定資産合計	44,967,486	45,242,733	45,510,708
資産合計	45,006,437	45,279,446	45,552,827

(単位:千円)

科 目	平成27年度	平成28年度	平成29年度
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	2,082	4,358	601
預り金	809	923	482
1年内返済予定長期借入金	260,028	271,501	280,157
賞与引当金	2,238	2,265	2,606
未払消費税等	600	-	1,695
流動負債合計	265,760	279,049	285,544
2. 固定負債			
社員借入金	16,717,861	17,117,250	17,461,864
公庫借入金	4,917,255	4,735,976	4,576,326
銀行借入金	1,183,147	1,104,286	1,025,001
社員借入金未払利息	5,507,112	5,558,011	5,610,010
事業推進積立金	54,520	54,520	54,520
退職給付引当金	28,101	30,234	31,733
固定負債合計	28,407,998	28,600,280	28,759,456
負債合計	28,673,758	28,879,330	29,045,000
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
出資金	8,540	8,540	8,540
森林	926,649	926,632	926,632
国債	130,024	130,029	130,035
森林資産形成補助金	15,262,946	15,330,247	15,437,781
指定正味財産合計	16,328,160	16,395,449	16,502,989
(うち基本財産への充当額)	1,065,213	1,065,202	1,065,208
(うち特定資産への充当額)	15,262,946	15,330,247	15,437,781
2. 一般正味財産	4,518	4,666	4,837
正味財産合計	16,332,679	16,400,116	16,507,826
負債及び正味財産合計	45,006,437	45,279,446	45,552,827

(注) 科目を一部省略して掲載している。

② 正味財産増減計算書（平成27～29年度）

（単位：千円）

科 目	平成27年度	平成28年度	平成29年度
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	652	652	650
特定資産運用益	211	205	205
受取補助金等	7,470	7,429	7,374
受取分収交付金	63	229	-
事業収益	33,321	39,045	39,036
間伐材等売払収入	25,616	35,016	30,560
補償金収入	4,116	775	5,368
受託事業収入	3,200	3,200	3,000
J-VER販売収入	388	54	107
法人会計負担額	-	-	-
雑収益	0	38	69
経常収益計	41,719	47,600	47,337
(2) 経常費用			
事業費	338,482	315,355	309,400
保育保護事業費	115,111	103,729	111,576
利用間伐(12齢級以下)胸高直径22cm未満費	53,823	68,028	76,562
利用間伐(12齢級以下)胸高直径22cm以上費	39,302	26,426	8,710
保育作業路開設費	16,456	6,441	20,914
保育間伐費	266	-	-
獣害防除費	1,377	-	-
作業路補修費	3,488	2,482	4,493
作業路災害復旧費	153	337	764
保育雑費	244	14	131
啓発普及費	1,299	903	617
分収交付金	7,273	7,393	5,581
借入金支払利息	112,913	103,759	89,501
公庫借入金支払利息	89,448	86,353	83,177
銀行等借入金支払利息	23,464	17,406	6,323
森林保険料	1,422	1,029	790
社員未払利息	49,699	50,899	51,998
人件費	42,395	43,344	41,959
役員報酬	1,197	1,248	1,248
職員等給与費	30,609	30,811	30,455
賞与引当金繰入額	2,238	2,265	2,606
福利厚生費	7,006	6,887	6,149
退職給付費用	1,343	2,132	1,499
事務経費	8,366	4,295	7,375

(単位:千円)

科 目	平成27年度	平成28年度	平成29年度
管理費	3,722	5,398	4,373
人件費	2,203	2,291	2,319
役員報酬	598	624	624
職員等給与費	1,121	1,153	1,170
福利厚生費	483	514	524
事務経費	1,518	3,106	2,054
森林資産勘定振替前当期経常増減額	△300,485	△273,153	△266,436
森林資産勘定振替額	300,460	273,270	266,606
分収造林森林資産勘定振替額	282,327	257,624	248,466
公社有林造林森林資産勘定振替額	18,133	15,645	18,140
評価損益等調整前当期経常増減額	△24	116	170
損益評価等計	-	-	-
当期経常増減額	△24	116	170
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
固定資産売却益	-	14	-
森林売却益	-	14	-
固定資産受贈益	-	16	-
指定正味財産からの振替額	-	16	-
経常外収益計	-	30	-
(2) 経常外費用			
経常外費用計	-	-	-
当期経常外増減額	-	30	-
当期一般正味財産増減額	△24	147	170
一般正味財産期首残高	4,543	4,518	4,666
一般正味財産期末残高	4,518	4,666	4,837
II 指定正味財産増減の部			
受取補助金等	107,214	67,301	107,533
受取保育保護事業補助金	107,214	67,301	107,533
基本財産運用益	658	657	657
基本財産受取利息	658	657	657
一般正味財産への振替額	△652	△669	△650
一般正味財産への振替額	△652	△669	△650
当期指定正味財産増減額	107,220	67,289	107,540
指定正味財産期首残高	16,220,939	16,328,160	16,395,449
指定正味財産期末残高	16,328,160	16,395,449	16,502,989
III 正味財産期末残高	16,332,679	16,400,116	16,507,826

(注) 科目を一部省略して掲載している。

(11) 県から団体への支援内容等（平成 27～29 年度）

① 県の出資

4,000 千円（県出資割合 46.8%）

② 県からの補助金

（単位：千円）

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度
森林整備事業補助金等	107,214	67,301	107,534
利子補給金	7,471	7,430	7,374
合計	114,685	74,731	114,908

③ 県との委託契約

過去3年間なし

④ 県からの借入金及び損失補償債務残高

（単位：千円）

項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	備考
損失補償債務 残高	6,354,095	6,103,903	5,872,683	日本政策金融公庫、 金融機関借入
借入金残高	8,371,208	8,574,834	8,751,542	林業経営資金
出資金	4,000	4,000	4,000	

⑤ 県からの職員数

（単位：人）

	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
役員	0	2	0	2	0	2
職員	3	1	3	1	4	0
合計	3	3	3	3	4	2

（注）職員（常勤）のうち2人は公益社団法人岐阜県森林公社と併任。

2. 長期収支試算について

(1) 概 要

三川公社は、東海三県一市が相協調して木曾三川上流域の水源地域において分収造林事業を計画的に推進し、森林が持つ多面的機能を高度に発揮する活力ある水源林を造成するとともに山村地域の雇用の創出等、地域振興に重要な役割を果たしてきた。

しかし、分収造林事業は、補助金と借入金で森林を整備し、その森林の伐採収益で債務を返済する仕組みであるため、木材価格の長期低迷による収益性の低下により三川公社の経営は非常に厳しいものになっている。

このため、三川公社では、長伐期施業への転換や財務の改善、組織体制の見直し等に取り組んでいる。

こうした状況にあって、三川公社では平成 23 年度に「経営改善計画書」（平成 24 年度～平成 28 年度）を策定し、経営改善に向けた様々な取り組みを実施し経営の改善を図ってきている。

現在は経営改善計画の第 2 期目（平成 29 年度～平成 33 年度）に入っており、経営状態の実態を把握する目的で長期収支試算を定期的に見直すこととしている。

なお、直近では長期収支試算の見直しは平成 29 年度に実施しており、三川公社は以下のように試算している。

(単位：百万円)

区分		全体収支	S44～H28 年度(実績)	H29～H100 年度(計画)	
収入	木材販売収入	56,874	133	56,741	
	造林補助金等	43,589	15,169	28,420	
	岐阜県交付金	538	538	0	
	公庫借入金	351	351	0	
	社員借入金	15,902	15,482	420	
	内訳	岐阜県	14,671	8,575	6,096
		愛知県	11,003	6,431	4,572
		三重県	1,834	1,072	762
		名古屋市	1,834	1,072	762
	民間金融機関借入金	2,783	2,783	0	
	その他収入	977	617	360	
	計	150,355	52,223	98,132	

支出	事業費	65,628	26,865	38,763
	管理費	7,641	3,722	3,919
	公庫元金償還	15,902	10,561	5,341
	公庫支払利息	10,472	8,941	1,531
	社員元金償還	29,342	24	29,318
	社員支払利息	9,364	0	9,364
	民間金融機関元金償還	2,783	1,599	1,184
	民間金融機関支払利息	469	420	49
	分収交付金	8,641	61	8,580
	計	150,241	52,193	98,049
差引収益	113	30	83	

なお、木材価格は平成24年度からの5年間で年平均価格が最低である平成28年度の平均値で算定している。

(2) 手続

長期収支試算に係る関連データ及び書類等を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析、質問等）を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

(3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることとする。

① 長期収支の試算にあたり、分収割合の変更が100%達成したとみなしていることについて（意見）

長期収支試算において、分収割合の変更については、森林所有者への分収交付にも大きな影響を与える事項であり、森林所有者から契約変更拒否されたら分収割合を変更することはできない。また、森林所有者についても世代交代が発生し森林所有者を的確に把握できていない状況が生じている等の課題や、森林所有者が複数名に及ぶことで権利関係が複雑化していることに加えて、山離れし無関心になっている状況、高齢化が進んでいる状況を鑑みると、分収割合の変更が100%達成される想定でシミュレーションを行うこ

とは、画餅に帰することが容易に想像できる。

特に木材価格については最低値での補正を行ったうえでシミュレーションして計算しているのであるならば、同様に分収割合についても、契約変更に向けた様々な経営努力はするものの、契約変更を100%達成するために係る費用が予測不能であることを鑑みると、現実的に達成可能なレベルでの契約変更率にとどまった状況でシミュレーションすることの方が中長期的な経営判断に資する情報となると考えられる。

なお、平成30年3月末現在の分収割合の契約変更状況は以下のとおりである。

平成30年3月末までに同意を得た件数・面積(内契約済数)	進捗率
1,372件 (1,229件)	83% (74%)
6,864.40ha (5,847.17ha)	68% (58%)

(「平成29年度 事業報告」より)

そこで、分収割合の変更契約について保守的に見積もり、少なくとも平成30年3月末で変更の合意を得ている契約面積に応じて68%達成した場合の長期収支を再試算した。

再試算の結果については以下のとおりであった。

区分		全体収支	S44~H28 年度(実績)	H29~H100 年度(計画)	
収入	木材販売収入	56,874	133	56,741	
	造林補助金等	43,589	15,169	28,420	
	森林整備地域活動支援交付金	538	538	0	
	岐阜県交付金	351	351	0	
	公庫借入金	15,902	15,482	420	
	社員借入金	30,194	17,150	13,044	
	内訳	岐阜県	15,097	8,575	6,522
		愛知県	11,323	6,431	4,892
		三重県	1,887	1,072	815
		名古屋市	1,887	1,072	815
	民間金融機関借入金	2,783	2,783	0	
	その他収入	977	617	360	
計	151,207	52,223	98,984		

支出	事業費	65,628	26,865	38,763
	管理費	7,641	3,722	3,919
	公庫元金償還	15,902	10,561	5,341
	公庫支払利息	10,472	8,941	1,531
	社員元金償還	30,193	24	30,169
	社員支払利息	9,480	0	9,480
	民間金融機関元金償還	2,783	1,599	1,184
	民間金融機関支払利息	469	420	49
	分収交付金	13,153	61	13,092
	計	155,720	52,193	103,528
差引収益	△4,514	30	△4,544	

分収割合の変更の影響により仮に分収契約変更が平成30年3月末の変更割合のままである場合、分収交付金は45億12百万円増加し、長期収支は45億14百万円の赤字になった。

以上の結果から、分収割合の変更契約が現状のままの場合、長期収支に著しい影響を与えることが明確であることから、収穫期までの間の分収割合変更を可能な限り推し進めることに留意されたい。

② 長期収支の試算にあたり、分収契約満了後の植栽費を見込んでいないことについて（意見）

森林公社の長期収支試算の項にも記載したが、三川公社においても長期収支試算上、現在締結しているすべての分収林契約が満了した後については、何ら手を加えずに契約者に土地を返還する前提に基づいて計算されている。つまり、主伐後に新植栽費は計上されていない。一方で、主伐期の伐採は更新伐を予定しており、更新伐を実施することで得られる補助金収入については長期収支試算に加算している。

この点、岐阜県の森林整備事業標準単価表上、更新伐を実施した際は、更新伐後2年以内に樹下植栽等を実施することとされており、森林更新が認められない場合は、最悪の場合には補助金の返還に至るおそれもある。

したがって、長期収支試算に新植栽費を加算すべきかどうかを検討した。

この点、森林公社の長期収支試算の項に記載したとおり、1,000本/ha以上の密度での森林更新は、主伐前の5～10年の収穫間伐以降、母樹を残しながら天然更新を促すために主伐(更新伐)時には5～10年生の若木がある状態での山林土地を森林所有者に返還できることから、新植栽費用を長期収支

試算に加算するまでの規模では発生しないという主張に一定の合理性を認めた。

ただし、新植栽を一定の規模で実施する必要はないにしろ、森林更新を促すための一部補植等の費用については一定の確率で生じうるため、今後、事業費として加算する必要が生じてくる点に留意されたい。

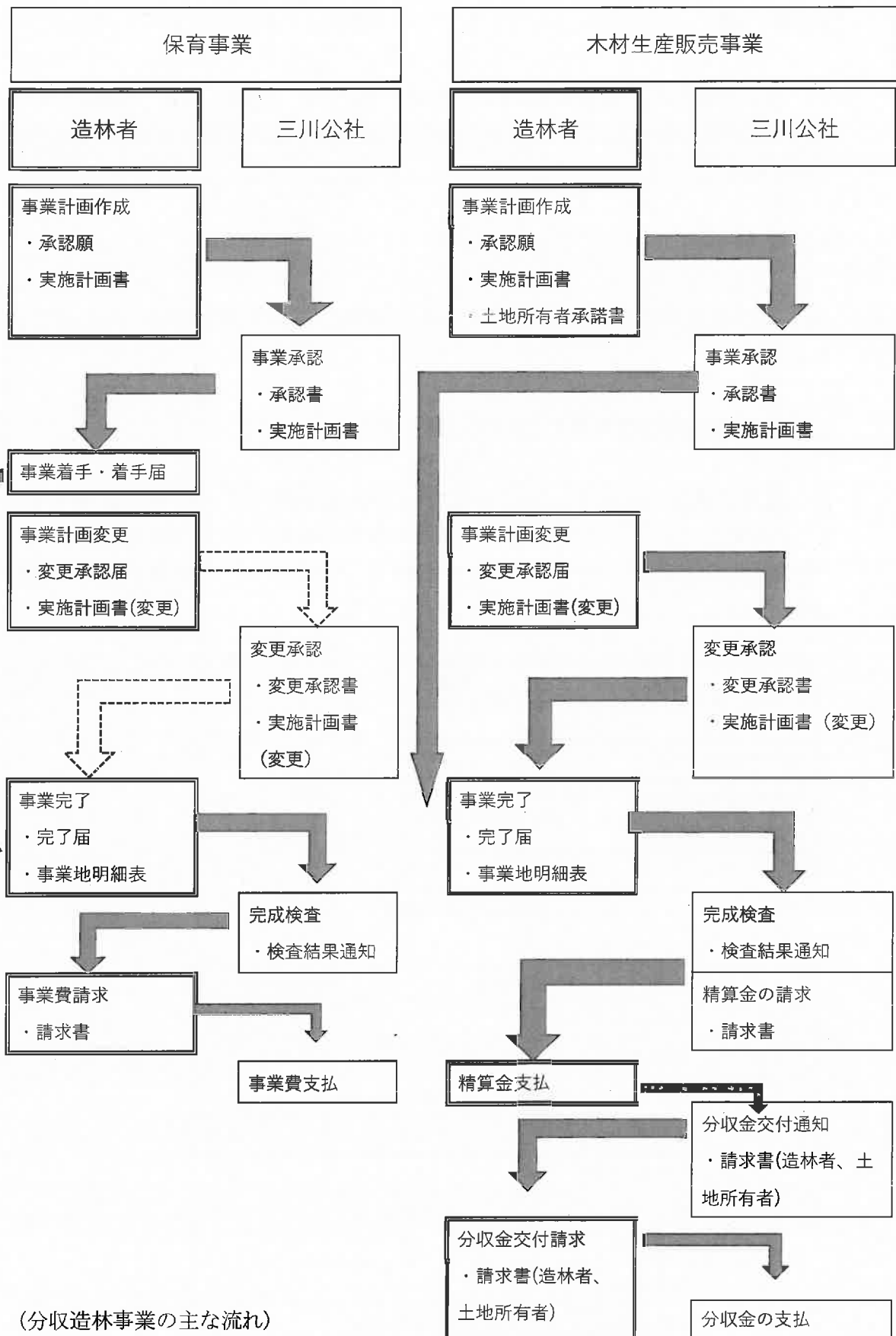
3. 分収造林契約について

(1) 概 要

三川公社は、分収造林契約を森林所有者と結んでいる。昭和44年から事業を開始して当初の契約年数は60年であった。これは伐採の時期をスギは40年、ヒノキは50年を想定して契約年数を設定したためである。この年数は一般的な人工林の伐採時期と合致するものである。分収造林事業は、長期的に森林を育てることにより、水源のかん養、国土の保全、自然環境の保全等森林の有する多面的機能の持続的発揮を図りつつ地球環境の保全に資するとともに、産業の発展及び住民の安全で豊かな生活に寄与することを目的としている。

三川公社は、木材が売却可能な林齢に到達するまでは事業費を確保できないため借入金に頼っている。この借入金を返済するためには分収林を主伐するしかない。しかしながら木材価格が低迷している中で主伐を行ったとしても借入金を返済できるだけの資金を確保することが不明である。また分収造林契約の中には、主伐後の再造林は含まれていないため森林所有者が再造林を行う必要があるが、森林所有者の負担で行われるため、どれだけ再造林がされるか不明確である。

そのため三川公社では、契約期間を100年に延長し、スギは80年、ヒノキは90年で伐採する長伐期施業に変更することによって、主伐を行わず、林齢50年頃から数回の間伐や更新伐を行って、広葉樹の生育の促進、裸地化による森林機能の急激な低下の防止、山地災害の防止、水源のかん養など多くの機能を維持する予定である。更新伐とは、現存している森林を一部伐採し、その跡地に天然更新による広葉樹の侵入を促し、又は、異なる樹種などを植え替え、山の転換を図る伐採方法のことである。新しく山を作るのではなく、主伐できるレベルに育っている木を伐採し、その跡地に広葉樹の侵入や別種の苗を植え替えて世代交代することにより、新たな森の活性化と再生を目的としている。



(分収造林事業の主な流れ)

(2) 手 続

分収造林契約の変更について、必要と考えられる監査手続（閲覧、分析、質問等）を実施することにより、分収造林契約の変更に関する事務手続の妥当性を検証した。

(3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることとする。

① 分収造林契約の変更について（意 見）

概要に記載のとおり、三川公社では分収造林契約は 100 年に変更することを想定している。三川公社は平成 15 年から契約の変更作業を始めており監査人の往査時点で約 80%の変更が終了している。一方で未変更の件数は 204 件あり、その内訳は下記のとおりである。

状況	件数
反対	36
検討中(回答待ち)	71
未交渉(文書依頼のみ)	72
連絡者の所在調査中	25
計	204

(契約未変更の内訳)

契約年	件数	残契約年数
昭和 44 年	11 件	11 年
昭和 45 年	10 件	12 年
昭和 46 年	16 件	13 年
昭和 47 年	9 件	14 年
昭和 48 年	8 件	15 年
昭和 49 年	9 件	16 年
昭和 50 年	8 件	17 年
昭和 51 年	12 件	18 年
昭和 52 年	16 件	19 年

昭和 53 年	13 件	20 年
昭和 54 年	12 件	21 年
昭和 55 年	7 件	22 年
それ以降	73 件	-

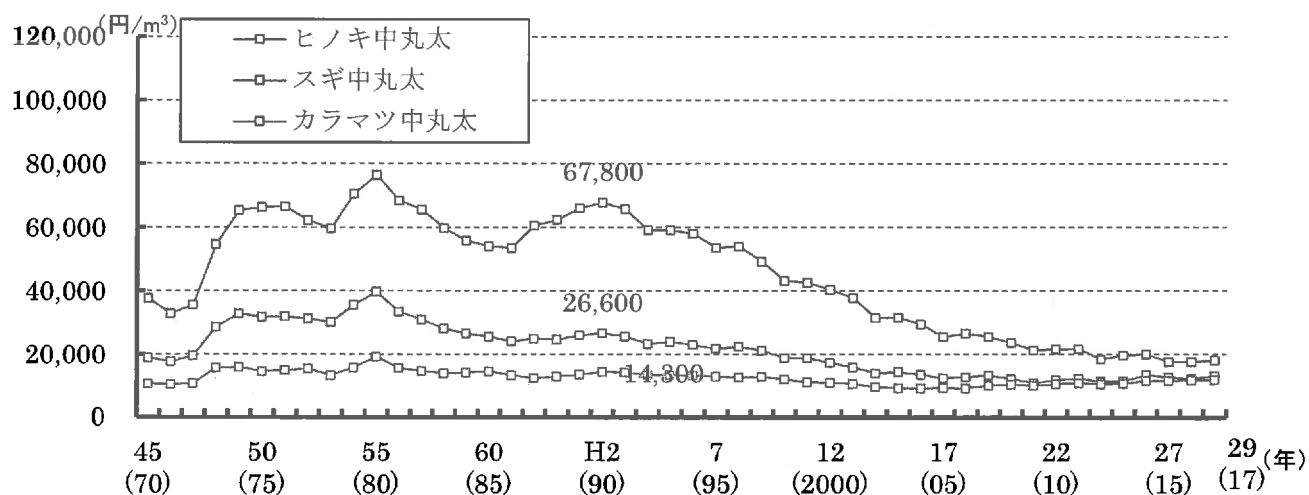
(契約年毎の未変更契約数)

三川公社の担当者へヒアリングを実施したところ、現時点では、契約変更を行えなかった場合は想定しておらず、未変更箇所の主伐に関する計画はないとのことであった。契約の終了年には、分収林を主伐した状態で森林所有者へ返還するが、主伐を行うためには市町村へ「伐採及び伐採後の造林の届出書」を提出する必要がある。この「伐採及び伐採後の造林の届出書」は伐採者（三川公社）と森林所有者が連名で提出する必要がある。つまり、残契約年数の間に森林所有者に再造林を自費で行うことに合意してもらう必要がある。又は、残契約期間で長伐期施業と同じように更新伐を繰り返すしかない。そのような点を考慮すれば実質的に契約変更業務に当てられる時間は限られているため、早急に契約変更できなかった場合の対応を検討されたい。

4. 木材販売について

(1) 概要

三川公社においては、平成 29 年度末現在、約 233 億円の借入金が存在する。この返済方法としては、森林の利用間伐及び主伐による木材の販売しかない。そのため木材の販売価格によって借入金の返済が十分可能かどうか決まってくる。木材価格はピーク時に比べて下落している。近年は下落傾向が横ばい傾向にあるものの、今後木材価格が上昇するかどうかは不確実な現状がある。三川公社が所有する森林は分収林であるため、販売額の全額が三川公社の収益になるわけではない。この割合は分収造林契約の中で決められており、平成 30 年 12 月時点では 2 者契約であれば、主に「三川公社：森林所有者=8：2」となっている。



(出典) 林野庁公表：平成 29 年度 森林・林業白書

(2) 手 続

木材販売について、必要と考えられる監査手続（閲覧、分析、質問等）を実施することにより、木材販売に関する事務手続の妥当性を検証した。

(3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることにする。

① 木材販売について（意 見）

三川公社では造林者に間伐や主伐の作業を委託している場合が多い。この場合は、伐採した木材の販売先は、造林者が 2 箇所以上提案して比較し、最も有利な販売先を三川公社が決定している。伐採した木材を共販所に持ち込む方法は、他の林業事業者と比較しても一般的である。共販所で販売すれば販売価格は時価となるため安定した収入を得られるかどうかは不確実になる。そのため監査人としては、一定量を供給する代わりに、木材の買取価格を一定にする契約を特定の事業者と結ぶことも考慮することが適切と考えられる。また近年では、事業者の枠を超えて連携し、海外需要家が要望する大ロット生産に対応している事例もみられる。多額の借入金を確実に返済するためにも販路を拡大する施策も検討されたい。

団体名	鹿児島県・宮崎県木材輸出戦略協議会
設立	平成 23 年 4 月
参加事業体名	曾於市森林組合、曾於地区森林組合、都城森林組合、南那珂森林組合
目的	国内で需要の少ない低品質材や大径材の韓国に向けた輸出の拡大
成果	平成 23 年度に 4,690 m ³ であった輸出量が平成 29 年度では 54,266 m ³ まで増加した。

(事業体連携の具体例)

5. 森林資産情報の注記について

(1) 概 要

森林資産は、その主伐による収益の獲得に至るまでが超長期であることから、その投資額の回収能力はその間の社会経済情勢の変化に大きく影響される。そこで、林業公社会計基準第 28 条において、森林資産に関して現時点における回収能力見込等額の情報を事業運営の重要な情報として注記することとしている。

また林業公社会計基準注解 25 において、回収能力見込額の算定は、標準伐期齢未満の資産にあっては、森林法で伐採が規制されていること、また、未だ生育途中の森林であり木材価格を基礎とした回収能力の測定は極めて困難であることから除外することとし、標準伐期齢以上の資産について回収能力の測定を行うものとしている。その算定は、現在の丸太市場価格を基に、将来の立木販売収入の見込額に補助金収入を加えた額から、今後の直接事業費及び分収交付金を控除した額を、現在価値に割り引いた額とする。なお、現在価値を算定する際に用いられる割引率は、当該公社の現実の資金調達を反映した資金調達コストを基礎に算定することとしている。

経営改善等の情報は、回収能力見込額が帳簿価額を下回る場合には、その対策について注記する必要がある。

(2) 手 続

森林資産情報の注記に係る関連書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析、質問等）を実施することにより、当該事務手続の

合規性等を検証した。

(3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について指摘及び意見を述べることとする。

① 回収能力見込額の算出にあたり、分収割合の変更が 100%達成したとみなしていることについて（指 摘）

三川公社では、上記林業公社会計基準の規定を受けて、回収能力見込額を以下の条件で算出している。

<算出条件>

① 契約地

契約地全体で標準伐期齢を超えた契約地を対象（52 契約地）

② 木材価格

平成 24 年度から平成 28 年度までの岐阜県森林組合連合会 3 共販所の 5 年間の木材価格の平均値

③ 分収割合

将来的にすべての分収割合を 8:2 に変更することを目標とするため、すべて 8:2 で算出

④ 資金調達コスト

資金調達コスト = (支払利息 - 利子助成補助金) ÷ 借入金残高

<森林資産の貸借対照表価額と回収能力見込額の注記>

(単位:百万円)

森林資産	貸借対照表価額				回収能力見込額
	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	
標準伐期齢未満	27,241	201	403	27,039	—
標準伐期齢以上	1,519	361	—	1,880	1,002
計	28,760	562	403	28,919	—

(注) 1 回収能力見込額については、標準伐期齢未満の資産は未だ生育途中の森林であり、その測定は極めて困難であることから除外している。

2 減少額は売却による減少ではなく、標準伐期齢以上の森林資産への振替である。

(出所) 公益社団法人木曾三川水源造成公社「平成 29 年度 財務諸表に対する注記」

三川公社は、将来の立木販売収入見込額を算出するに当たり、分収割合を

一律 8 : 2 で計算しているが、現状森林所有者との分収割合変更手続の進捗率は平成 30 年 3 月末時点の約 74% とすべての変更手続が完了しているわけではない。今後も森林所有者への交渉を進めていくが森林所有者が不明であったり、森林所有者への説得が困難であったりと、現状ではすべての分収割合の変更が可能である見通しが立っていない。

林業公社会計基準第 18 条では、固定資産の時価が著しく下落したときは、回復の見込みがあると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額とするとしている（固定資産の減損処理）。そして、林業公社会計基準注解 12 の 2 において、「時価が著しく下落したとき」とは、時価が帳簿価額から概ね 50% を超えて下落している場合としている。

平成 29 年度末時点で三川公社の森林資産の時価（回収能力見込額）は帳簿価額の 53%（回収能力見込額 1,002 百万円 ÷ 当期末残高 1,880 百万円）と、50% に迫ってきており、森林資産の減損処理の判断上、時価（回収能力見込額）の算定が重要となっている。

森林資産の回収能力見込額の算出をより精緻にするために、回収能力見込額の算出に当たり分収割合を一律に 8 : 2 にするのではなく、現状の個々の森林所有者との契約の割合にすることが必要である。

<分収割合変更の内容>

契約	当事者	分収割合変更前			分収割合 変更後
		市町村有	公有等 (共有林)	私有・ その他	
三者契約	三川公社	60%	40%	50%	80%
	土地所有者	30%	50%	40%	18%
	造林者	10%	10%	10%	2%
二者契約	三川公社兼造林者	70%	50%	60%	80%
	土地所有者	30%	50%	40%	20%
	三川公社	60%	40%	50%	80%
	土地所有者兼造林者	40%	60%	50%	20%

② 回収能力見込額算出における直接事業費及び分収交付金について（意見）

また三川公社では、回収能力見込額の算出に当たり、直接事業費及び分収交付金の発生時点を将来の立木販売収入の発生時点と同時点として割引計算しているが、実際の直接事業費及び分収交付金の発生時点は将来の立木販売収入の発生時点より前に生じる。

現状の算出方法では、直接事業費及び分収交付金が実際の発生時点よりも遅く発生していることになり割引計算上過小に計算され、その結果、より精緻に計算した場合よりも回収能力見込額が過大に算出されることとなる。

林業公社会計基準では、直接事業費及び分収交付金の発生時点を詳細に定めていないので、現状の算出方法でも会計基準上問題ではない。ただし、上記の記載のとおり、時価（回収能力見込額）が帳簿価額に迫っており、回収能力見込額の金額が現状よりも小さくなる場合には、森林資産について減損処理が必要となる可能性がある。したがって、森林資産の減損処理の判断上、回収能力見込額をより精緻に算出することが適切と考える。

6. 公益森林管理事業について

(1) 概 要

水源かん養公益森林取得事業の実施に伴い積み立てられた管理基金（平成30年4月1日現在130,000千円）の利息を主な財源として、昭和54年度から実施している。

社有林での火災、盗伐、誤伐等の防止のための巡視を行うとともに、除伐、間伐、枝打、複層林整備、育成天然林整備等、森林の整備と適切な維持管理を実施するほか、流域の住民の参加による「水源林見学会」等を実施している。

(2) 手 続

公益森林管理事業に係る関連書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析、質問等）を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

(3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について指摘を述べることにする。

① 水源林見学会の予算について（指 摘）

木曾三川の下流域の住民に水源林整備の大切さを認知してもらい、三川公社の目的、役割、事業等に対する理解を深めるため、愛知県、岐阜県、三重県在住の小学生と保護者を対象に、平成 11 年度から毎年 1 回三川公社造林地で「水源林見学会」を実施している。

<水源林見学会での間伐体験の様子>



<水源林見学会の参加人数>

年度	H25	H26	H27	H28	H29	累計
岐阜県	18	22	9	8	4	321
愛知県	11	2	8	17	7	282
三重県	0	0	0	0	10	76
名古屋市	17	22	34	6	11	353
計	46	46	51	31	32	1032

参加定員は平成 27 年度までは 60 名であったが、会場までの道のりで舗装されていない道路があり移動に危険を伴っていたため、平成 28 年度以降会場を中津川市に変更し、会場の規模に合わせ定員を 40 名に変更した。

水源林見学会に関する直近 5 年間の収支を確認すると、平成 29 年度は黒字を確保しているものの、それまでの 4 年間は赤字が連続していた。

平成 28 年度までは啓発普及費が膨らんでいるが、これは水源林見学会を開催するに当たり、事前に間伐体験を実施する場所を確保するため笹刈りを行ったり、当日の間伐体験の補助者の人員を確保するための支出が大きかったが、平成 29 年度は会場を変更したことにより縮小できた。

これまで啓発普及費が基本財産利息収入（管理基金からの利息）を上回っていたのは、啓発普及費の予算を、基本財産利息収入の金額の多寡を考慮せず過去に支出した金額を基準に決めており、そのため啓発普及費が基本財産利息収入を超え赤字が連続していたと考えられる。

水源林見学会は毎年一定数の参加者を確保できており、応募段階では定員を超える応募が集まってきていることから、三川公社にとって有意義なイベントであるといえる。しかし、赤字が連続するようでは当該見学会の継続が困難になるおそれがある。今後当該見学会を持続可能なものにするために、予算を策定する際には啓発普及費が基本財産利息収入に見合うように計画する必要がある。

<水源林見学会の収支>

(単位:円)

科目	H25	H26	H27	H28	H29
基本財産利息収入	936,003	776,976	650,025	650,019	650,007
作業路補修	0	0	0	63,180	0
啓発普及費	1,209,693	1,294,458	1,299,326	903,099	617,293
差引	△ 273,690	△ 517,482	△ 649,301	△ 316,260	32,714

(出所) 公益社団法人木曾三川水源造成公社「公益森林管理事業 収支計算書」

第5 利害関係

包括外部監査の対象としての特定の事件につき、私には地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

